

山浦 元 様

1月

お元気でしょうか？ 私は 病院の検査で心臓の  
弁膜に二カ所の障害がある。充分に気をつけて生活する  
ように警告されています。概念集の価値を認めて  
下さる生き方があります。ご安心下さい。

こんど「序文〜あとがき」の系列をまとめたパブリック  
してあげました。読者によって印刷行差としても、三の頁取り  
で録音をとりかえり今後の「インビロ」を考へたいので、  
山浦さんのご意見を期待しております。（すでにこれほど  
おつとかがけられ、示唆をうけてきています。）

パブリックをよんで下さる70冊の「学術界」がいた詩の「エッセ  
」を同封します。堀川さんからとった宮内さんに関する  
文章のコーナーも。これは、がらりまわしい見方を念入りにするとは  
いえず、たへん示唆的であり、本質的な道場に行き着く、と  
考へております。（今のところ、<sup>元</sup>救環連絡会の「インビロ」では  
山浦さんにはだけお送りします。） へは又。

93、1、29

松下 昇

# 原詩人通信

1993.1.

NO. 48

白巻ハシカハヤ 戦前からのプロレタリア文芸者の系図

● ほうふ 1993年 藤本敏夫

元、フントの系図

私のひひおばさん(もとさん)は百歳で

おばあちゃん(もとさん)は八三歳で

お母ちゃんは九四歳で

私は七十歳

私は脳卒中になり12年目になる

だんだん足が悪くてくるま椅子の世話になる

くるま椅子と車で同伴して選挙でも集会でも参加する

でも団地の自由猫(ノラネコのこと)に餌を運搬する時に

久子の手をテスリのかわりにもつて歩く

物がいえない私に物をいわない猫は親友です

(竜ちゃん(竜)が台で生まれたので竜太です)

竜ちゃんの妹は花子で二匹の子猫がいます

朝と晩に餌をやります晩は久子だけです

竜太と花子の弱虫の父親は花子にいいよる男猫に二匹で通走しました

猫の問題は私の第一義的な問題です

読むのが好きな私は大西巨人の神聖喜劇を三回目ゆつくり読みたい

つぎは元神戸大学講師松下昇さんの神戸大学闘争史はじめ表現集、概

## 念集

すべての物を読んで見たい

詩では「オートバイの兄ちゃんへ」三里塚闘争を想いだしみつくらつ

ばきこさんの

生きかたを学びたい

大西巨人の「三位一体の神話」下の散骨の思想に万葉集、巻第七

へたまづさの妹は玉かも。あしびきの清き山辺に撒けば、散りぬる

私はしらないもとさんの生まれた但馬の過疎の村に今年はいきたい

## 事務局より

※ みなさん、あけましておめで  
とうございます。今年もがんば  
ります。

※ さっそく  
お金の話で  
～6回くらいしか出ない?)、年間1600円とはおかし(なんて文句は  
まだ来ませんけど)ということに、事務局はやっとな気がつきました。

※ そこで、おかしと思われた方は、自発的に値下げしていただくことを  
お勧めします。おかしと思われない方々の超過分は、「カンパ込み」  
と解釈いたしまして、相変わらず頂くことにいたします。

※ 本号には郵便振替用紙を同封します。□

※ 宛番号の欄には右のようにお書きください。 東京 7-88945

※ 次号の原稿締切りは2月20日です。(江崎)

編集発行 原詩人社 編集発行人 井之川巨  
東京都品川区大崎4-2-13-405 電 03(3492)3494  
振替東京7-88945 定価200円(税別) 年間1600円(代込)

前略 宮内さん追悼の文送って戴きました。松下さんの文に触発されて、私も書く気になりました。これまで宮内さんについて二回書いてきましたが、今まで触れなかったことを述べてみます。

#### 1 現代の「坊ちゃん」としての宮内さんについて

私は大分前から、理科大闘争中の宮内さんと和解後の宮内さんが、生活における緊張感という点で、違いがあり過ぎるのではないか、それは何故だろうと思っていました。そこで一つの仮説を立てて推論を試みてみました。その仮説が、『現代の「坊ちゃん」としての宮内さん』です。宮内さんが理科大闘争に関わった心情は、痛めつけられる学生に対する同情と、暴力で抑圧する管理者側に対する率直な怒りでありました。これこそまさに「坊ちゃん」の怒りでしょう。彼がこの心情にすっかり身を任せていたことを、今回宮内さんの「陳述書」を読み返してみても確認できました。

宮内さんは理科大闘争に積極的に関わりながらも、多分クビにはならな  
いだろうと考えていたようです。なぜなら彼はその頃「合法と非合法のギリギリの線を歩みたい」という意味のことを私にもらしていたからです（この考えも「坊ちゃん」的ですが）。この言葉からも分かるように、宮内さんはまさかクビになるとは思っていなかったため、実際に免職の通告が来たときのショックは大きいものであったでしょう。免職理由を読み進むに従い、彼の心の中で猛然と怒りがこみ上がってきて、いかなる手段によっても敵に反撃し勝たねばならないとして、裁判に持ち込んだと思えます。（当時の宮内さんは、裁判所に提出した「陳述書」について、あれほど熱を入れて書いたものはこれまでなかった、と述懐していました）。

裁判に完全勝利し、大学に復帰する積りであり、それがまた至極当然のことと考えていた宮内さんにとって、大学側の暴力による宮内さん排除は第二のショックであり大きい挫折であったに違いありません。この挫折が背景となって和解勧告を受け入れる方向に向かったと推察されます。和解以後の虚脱感、緊張感の喪失はこのようにして生まれたのではないでしょ

うか。

もしこの推察が正しいとすれば、不正に対する怒りによる爆発が、世間に敗北したという点で、宮内さんを現代の「坊ちゃん」としてよいのではないかと思いません。

宮内さんは自分が「坊ちゃん」と言われることを非常に嫌っていたし、それを勿論認めようとしませんでした。私は彼が素直にそれを認めたらよかったのにも思います。むしろそれを誇つてもよかつたのではないかと思うのです。宮内さんは現代では珍しく育ちがよくて卑しさのない人柄でした。だからこそ「坊ちゃん」になりうる稀な存在であつたと思つたのです。彼の悲憤慷慨は「坊ちゃん」のそれで十分に価値があつたのに、革命や変革に結びつくものでなければならぬとされていたようです。宮内さんは自分で諸概念を根気よく作り上げてゆくタイプでは決してなかつたので、自分の怒りを社会の変革に結び付ける仕事は得意ではなかつたはずですが。ここからも宮内さんにおけるいろいろな無理が始まつたのではないでしょうか。

世間しらずの秀才のお「坊ちゃん」が大学をクビになり、世の荒波に放り出され、予想以上の辛さに思わず悲鳴をあげないわけにゆかなかつた、というのが宮内さんの後半生の重要な一面だつた、というのが私の観察です。例えば、酔つたあげく大学教員を羨む発言を何度も聞かされたことがあります。いやしくも大学解体を叫んだことのある人なら、口が裂けても言つてはならない言葉だと思つたのですが、彼にはそのような意識はなかつたようです。宮内さんにとって大学解体が本心ではなかつたとは決して思いません。けれども大学教員に未練があるなら、なぜ大学闘争に積極的にかかわつたのが不可解でした。学生に対しカツコよく見せたかっただけであつたなら、それに対して宮内さんが支払つた代償はあまりにも大きかつたと言えるでしょう。大学闘争にかかわつた自己を、ひよつとすると宮内さんは後悔していたのかもしれないと思つたのです（大変惨めな話になります）。



宮内さんのマスメディア好きも彼の「坊ちゃん」性に関係があると思うのです。宮内さんを囲む勉強会の同人雑誌「同時代建築通信」にたいしては、年を経るにつれて冷淡になつてゆきました。「ワードマップ」という本をつくるために、松下さんの要望を切り捨てて省みなかつたことは記憶に新しいことです。大学闘争においてマスメディアがどのように振舞つたか、ということを持ち出すまでもなく、体制批判の運動とマスメディアは原理的に両立しないことは明らかです。だからマスメディアに乗る能力があつても、あえて乗らずに自前のメディアを持とう、というのが大学闘争を踏まえた決意であつたはずです。マスメディアに乗る能力がありながら乗らない辛さに耐えるということが宮内さんにはできなかったのでしょうか。

## 2 裁判闘争が宮内さんに強い歪みについて

もし宮内さんが東京理科大学にいなかったら、理科大闘争は発生しなかつたろうということは明白です。にもかかわらず、このような言い方はされなかつたし、従つて宮内さんの評価もこの線に沿つてなされなかつたと思います。

宮内さんの最大の業績は理科大闘争の核になつたことでしたが、裁判に勝つために絶対に口にしてはならなかつたことでした。裁判における宮内側の一貫した方針として、宮内さんは理科大闘争において学生を煽動したことは決してなかつたというものでした。私自身は宮内さんの煽動を目標としたことはありません。けれども理科大闘争中、あれ程学生の側に立つた宮内さんが、いかなる場合にも煽動的発言をしなかつたとは考えられないし、煽動的発言とそうでない発言との間に境界線など引けるものではないからです。宮内さんの存在自体と、彼のアジテーションによつて、はじめ理科大闘争は存在したという大前提を隠した上でのあの裁判は、大いなる虚偽の上に立つ闘争であつたといふべきかもしれません。勝つためにはこの種の虚偽など問題にならない、というのが職業的弁護人の見解だつたのでしよう。それはそれとして、この虚偽は宮内さんのその後の生き方に暗い翳りを落としたのではないかと思われてなりません。なぜなら、若

き日の栄光を誇りをもって素直に語れないほど悲惨なことはないだろうからです。彼は屈折し辭屈するほかないでしょう。

### 3 宮内さんの酒について

宮内さんが無類の酒好きだったところが私の最高に共鳴するところだったかも知れません。私も酒のない付き合いは、極論すると人間にとつて無意味であると思つています。東京での生活の雰囲気がいまにも棘々しく、心の許せる付き合いに飢えている状態で、様々な名目で機会あることに集まりを企画し、酒の席に変えていった功績を最高に評価すべきではないでしょうか。宮内さんは淋しがりやで酒好きだったにしろ、人を集めるためにかなり自分を犠牲にしたはずですよ。

しかし酒の力の限界もまた明らかで、酔いの最中と酔いが覚めたあとの落差に耐えきれず人々が去つて行つたような気がします（私はそうだった）。宮内さんもこのためかどうか知りませんが、次第にアルコール依存症になつていったのは悲惨なことだったと思います。

### 4 宮内さんの事務所経営について

宮内さんはマルクスを尊敬していたし、マルクス主義を信奉していたので、搾取なき社会を理想としていたはずですが、自分の建築事務所では、明らかに所員を搾取していたのはどう理解したらよいでしょうか。つまり言行不一致を宮内さんはどの程度気にしていたのか、ということですよ。「同時代建築勉強会」で皆が飲みはじめても、所員は期日に追われて図面に取り組んでいるときがしばしばありました。そんな場合宮内さんは、もう仕事は止めていっしょに飲もうよ、と所員を必ず誘つていたことを思い出します。所員を出来るだけ平等に扱いたい、という優しい気持ちを宮内さんは持ち続けていたと私は思う反面、だからこそ所員を搾取る後ろめたさから逃れることができず、かといつてかなりの搾取なしに事務所経営は不可能であるわけで、論点の飛躍かもしれませんが、宮内さんは建築設計の途など選ぶべきではなかったと私は考えるのです。

### 5 宮内さんの文章について



透 北川

昨年の十二月二十七日、東京の新江戸川公園内松声閣で、「菅谷規矩雄を読む会」が持たれた。詩人の菅谷が亡くなってから、もはや三年がたった。彼が書いた詩と批評も、やはり残した仕事の意味を、今後も自由な

集まらう、といふ趣旨だった。今回は菅谷の評論集『ロギカ／＼アリア』、遺稿集『死のトリロソイ』を取り上げ、その問題点について、評論家の村瀬孝さんと小浜逸郎さんが報告した。会場に集まったのは、かつて菅谷とつきあいがあつたり、彼の詩と思想に関心を持っていた詩人を中心に、四十名近い人だったろうか。報告を聞いた後、かなりの激論も交わされたが、いい会だった、と思う。晩年の菅谷が、つきつめた問題を単純化して言ひ、結局、

### 「いる」の存在論

日本語でものを考えた時、詩を書くたりのほゞどうしてか、どうしてかにならぬ。日本語には、存在をあらわすのに、「ある」と「いる」の区別をする。わたしが「いる」と言つても、わたしの前にコップが「いる」とは言わない。それを有情と無情の区別だけでは説明できないのは、花が咲いて「いる」とも言うからである。学生時代にドイツ文学を専攻した彼は、ハイデッカーの存在論を導きながら、日本語の「いる」として存在するもの

意味を考えたつたのである。詩にしろても、韻律論から音韻論へ展開してゆく過程で死にやる中絶を迎えた。これも日本語の詩のリズムや音声の問題を、つきつめて考えたことにならぬだろう。

当日の報告も、村瀬さんはへひらがなくの、小浜さんはハイデッカー受容の觸覚で、この問題を照明をあたへることになつていた。年に一回の会だが、菅谷の仕事を紹介して、だれかが何かを生みだすまで続けられたいらう、と思う。(詩人)

宮内さんの言語感覚や文章能力には、私は遥かに及ばないものがあると思ひ尊敬していました。『怨恨のユートピア』は建築評論の傑作であるだけでなく、宮内さんの若さと自信に溢れた bodies の記念碑だつたと思います。しかし残念なことにはその後の発展がみられず、文体も硬直化していったように思います。

以上のように、私にとつての宮内さんは革命家でも建築家でもなく、現代の「坊ちゃん」としての評論家であつたと思います。このように規定することは、大学闘争以後の宮内さんを非常に矮小化することになるのかも知れませんが、止むを得ないことでした。

松下昇様

堀川勉

93.1.27

松下昇様

相違なく平佐枝の口々に明々言われてあります。一二の行のあきぬ  
とパンフをあげたとうございませう。

心臓の障害とか心配です。私も教筆前々帝國皇会等で沈んで  
来たことがあります。正月明けの再検査で血液成分は正常に  
戻りましたが、右手のしびれと痛みは、長年の酷使による頸骨の  
ずれによることがレントゲン写真で判明し、今は整形か  
手術か、表紙を長年既刊パンフリストを進いながら、かくも、重たい表紙を長年  
続けられて、松下さんが何ともなく、たか、重いカバンをぶら下  
ぎたお金の自負に、ここのうら病状が出るとは何ごとかと、怖  
まうた。

松下さんが進むというテーマも、発想や表現も、私をいとは次元  
が違っているように、示唆も各々あります。先日、江村さんと会ったとき、  
「最近の松下さんの文章は、合気やすい。概念も、はいい文章  
だ」と話していました。日者性にも埋没し、が、な、常人にとり、時折

No.1

送る中々くるパンフは何より、読者への、少くとも初心を思い起  
こさせてくれるのです。藤本さんの存在も、広く知れたいものです。

初心と言えは、原告団の一人から「七〇年安海闘争記録」というビデオ  
テープを借りました。見た人が多教いるのを早く返さなくては  
いけません。八時間近くもある長大なもので、まだ船印の方で、  
あります。東大や日大闘争も、少くとも、あ、お金の人は、  
今どうしているの、と、ま、お金の人は、

坂川さんの文章も、拝見しました。お、お、お、お、お、お、お、お、  
死者に鞭打つ面が、無きにも、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、あ、  
お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、

再処理工場への異議申立てを、お、お、お、お、お、お、お、お、  
ります。最近とくに、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、  
も、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、お、

No.2

九三・二六 山浦 元

# 擬制の告発 XXVI

沖 30号 (193.1)

もんじゅ・伊方・福島訴訟最高裁判決によせて  
— 司法権をも委譲された原子力学者の水準

原告 山浦 元

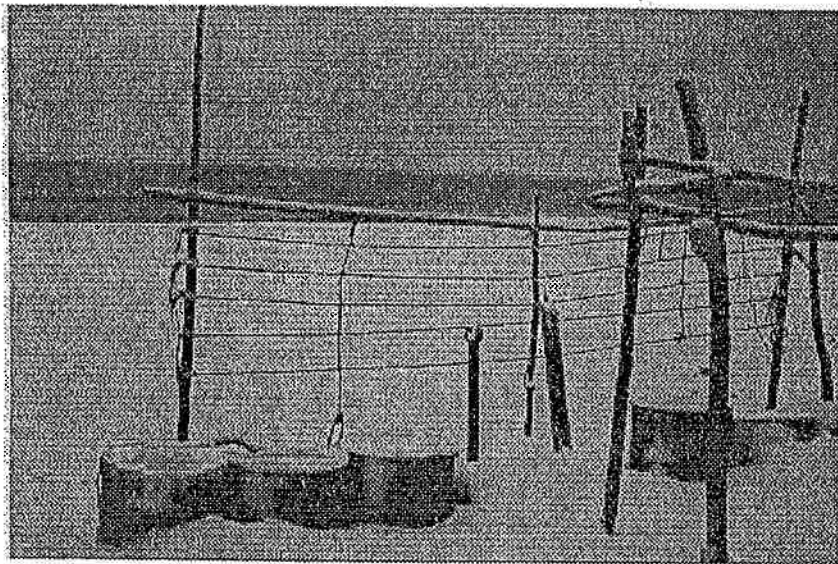
もんじゅ訴訟の国側証人とでもない。住民個々人の個別して数々の意味不明発言が伝的安全を捨象して公共安全なえられている近藤駿介原発事どあり得る筈がないのであ故・故障等評価委員会委員長

(東大工学部教授)が、上告 推進側が固執してやまない  
審判決の直前に発行された この種の法解釈は、彼らの公  
「エネルギーレビュー」十月 共性概念の虚構性および法の  
号の原子力Q&A欄でへ原子 成立基盤の実体を余すところ  
炉等規制法では、国は公共安 なく逆照射していると言うべ  
全、すなわち、社会共同生活 きである。即ち、公共や公益  
の全体としての向上発展に資 の名を騙って、実は事業者お  
する安全確保の観点から申請 よび学術関係者を含む特定の  
の可否を判断することが求め 階層の利潤追求を保証する体  
られているのであって、個人 制の確立と維持を目的として  
の安全を念頭におくものでは 規制法の立法が行なわれたの  
ない。公共なんかかというの であり、原子力関連法の母体  
は、個人個人の活動にまかせ である原子力基本法に謳う自  
ておくと社会的に見て最適な 主、民主、公開の原則も、も  
投資が行なわれないので、国 ともと彼らの彼らによる彼ら  
なり行政に努力を求めて達成 のための専有理念に過ぎな  
しようとするものである。最 かつたのである。私たちが各  
高裁の判断が待たれると、 時点でも確認したい情報が  
国の立場を必死に代弁し擁護 公開されたためはなく、彼  
らを謂う「公共性」が法と実  
いやしくも住民や国民が口 益を私するのための擬制概念で  
をさしはさむ筋合のものでは あることは今や誰の目にも明  
ないというわけである。とん らかと言ってよい。



## 発告の制限

「聖域」の侵害を恐れてあ  
くまでも全原告を排除したい  
近藤氏は上告審に一縷の望み  
を托して、原子炉設置許可処  
分が誤まっていた場合に起こ  
りうる最大級の事故を想定し  
て一部住民の原告適格を認め  
た名古屋高裁判決を批判し  
て、あらぬ自問自答を並べ立  
てている。曰く、へそもそも  
許可の際の判断が間違ってい  
たら、どれだけ大きな事故が  
起きるか。安全審査では、災  
害の防止上支障がないと判断  
するために、人は誤まり機械  
は故障することあるべしとし  
て、技術的見地からは起こる  
とは考えられない事故の発生  
を仮定しても周辺公衆に著し  
い放射線災害を与えないこと  
を確認している。だから、審  
査に合格  
したなら、  
審査に誤  
まりがあ  
っても、  
周辺ら、  
公衆に著しい放射線災害を  
与える確率は小さいと言え  
る。鈴木篤之東大工学部教  
授も、「世界」十一月号の  
「プルトニウム利用計画はか  
非か」の論争で同趣旨の発言  
をしていた。  
驚くべきことに法廷外では  
彼らの脳髓から基本設計論は  
跡形もなく消え失せ、万全の  
審査が為されていることに  
なってしまっているのである。学  
者を自認するならば二枚舌を使  
い分けてはいけない。かつて  
内田秀雄原子力安全委員長が  
「審査会は基本的な設計につ  
いて審査するだけで、実際に  
その通りつくられるかどうか  
は答申の範囲外で、そこまで  
責任は持てない」と公言した  
のは天下周知の事実であり、  
全国の原発関連裁判で国は同  
様の主張をくり返して来た  
し、しかも本年五月の時点ま  
で過酷事故の可能性を絶対に  
認めようとしなかったのだか  
ら、近藤氏らの言い分は一〇  
〇%でたためである。なかん  
づく「審査に合格したら」  
云々は眼光紙背に徹しても常  
人には理解不能だろう。  
そもそも設置許可の段階で  
「基本設計」に係わる誤判断  
があったとすれば、人為ミス  
も機械の故障も災害評価も全  
く論外なのは技術論のイロハ  
ではないか。六ヶ所ウラン濃  
縮工場と同様、初歩的な設計  
ミスがあれば、原子炉が稼働  
しえないから大丈夫とでも言  
いたいのだろうか。こういう  
虚偽だらけの不可解な記述と  
言動をくり返している人物た  
ちが、最高学府の頂点に位置  
すると評価されている大学で  
教鞭を執り、住民・県民・国  
民の死命を制する各専門部会  
のリーダーとして国の原子力  
政策を実質的に領導している  
逆説的状况が、私たちを包圍  
する社会矛盾の根の深さを端  
的に表わしている。  
東大と言えば上には上？が  
まだある。「大地震があつて



六ヶ所村泊港付近 1992・12



### 発告の擬制

も、発電所がひん曲るにしろ全部壊れることはないと思ふ」と放言して物議をかもした都甲泰正(とがまさ)原子力安全委員長代理、「蒸気発生器細管がギロチン破断することなど工学的技術的に見てあり得ない」と伊方訴訟の法廷で自ら断言したにも拘らず、美浜二号機の事故に接して「起こっても止むを得なかった」と無自覚に開き直った前出の内田委員長、例によって殆どの事故データを秘匿管理して、全国の同型原発に影響が及ぶ事態を恐れて二号機固有の欠陥に掃すために、事故原因を「振れ止め金具の設置不良による流力弾性振動の発生」という定性的な一つの可能性のみに無理矢理収束させてしまった調

境上の一般的公益にとどまらず、周辺住民の生命、身体的安全等を個別的利益として保護する趣旨をも含むと解するのが相当である。全国の下級審の諸判決を集約して公約を書いたに過ぎない。

近藤氏は早速「エネルギーレビュー」十一月号で取り上げ、へ裁判の入り口では「気になる人がいるなら話を聞いてあげなさいよ」ということだろう。と住民を揶揄し、次に判決予定の伊方・福島上告審を射程に入れて、へ原子炉設置許可の判断は高度に専門技術的裁量に係わるものだから行政裁量に委ねるとするの

が規制法の立法精神であり、したがって審査指針にすべての判断の根拠が明示されていないことも特に不合理ではない。もちろん、行政庁が決めると言っても、専門家の判断を尊重せざるをえないから裁量の余地はないのだが」と、

大下代表は十・三〇付デーリー東北紙上で「これは司法

大名譽教授だという。この委員会の構成メンバーを見てさすがに驚いた。大学関係者十名中、飯田・近藤両氏を含めてなんと九名が東大教授、助教教授であった。彼らの中で、同型炉すべてに発生して

いる夥しい細管損傷の主因である腐食問題を徹底的に究明する姿勢をつらぬこうとする学者が皆無であったとはまさに信じ難い。

明治十九年に発令された帝國大学令第一条「帝國大学ハ國家ノ須要ニ応ズル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」が、一層低次元化されて何時しか蘇生し

存らえていることを知る。知らり方が根底から問われた東大闘争当時、この人たちは何を考えていたのだろう。

近藤氏の願望空しく、九月二十二日、最高裁は国の原告田国広委員、不適格論を終焉させた。へ原告長、い子炉等規制法は、原発事故の重大性にかんがみ、公衆や環

境上の一般的公益にとどまらず、周辺住民の生命、身体的安全等を個別的利益として保護する趣旨をも含むと解するのが相当である。全国の下級審の諸判決を集約して公約を書いたに過ぎない。

近藤氏は早速「エネルギーレビュー」十一月号で取り上げ、へ裁判の入り口では「気になる人がいるなら話を聞いてあげなさいよ」ということ

だろう。と住民を揶揄し、次に判決予定の伊方・福島上告審を射程に入れて、へ原子炉設置許可の判断は高度に専門技術的裁量に係わるものだから行政裁量に委ねるとするの

が規制法の立法精神であり、したがって審査指針にすべての判断の根拠が明示されていないことも特に不合理ではない。もちろん、行政庁が決めると言っても、専門家の判断を尊重せざるをえないから裁量の余地はないのだが」と、

呆れたことに万全の審査を力説していた前号の記述を一変させて今度は「基本設計」に限定した審査を暗示しながら、行政ならぬ自分たちの専門技術的裁量特権を誇示して見せた。原子力行政の実権を握っているのは、かくも不遜で自家撞着きわまる言辞を弄して恥じない専門家群であるのは明瞭である。

最高裁は十月二十九日、今度より正確には今度も下級審の判決通り、二十八号で詳述した不確定かつ支離滅裂な基本設計論を追認して上告を棄却し、二十年に及ぶ愛媛・福島住民の苦闘を圧殺した。国が依存する規制法という名の擬制の牙城をひたすら守り続けてきた司法総体も所詮擬制でしかなかったことが最終的に確認されたのである。

と権力性について自己批判的に思いめぐらしたことがおそらく一度もないに違いない。だとすれば、私たちが手で判決文を書くほかに原発問題は、権力による抑圧、資本による収奪、似非科学による破壊という社会矛盾の基本構造を隈無く照射するだけではなく、これらに依拠しかつ支えている専門領域すべての水準を識別しうるリトマス試験紙であるとさえよう。

(神奈川)



小浦元孫

2、6月のお身紙 ありがとうございます 拝見しました。 とくに  
知の表現へのご批評は '60〜以来の筆姿に支えられて  
いるだけに ありがとうございます。 カンパもありがとうございます。

'60年とハズレ、小浦さんからと前夜して藤本さんからも  
ご時々のご書と送って下さりましたので、ご一とお送りします。

これは '60、6、15 日 日 居着かして、日 女 宛 員 と して  
活動して来たのです。 6、15 奉 報 と して 直 ぐ に 送 り 込 ん だ

神 戸 政 治 会 と 結 伴 した と ころ、 ト ロ ッ フ ス ト に 感 傷 的 に 陥 入  
反 党 的 行 為 と 一 つ と して 除 名 した 天 下 じ ゃ ず。 2、6、15 直 ぐ に

仲 間 と 共 に フ ロ ン ト に 加 盟 し、 神 戸 西 地 区 の 活 動 主 力 だ け だ。 フ ロ ン ト の  
分 派 派 は 新 野 野 中 心 の 戦 線 派 だ。 2、6、15 奉 報 同 一 中 核 派 だ。 2、6、15

ゴ ー ス の 方 だ。 病 氣 の 後 は 自 宅 に 引 越 して、 読 書 と 詩 作 の  
日 々 行 っ て 居 ます。 2、6、15 奉 報 の 方 だ。 2、6、15 奉 報 の 方 だ。 2、6、15 奉 報 の 方 だ。

2、6、15 奉 報 の 方 だ。 2、6、15 奉 報 の 方 だ。 2、6、15 奉 報 の 方 だ。

と ころで、 今日お、 お 送 り 下 さい た 2、6、15 奉 報 (高 木 仁 三 郎 氏 作 成)  
に つ いて、 2、6、15 奉 報 の 方 だ。 2、6、15 奉 報 の 方 だ。 2、6、15 奉 報 の 方 だ。

2、6、15 奉 報 の 方 だ。 2、6、15 奉 報 の 方 だ。 2、6、15 奉 報 の 方 だ。

コピー同封)



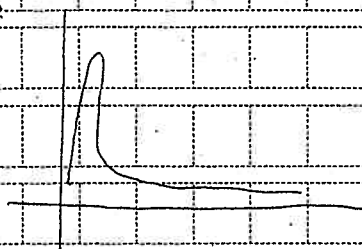
3.  $10^{\circ}$  -  $20^{\circ}$  は 風向き  $5^{\circ}$  の条件を (1)、(2) と区別して

します。

(1) は  $4^{\circ}$  -  $5^{\circ}$  の 「被曝線量と距離の関係」

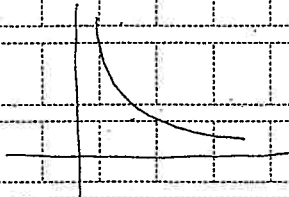
$9^{\circ}$  -  $13^{\circ}$  の 「甲状腺線量」 のグラフの場合に

グラフを



の形としてあり、

(2) は  $10^{\circ}$  -  $20^{\circ}$ 、 $14^{\circ}$  -  $20^{\circ}$  のグラフの場合に



の形としてあり、

のグラフとしてあり、

グラフ、このグラフの条件を知らずして、 $5^{\circ}$  -  $10^{\circ}$  と誤りながら、 $5^{\circ}$  -  $10^{\circ}$  の線量を示す。

93. 2. 17

松下 昇

追記 — 山崎先生の右のグラフと論議は、経年変化のグラフとして、以前は「病風」として知られていた。このグラフは、 $5^{\circ}$  -  $10^{\circ}$  と誤り、 $10^{\circ}$  -  $20^{\circ}$  のグラフとして、 $5^{\circ}$  -  $10^{\circ}$  の線量を示す。日常生活と学業、栄養の充分に留意する。

私の心臓の病は、 $5^{\circ}$  -  $10^{\circ}$  のグラフです。

# 金子蓮の東大女子学生

故榊美知子さんを虐殺し、  
 眞凶團は許されよう！  
 警備隊（赤四警備隊）のゴロリスしを退治せよ！  
 死の準備をうけた学生不明の姿を逮捕せよ！  
 多数の学生をこわして放逐せよ！  
 榊美知子さんの遺書を  
 字主「アキカ」さん、世間の皆さん、  
 去る五月十五日夜半東京市内に於て、上野青年団と、警備隊とによって  
 学生、木下教授、新劇文化会委員の死を暴行を加えられました。  
 銃の響きを使い、警備隊はここに、（週刊「らぶ」五月二日号）  
 （五月十五日夜半東京市内）

故榊美知子さんは、頭部を傷つけられ、手の指は無惨に斃傷を打たれてい  
 ました。（朝日新聞六月十九日）  
 （故榊美知子さんの父親、東京大学教授、榊俊雄）

故榊美知子さんは、首を撃たれた跡があり、致命傷はここに  
 証拠があらしたのです。（朝日新聞六月十八日）  
 （社会党参議議員、坂本昭）

このように暴行をせよ、新安保法をまけて、国民の取りこぼしを  
 する  
 その国民の取りこぼしを最も野心的に代表して取り扱って来た  
 日本の首魁である金子蓮の多くの学生を倒す

遂に、榊美知子さんを虐殺したのです。  
 ひどく、神戸勤労者文学研究会は限りなく憎しみをもち、  
 眞凶団は抗議するものです。  
 全神戸の労働者の皆さん、学生の皆さん、  
 ストライキを名にあられた折々の意思表示を組織しましょう！  
 眞凶団は許されず、国会解散せよ！  
 絶へずの警備隊は解散せよ！  
 榊美知子さんを直接虐殺した校警備隊を処罰せよ！  
 第四兵隊責任者警視 伊林長を処罰せよ！

全労働者のストライキで抗議運動を起し  
 新安保を粉砕しよう！

一九六〇年六月二十四日  
 神戸勤労者文学研究会  
 機関誌「どろろ」文学部編集部

神戸勤労者文学研究会  
 機関誌「どろろ」文学部編集部  
 二〇〇〇年六月二十四日

松下昇様

一日に針坂方面で再処理異議申立があり、二つの報告集会を終えて深夜帰宅いたしました。二セフのチキ紙が届いております。身体を気づかせる下りありかと感じます。松下さんぜひや……。

衆議議事会録で、社会党のメンバーがエネンパー問題や憲法の研究会で……した。核融念は積極的に進捗する方針とのことで、お耳にします。憲法論議に関連させて、以前より書きました君が代・日の丸の件（松下さんにはお送りしたことを覚えております）を、あぐりに提起し……かよふかとふと感いたしました。藤本さんのつめのあかでもはげしく飲ませたいく……です。日米委員でありながら、こんなじょうを書いたとは、すっぴんすゆ……

(\*) 高木さんの資料について

被曝線量と距離の相関は氣象条件のつかいによるものと感いたします。大気汚染の核数状況に……、東海裁判に関連して調べたことのある「教理科」所載論文のコピーを同封しておきます。これによると、大気安定度というものは

風速、日射量、雲量で分類……します。現在は気温、大気密度、風向の変動のパーメーターを加えてより精密に分類……するものと感いたします。

(1)では風速3%、大気安定度D、晴天、放出高度200mです。放射線量は少ないと解釈出来ます。

(2)では風速2%、大気安定度A(安定)、雨天、放出高度0mです。放射線量は原発付近に……、雨の影響は大きく、新渾や青森の……、雪の中を事故が起……、と感いたします。ことなる……です。

(1)の場合でも事故中心地の人……の教員も取り回しは致し難い……を感いたします。

以上、簡単に……お返事……。なお、高木さんの資料を（縮小版は……に……）原形版……した……同封……。私の友人……松下さん……うに……と……下……る人は……と……う……り……した。

記事も……です。

山崎元様

3月から4月に種りつつありますがお元気でしょうか？

私の方は心臓と胃と関連する一時的な胸中痛とに悩まされて

要注意な生活と通院を続けつつ、これまで作業ととらえ直す

努力を続けています。(昨年〜数年前の記録や資料と対比する

のは少しと同時に苦しいです。しかし、今やっておかなくて

はがりがその機会が与えてくれると見ておられます。パレグラフ

などの発表のペースはあくはありますが、作業の横分値としては

これまで以上のペース、こなす下です。)

近況の一例として宮内大臣の連絡文と集めた「同時代建築

通論」へ、私の表現を堀川さんの巻のあとに紹介したところ

半ば予測していた以上に、掲載拒否はさうでもないです。

「ワートマツ」現代建築の場合と同じ経過を経て残念な

気持の他に、やっぱり、と一筋笑ってしまいます。今回も

機会をたっぷり出しつつ、自分でパレグラフなどに発表してゆく

絶望は月々です。その分の出し方のほうがも知れません。

(状況によりますが、また宮内大臣にとっても)

又モヤ? 質向 -> - 教壇通信最終号 284号 - 3の 19頁以下(15)

に於て、境界要素法による3次元非定常移流拡散方程式の解法

の基礎的、その又基礎的計ても判りた〜と思つたが、

① この3次元に属するものが、あるとして、

0  
1 } 次元の拡散方程式はどの形をもちてしつるか?  
2 } (それぞれ何通りかあるとして、代表的? 与える)

② 放射崩壊定数、反転速度定数 ほか

拡散係数、熱拡散率  
遷延係数、熱伝達率  
と→ 5つを概念か出さずとも、

このは一般的に(例之は理科年表等とて)承認されてゐるのか、  
あるは計算条件の判断で決めるのか、よすよでしつるか?

③ 突如の事故とか人為的要素は、この方程式と別には、かつ  
統一的に把握してゆくべしと考へて見ようか?

(19頁以下に質向するが、一定の値をもちてする、定数として  
たゞして、その質向の仕方には、与へておいて、その  
よすよか、おぼへしす。急がせせ。)

73. 3. 31 ~ 3. 31 松下 昇

(質問の補足)

初歩的なことではあると思いますが、

素粒子の動きと位置について、すなわち位置のぼ  
やせか？ が判らぬのです。

ごく小さな(点)を之とすると

素粒子に光を当てると場合、一個の素粒子に

一個の光子が玉突きのように当たり、その状態を

レスヤフィルム (これこれ巨大な数の素粒子

のたまりである分子)に <うっ> ことか...

眼には見えない形が

とまで拡大して見るのでしょか？ 又、その光も光

としようものも一つの素粒子であるとして、ぶつかると

相手の素粒子(x)がうっするの、一方(y)がうっする

のたまりまるとか学生のようにですが、よろしく!

松下昇 稿

二月一日、行政庁へ再処理工場異議申立を行ない、その後、様々な学会と抗議行動が続きました。三月は十二日に青森地裁で公判と厚労庁への抗議、十三・十四日は青森市と六ヶ所町で学会やデモ……。体力の限界を感じながら、四月、学会の準備をこころとこころへお布施が届く、くわいしました。長年におきたる療養の苦悶は記録や資料の質と量に比例して居る筈ですが、どうか、無理をなさず、お祈りします。(松下さんの仕事を引継ぎする人がいそぐをいひ、中にシレンマに満ちた言い方ですが)。

宮内さんの追悼文の序は、さもありなんという感じがします。内容以前の肉題に、とらゆめ、こころのこころ、さびさび、さびさび。

松下さん、ご質問は当然(!!)河村さんが答えるべきものでない、すが、一応私の理解、こころの範囲で簡単に……。

No.1  
① 3次元拡散方程式は次のように書かれます。  
(二対偏微分)

$$\frac{\partial C}{\partial t} + v \cdot \nabla C + \alpha C - K \nabla^2 C = S(x, y, z, t) \quad (1)$$

媒質内の空間座標を  $(x, y, z)$  とすると、 $r = (x, y, z)$  は位置ベクトル、 $\vec{v} = (v_x, v_y, v_z)$  は流れ速度ベクトル、 $\nabla = (\frac{\partial}{\partial x}, \frac{\partial}{\partial y}, \frac{\partial}{\partial z})$  は微分を意味するベクトル演算子、 $\nabla^2 = \frac{\partial^2}{\partial x^2} + \frac{\partial^2}{\partial y^2} + \frac{\partial^2}{\partial z^2}$  はヤング演算を意味するスカラー演算子、 $\vec{v} \cdot \nabla = v_x \frac{\partial}{\partial x} + v_y \frac{\partial}{\partial y} + v_z \frac{\partial}{\partial z}$  の形になったスカラー演算子です。α) を衰減定数と、次のように記します。

$$\frac{\partial C(x, y, z, t)}{\partial t} + (v_x \frac{\partial}{\partial x} + v_y \frac{\partial}{\partial y} + v_z \frac{\partial}{\partial z}) C(x, y, z, t) + \alpha C(x, y, z, t) - K (\frac{\partial^2}{\partial x^2} + \frac{\partial^2}{\partial y^2} + \frac{\partial^2}{\partial z^2}) C(x, y, z, t)$$

=  $S(x, y, z, t)$

二か所の次元の拡散方程式は、 $\vec{v}, \alpha, K, S$  を既知として解く。

拡散物質の濃度分布関数  $C(x, y, z, t)$  を求めたいのです。従って、2次元(平面)の拡散方程式は  $\frac{\partial C(x, y, t)}{\partial t} + (v_x \frac{\partial}{\partial x} + v_y \frac{\partial}{\partial y}) C(x, y, t) - K (\frac{\partial^2}{\partial x^2} + \frac{\partial^2}{\partial y^2}) C(x, y, t) = S(x, y, t)$  と書けます。(0次元は別です)。二か所はたいてい簡単か、たいてい1次元の拡散方程式の最も簡単なものは  $\frac{\partial C(x, t)}{\partial t} - K \frac{\partial^2 C(x, t)}{\partial x^2} = 0$  ですか。二か所を解くことも拡散方程式の技巧と手法を要します。いかにα) = 0か、……と河村さんが強調するのはあたりです。

No.2  
② 理風館の物理学辞典で確認、こころが一般的に使われる概念と、こころのこころ、こころと書かれたのは「遅延係数」か、と書かれています。遅延係数とは、両者の関係を、はるかにこころに記します。河村さんに聞いたら……



② 河村さんの計算では、 $\beta$ ヤクと定数と仮定して見ますが、実際は、場解  
線質密度、外は条件に依存して変化しますから、解自体はもつと近似  
似解です。「美観」の事だ、人為的な要素「モビ」にうまくくり返す二  
とが出来れば、表現というよりも、 $\beta$ ヤクと定数と仮定して見ますが、  
小いも...） $\beta$ ヤク一例として放射能物質のからす固体物理現象  
データを同様に再処理して分析するのには至難のゆえに「 $\beta$ ヤク」  
とすから、理論的に再処理して分析するのには至難のゆえに「 $\beta$ ヤク」  
とすから、理論的に再処理して分析するのには至難のゆえに「 $\beta$ ヤク」

神足のご質問に因りて。

素粒子の検出方法は電気の信号を利用してガイガーカウンター、電  
磁箱をけり、多くの方法があります。直接写真にうつすことに関  
連する項目を物理学辞典からコピーして見ました（原子核乾板、電磁箱、  
写真、中子検出器、電子顕微鏡）。光や素粒子が乾板と相互作用  
する、乳剤が現像可能となり（感光性）、顕微鏡で撮らして映像  
を得る、あるいは光や電子線を対象粒子に照射して反跳した光、電子線  
を乾板やフリンゲル管に写像する、中性粒子は核反応で生じた光、電子線

とする等、いろいろあるのですが、いづれも同様に映像と言えらるべ  
しいです。従ってご質問のケースは、光(電)が写っているとはいいし  
うか？ 私も写真系については全くの素人ですが、もう一度お答えします。

以上、ある程度の答えにならば幸いです。

前記の

と二つを四、九身会(講演会)は週刊「金曜日」創刊準備委員会か  
らの仰きかたがあり、本多晴一氏の講演がメインをなすが、二つ  
ご作成したビデオ(録音)に本多氏が苦情を言い、「千葉大薬学部」  
は削除せよとのこと、改め「シリウス」が黄色の千うまです。赤大  
学人などは残してよい、怒ります。松下さんのやりやう情  
況はかくの如いです。苦境も、紙面を独占して来たことをめぐり  
ついでです。しばらくお小生健康に留意して下さい。

九三・四・八 山浦 元



「げんそくだん」オ31号(93・3)

# 擬制の告発

# XXVII

原告 山浦 元

## 「魅力失う原子力・日本のプルトニウムギャンブル」

### 内閣情報調査室資料紹介

プルトニウムに暮れ、そして守っている科技庁前でそんな  
 二週間後、へこれを「げん  
 て明けた年末年始であった。ことを考えていた。  
 十数億円の物質を輸送する。十日、渋谷の宮下公園で集  
 のに三百三十億円余を費消し。会。東海港行動報告や平野良  
 たにも拘らず、あかつき丸が。一さんの再処理工場阻止を訴  
 なし遂げた最大の任務が、我。える力強い声を聞いて、発症  
 国の原子力政策がいかに独善。しかけていた腰痛が和らぐの  
 的で時代錯誤に満ちたもので。を覚える。これが気功なのか  
 あるかを世界中にアピールし。など従事し事を思う。デモの  
 続けたことであつたとは、政。後、屋内に会場を移して多数  
 府・動燃にとつて何という自。の海外参加者を含む四〇〇人  
 己矛盾である。プルトニウ。規模の緊急集會が開かれ、各  
 ム利用や輸送に関する国民的。地の活動報告、総括、今後の  
 合意は皆無、沿岸諸国の反。行動提起がなされた。プルト  
 対・抗議・通過拒否声明を一。ニウムの分離・軍事利用・商  
 切無視、乗務員さえ信用出来。業利用・国家備蓄・取引を一  
 ずに本土の秘密指令部で情報。切行なわなないこと、国際的  
 を一括管理、銃と機関砲で徹。合意と保障措置体制を確立  
 底武装、軍事偵察衛星と潜水。し、かつ最終的な貯蔵とい  
 艦による監視、しかも積載し。目的に限定しない限り輸送行  
 てきたプルトニウムはこの。為は断じて認められない、と  
 国のものか分らない……こう。グリーンピースが宣言。もう一  
 した所業こそ核ジャックの名。歩踏み込んで、再処理対象物  
 に最もふさわしいのではない。を日々不断に排出し続けてい  
 か。政府はどう総括するつも。る全世界の原発をどうするか  
 りだろう。一月六日、新春の。に言及していたら、プルトニ  
 陽光を浴びてひたすら沈黙を。ウム問題の核心がより鮮明に  
 のない「まえがき」部分を転

## 発給の抑制

載する(全文をご覧になりたい方はコピーをお送りします)。

英米よりも、原発とは無縁な国々と私たちの声に謙虚に耳を傾けてもらいたいものであるが、内外の非難と抗議行動が頂点に達していた時期に、一条の光明を求めて要旨を抜き書きしている編者(内外情勢調査会)の不安定な心情を一読して感じた。

\*\*\*\*\*

まえがき

今秋、輸送船「あかつき丸」によるフランスからのプルトニウム輸入計画は、予想

外に大きな国際的非難を浴び

た。その背景を知るのに格好

な記事が米英の二大誌に掲載

されたので本特集で紹介しよう。一つは英誌「エコノミ

スト」一九九二年十一月二十一

日号所載の「魅力失う原子

力」、もう一つは米誌「タイ

ム」同十一月三十日号所載の

「日本のプルトニウム・ギャ

ンブル」である。要旨は次の

通り。

(一) 原子力は一時未来のエネルギーとみられていたが、今や多くの国にとって、原子

力は旧来の他のエネルギーとは日本と韓国だけである。

比較して危険度が高く、より

高価なものになってしまった

ようだ。原子力は現在、約四

百二十の発電所——その五分

の四は先進諸国にある——か

ら世界の電力のわずか一七%

を供給するにすぎない。

(二) 新たな原発建設計画を

持っている国の数は激減、米

国では一九七四年以来、新規

原発は発注されていない。欧

州では英サイズウエルB発電

所など幾つかの原発が建設中

だが、フランスを除く全原発

保有国が新設を公式にあるい

は事実上一時停止している。

「日本のプルトニウム・ギャ

ンブル」である。要旨は次の

通り。

(一) 原子力は一時未来のエ

力のコストは金利水準に大い

に左右される。金融コストが

五%なら、原発は引き合い、

八%だと引き合わない。

(五) しかし、原発の経済性

に関して最近起きた何よりも

大きな変化は、リセッショ

ン(景気後退)で石炭、石油、

ガスなど競合する燃料価格が

暴落したことだ。同時に新し

い複合サイクルガスタービン

の登場により、ガス発電所の

建設が盛んになっている。ま

た原発は今や老朽化し始めて

おり、既に一部の発電会社

は、老朽化した原発の設備更

新に資金を投入するより、予

定より早めの原発の閉鎖を決

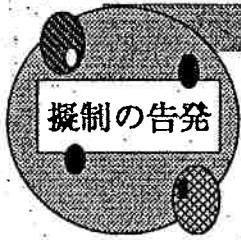
めている。(以上、エコノミ

スト誌)

(六) 「あかつき丸」による

フランスからのプルトニウム

海上輸送作戦でただ一つ日本



### 発告の擬制

政府が計算に入れていなかった不測の事態があった。この種の輸送計画に対する国際的非難の爆発だ。日本は高速増殖炉計画のため、十年間に三十トンのプルトニウム輸入を計画しているが、この計画への最大の抑制要因はクリントン政権となるかもしれない。(タイム誌)

\*\*\*\*\*

国際的非難が予想外であったとは情ないの一語に尽きた。我が政府もタイム誌も「プルトニウム輸入計画」と表現している点は、はっきり記憶しておく必要があるだろう。「返還」と「輸入」は明らかに主客転倒の行為であり、高レベル廃棄物を含めて、今後の輸送阻止運動の根幹にかかわる。

各要旨を原論文から少し補足すると

(一) 現在原子力が世界の全エネルギー利用に占める比率は五%に過ぎない。

(二) フランスでは、七四年〜八一年の期間に年間六基の原発が発注されたのに、八四年以降、五基しか稼働を開始させていない。

(三) 原子力の危険度に関する米心理学者の調査によると、専門家は二十位、企業の重役は八位にランクしたが、女性有権者連盟と大学生は恐ろしい限りであり、適切でない。

(四) 原子力の正確なコスト計算は困難で、特に寿命が尽きた原発の解体コストは巨額過ぎて計算できない。原発は全く割に合わない。

(五) 至る所に安価な燃料がある。天然ガス発電所は小型で低コスト、整備の必要性は少なく人員も減少、さらにかつてないほど高い効率で発電可能になった。原発の老朽化は見苦しく、建設後十六年、二十四年・三十年を経過したオレゴン・カリフォルニア・ニューイングランドの三基が閉鎖されるが、その処理が緊急テーマになっている。高レベル廃棄物をどこに投棄するかについて、最終的な決定を下した国はまだない。電力需要の大きな伸びが予想される「開発途上国」にとって、資材の確保は重要な課題である。本集約で複雑かつ危険を伴う原子力技術管理の見通しは恐ろしい限りであり、適切でない。

(六) 高速増殖炉は、炉心における超高温反応の冷却・制御などの技術的な面で悪夢の御座りであることが判明している。本資料は第二九六三号と御座るが、国会議員諸氏はこれらをまともに読んでいない。今こそ自らの手でギャンブルを根絶すべきである。(神奈川)



山 湖 元 稿

4. 8 5 7 の 2 ~ 4 の 各 年 紙、 質 南 へ の 応 答、 資 料 等 と

手 記 と に 反 映 さ れ て 行 っ た。 学 期 中 の 行 動

多 くの 直 接 行 動 の 大 変 多 岐 多 岐 性 に 感 銘 し て 居 ます。

\* 「 け ん こ ぐ だ ん 」 第 3 / 号 の 「 操 利 の 管 理 : け . シ リ ー ス 」 と し て

最 も 注 目 し て 見 たい け ん こ ぐ だ ん、 一 年 間 終 了 さ れ 終 了 の こ と で 残 念

な げ だ。 た だ し 次 の 新 た な 試 験 へ の 準 備 期 間 が 不 足

な げ 子 と し て 考 へ 判 り ます。 知 名 股 券 集 シ リ ー ス 「 8 5 7 」

に 関 して ( 1 ~ 4 と 5 ~ 8 2 ) 表 現 し て 見 たい の け ん こ ぐ だ ん

「 字 白 」 と し て 次 の 構 想 ( 股 券 集 シ リ ー ス の 流 水 に 関 して

と し たい ) へ 向 け 反 映 さ れ 考 へ 判 り ます。

\* 知 名 股 券 集 関 係 関 連 的 な 事 業 的 な 意 義 表 示 さ れ 終

了 さ れ 考 へ 判 り ます。 全 体 と し て 考 へ 判 り ます。

の け ん こ ぐ だ ん と し て 考 へ 判 り ます。 考 へ 判 り ます。

関 連 性 を 考 へ 判 り ます。 考 へ 判 り ます。

( 1 ) 1 次 5 年 間 の 操 利 方 程 式 を 解 く と し て 考 へ 判

り ます。 考 へ 判 り ます。 考 へ 判 り ます。



非線形効果を記すべく合形効果を記すべく  
各々の工率。とたけがらてあしした。

今は方程式そのものは全く判じしめて可なり。項に  
区分があること自体は南心あり。よして、転動  
方程式にさへては、さういふ区分が可能なる。手元、工率工  
の方程式より自然現象と〈線形と非線形〉の区  
分さへての可能性より意味を知りたぬと思ふべき。

以上、素人の筆でさへて、あはれに筆向せせむ  
たすむる。今、筆向の形勢にさういふすは、自由  
に動かしただけにさへて。さういふ定数は、  
山浦さへしてさへて、さういふさへて、さういふさへて、

'93. 4. 16 松下 昌

追記 — 素粒子の検査方法に、さへて、さういふさへて、  
筆向の線形さへて、さへて、さへて、さへて、



松下昇様

四一六行のお返事、ありがとうございます。松下さんとはじめて  
私は何の準備も構想もなく、状況にせまきまきと書いてきました  
だけなを汗流の砂りです。

河村さんに論文の清刷を依頼された。先日会いました。前回の  
ご質問について話したところ、"そっくり"のことは山澤君の  
方がくわしいはずだ"と驚かされたことを言いました。私は  
振数問題については素人なもので、常識的なことのみ分りませんが、  
関連のことは向にフシの箇条書きに書いとけます。

(1) 振数方程式に限らず、解く"というものは①解析的に解いて、  
数学の分野で既知の関数を用いて表記すること、②それが不可能  
の場合にはコンピュータを利便して近似的な数値解を求めること、の二  
つかを中心としてお考えになります。

(2) 従って、コンピュータは数値解を出すのに適する"というわけが、  
"一歩も進みません"、真の解(があること)の近似的な形は図形

No.1

この二つの解が、直に問題では、コンピュータで解くことができません。

1. 二つの解が、直に問題では、コンピュータで解くことができません。

$\frac{\partial C}{\partial t} + (v \cdot \nabla)C + \lambda C - K \nabla^2 C = S(\rho, t)$  であり、 $\rho = \frac{\partial^2}{\partial x^2}$ ,  $S(\rho, t) = 0$

とする  $\frac{\partial C}{\partial t} - K \frac{\partial^2 C}{\partial x^2} = 0 \dots (1)$ ; 1次元の振数方程式  $a \frac{dy}{dx} = C(x, t) = f(x)$

これを、たとえば右側の如く、x軸方向に物体を置いたとき、 $y = C(x, t)$

時刻tにおける物体の温度分布関数  $C(x, t)$  を求める。熱伝導の

方程式だといふ解になります。初期条件として  $C(x, 0) = f(x) \dots (2)$

(1) の解を  $C(x, t) = X(x)T(t)$  と仮定して (1) に代入すると  $f(x)$  は時刻 0 における初期

温度分布関数で既知とします。

$X \frac{dT}{dt} - K \frac{d^2 X}{dx^2} T = 0$  したがって  $\frac{1}{T} \frac{dT}{dt} = \frac{1}{X} \frac{d^2 X}{dx^2} = a$  (定数)  $\rightarrow$  右に  $X$  は定数、左に  $T$  は定数

と置く。2つの微分方程式  $\frac{dT}{dt} = aKT \dots (3)$   $\frac{d^2 X}{dx^2} = aX \dots (4)$  が得られます。

(3) から  $\int \frac{1}{T} dT = \int aK dt$   $\log |T| = aKt + A \therefore T(t) = \pm e^{A} e^{aKt} = B e^{aKt}$  の形に書けます。

(K は物体の比熱や密度に依存する定数) (2) の条件下で、物体を放置しておくと、

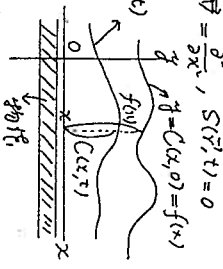
$a > 0$  なら  $t \rightarrow \infty$  で  $T(t) \rightarrow \pm \infty$  と発散してしまいます。したがって  $a = -a' < 0$  とおくと

$T(t) = B e^{-a'Kt} \dots (5)$  (5) の形に書けます。

$X(x) = D \cos(ax + E) \dots (6)$  (6) から  $C(x, t) = X(x)T(t) = BD e^{-a'Kt} \cos(ax + E) \dots (7)$

が一つの解の形であることが分ります。二つの(2)を満足する形に、 $a$  を選ぶ

No.2  
振数方程式



必要があります。そこで、思いめぐらしてみると、 $BD = \frac{1}{\omega} f(\omega)$ ,  $E = -\omega u$  と置く、さらに (1) が線形方程式であることから (1) の形の解を無数に加えて、より一般の解を構成するにしよう。即ち  $\omega$  に  $\omega \sim \infty$ ,  $|\omega| = \omega \sim \infty$  の範囲で加える (特解あり) と、 $C(x, t) = \frac{1}{\omega} \int_{-\infty}^{\infty} f(u) e^{-\omega x} \cos \omega(x-u) du dx \dots (18)$

ここで (8) が (2) を満たしていることを確認します。 (8) で  $t=0$  とおくと  $e^0 = 1$  ですから  $C(x, 0) = \frac{1}{\omega} \int_{-\infty}^{\infty} f(u) \cos \omega(x-u) du dx$  となるが  $f(x) = \sum_{k=1}^n y_k e^{-\lambda_k x}$  であり、 $\omega$  が  $\lambda_k$  と一致するときは  $\cos \omega(x-u)$  は  $\sum_{k=1}^n y_k e^{-\lambda_k x}$  を表すといえます。従って、初期条件 (2) を満たす (1) の解は (8) であると示すことができます。あとは実測と比較して確かめることにします。

解析的解法  
 (3) 線形方程式の解法として、変数分離法を用いることもできます。ここで  $C(x, t) = X(x)T(t)$  とおくと、(1) の形に代入すると、 $X''(x)T(t) = X(x)T'(t)$  となり、両辺を  $X(x)T(t)$  で割ると、 $\frac{X''(x)}{X(x)} = \frac{T'(t)}{T(t)}$  となります。左辺は  $x$  のみの関数、右辺は  $t$  のみの関数であるため、両辺をそれぞれ  $-k^2$  とおくと、 $X''(x) + k^2 X(x) = 0$  と  $T'(t) - k^2 T(t) = 0$  となります。前者の一般解は  $X(x) = A \cos kx + B \sin kx$ 、後者の一般解は  $T(t) = C e^{k^2 t}$  となります。したがって、(3) の解は  $C(x, t) = (A \cos kx + B \sin kx) e^{k^2 t}$  となります。

No. 3

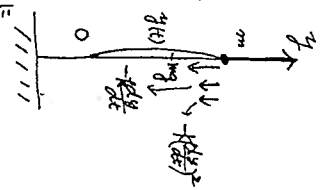
変数分離法  
 (3) 線形方程式の解法として、変数分離法を用いることもできます。ここで  $C(x, t) = X(x)T(t)$  とおくと、(1) の形に代入すると、 $X''(x)T(t) = X(x)T'(t)$  となり、両辺を  $X(x)T(t)$  で割ると、 $\frac{X''(x)}{X(x)} = \frac{T'(t)}{T(t)}$  となります。左辺は  $x$  のみの関数、右辺は  $t$  のみの関数であるため、両辺をそれぞれ  $-k^2$  とおくと、 $X''(x) + k^2 X(x) = 0$  と  $T'(t) - k^2 T(t) = 0$  となります。前者の一般解は  $X(x) = A \cos kx + B \sin kx$ 、後者の一般解は  $T(t) = C e^{k^2 t}$  となります。したがって、(3) の解は  $C(x, t) = (A \cos kx + B \sin kx) e^{k^2 t}$  となります。

No. 4

変数分離法  
 (3) 線形方程式の解法として、変数分離法を用いることもできます。ここで  $C(x, t) = X(x)T(t)$  とおくと、(1) の形に代入すると、 $X''(x)T(t) = X(x)T'(t)$  となり、両辺を  $X(x)T(t)$  で割ると、 $\frac{X''(x)}{X(x)} = \frac{T'(t)}{T(t)}$  となります。左辺は  $x$  のみの関数、右辺は  $t$  のみの関数であるため、両辺をそれぞれ  $-k^2$  とおくと、 $X''(x) + k^2 X(x) = 0$  と  $T'(t) - k^2 T(t) = 0$  となります。前者の一般解は  $X(x) = A \cos kx + B \sin kx$ 、後者の一般解は  $T(t) = C e^{k^2 t}$  となります。したがって、(3) の解は  $C(x, t) = (A \cos kx + B \sin kx) e^{k^2 t}$  となります。

変数分離法  
 (3) 線形方程式の解法として、変数分離法を用いることもできます。ここで  $C(x, t) = X(x)T(t)$  とおくと、(1) の形に代入すると、 $X''(x)T(t) = X(x)T'(t)$  となり、両辺を  $X(x)T(t)$  で割ると、 $\frac{X''(x)}{X(x)} = \frac{T'(t)}{T(t)}$  となります。左辺は  $x$  のみの関数、右辺は  $t$  のみの関数であるため、両辺をそれぞれ  $-k^2$  とおくと、 $X''(x) + k^2 X(x) = 0$  と  $T'(t) - k^2 T(t) = 0$  となります。前者の一般解は  $X(x) = A \cos kx + B \sin kx$ 、後者の一般解は  $T(t) = C e^{k^2 t}$  となります。したがって、(3) の解は  $C(x, t) = (A \cos kx + B \sin kx) e^{k^2 t}$  となります。

変数分離法  
 (3) 線形方程式の解法として、変数分離法を用いることもできます。ここで  $C(x, t) = X(x)T(t)$  とおくと、(1) の形に代入すると、 $X''(x)T(t) = X(x)T'(t)$  となり、両辺を  $X(x)T(t)$  で割ると、 $\frac{X''(x)}{X(x)} = \frac{T'(t)}{T(t)}$  となります。左辺は  $x$  のみの関数、右辺は  $t$  のみの関数であるため、両辺をそれぞれ  $-k^2$  とおくと、 $X''(x) + k^2 X(x) = 0$  と  $T'(t) - k^2 T(t) = 0$  となります。前者の一般解は  $X(x) = A \cos kx + B \sin kx$ 、後者の一般解は  $T(t) = C e^{k^2 t}$  となります。したがって、(3) の解は  $C(x, t) = (A \cos kx + B \sin kx) e^{k^2 t}$  となります。





この例のように、線形項や非線形項が夫々物理的に何を表しているかは、現象により千差万別です。拉格ランジュ式も変数の要素を可能な限り考慮すると非線形になる筈です。ただ非線形項は線形項にくらべて小さいことが多く、方程式を解きやすいためには無視する比較が多いです。大抵にはある程度、ポテンシャル、ラグランジュ式  $\frac{\partial L}{\partial t} + \frac{\partial L}{\partial x} \frac{dx}{dt} + \frac{\partial L}{\partial p} \frac{dp}{dt} = 0$  は非線形ですが、素直に解いた場合、  
線形項 2次の非線形項 線形項 角平均が得られるようになります。

例に於て、物理学各年代の関連項目を同時に見てみます。  
ポテンシャル、ラグランジュ式、線形波動関数、線形化、線形化、  
リフト、非線形波動関数、非線形シュレディンガー方程式、  
非線形波動関数、非線形波動関数

(2) の解法はお分かりの通り、線形項の微分方程式は解を重畳させる (ホジス、or 積台追加) などが自由に来ますが、非線形項の微分方程式は不可能です。つまり、自然界には、様々な現象が「素直に重畳合致させていることが圧倒的に多い」ために、物理の微分方程式のほとんどが「線形化している」と考えられます。非線形項が「自然現象」というか「ありませぬか」……。

矢野 俊彦 (Shinji Yano) 氏に感謝いたします。  
2023.04.23 中瀬 元

山浦 元 様

4、23頁でこの一冊の説明と資料をお送りいただき  
 ありがとうございます。専門的なことは別として、及び  
 本質的なところのイメージは、かなりはっきり判ってまいりました。  
 やはり、山浦さんのように柔軟かつ丁寧な説明を  
 (専門に、かつ平易でよく、社会的注目をうけて)して下さる方  
 の説明はよく判り、不愉快な事。とくに「        」に  
 もう少し復習させて頂くと、

\*、線形と非線形の区別と連関は、今更りにく  
 きたので、①この二方の性質自体は、一般的に  
 自然現象は非線形である。計算のため、近似  
 に線形の方を式で扱う。と、        と、          
 と書いて下さるのでしょうか？

②送って頂いた、大物理辞典の719ページ  
 左一ぱち下から右一行目に「非線形項と分散項の競合」  
 との記述があり、1165ページ左6~7行目には  
 「分散効果と非線形効果の干渉」  
 との記述が

ありませうか。ここで出てくる 分散波 と 分散効果 とは  
のち、<線形と非線形> とは二合の性質と、このふたつは  
かかあうのでしうか。線形の場合、形態とかがLITの

\*2 外8頁のふた紙は同封して下った物理学辞書の  
600ページ「電子核散乱」のはじめの10行位の叙述が  
想像可能な銀粒子の役割がよく判りました。① ただ、その  
銀粒子の大きさは0.5~1μmとあり、  
素粒子(電子と正電子と)の大きさと比較して  
またのち、大きさを教えて下い。

② 初め初級知識では、素粒子は「粒子」として扱って  
るを存心し、観測方法によって変化した。そのとき、電子  
が、素粒子の観測方法は粒子として扱ったに重畳が  
かかあうように思ふが、波動的の観測方法に  
かかあうか? (すなわち、説明のためには叙述や資料の中に  
示してあるかも知れませんが、念のため、かかあうか?)

③ 1395ページの右「電子銀散乱の分散」の説明は  
周知かあるか。説明の続き(1396ページ)のグラフは  
お送り下すは宜いかな?

12. やつと 神戸大学南争史・別冊(1)~(2)を刊行しま  
 したのでお送りします。(1)は昨年お送りしてしました、少し  
 更新したので、あつためてお送りします。カレ、けすて、  
 昨年たへて、いへて、いへて、いへて、いへて、いへて、いへて、いへて、  
 直接行かぬ、直接行かぬ、直接行かぬ、直接行かぬ、直接行かぬ、  
 山浦さんへ、山浦さんへ、山浦さんへ、山浦さんへ、山浦さんへ、  
 書かすて、いへて、いへて、いへて、いへて、いへて、いへて、いへて、

(体験日誌有七たといふ  
 先人観へ、又付すに作用し

内容は、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、  
 神戸大学南争史(あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、  
 とも、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、  
 <遠方>で、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、  
 知れまて、

(マカリ~)

には、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、

93. 4. 30

松 下 昇

追記 — 「ゆんくたく」第31号の「一」下には、「まにか」部分。

転載は校権に、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、

35 20x20 規定、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、あつり、

松下昇様

四三〇頁の原稿とパンフ、ありがとうございました。

「体験を共有した」身近な人の申し、今でも議論できるのが河村さんくさいになりました。私にとって、こういうパンフを作成できる松下さんはすごい、うらやましいと感があります。(孤立しているとは同じこと)。

「個人的な体験も普遍的な者に伝え、同時に止揚できる回数を発見していった」という発想が、松下さんの営みを支え続けていることを改めて納得させられました。その視点がなければ、大学闘争も連赤事件の経路も、歴史の断片的な記録でいかまいことになります。

体験を忘れたがっている人が圧倒的に多いのは悲しいことです。むしろ私たちが「一歩ゆり下ろした」世代に、こういうパンフを認めてほしい気がします。

たとえば、「ゆんくぐん」に時々登場する伊東良徳弁護士は、蓮赤裁判に深く関与していました。九〇年の反赤博覧会で、秋切隊の検問による逮捕された。去る旧月に東京地裁で勝訴した内前隆弁護士も秋切隊員田中中心メンバーです。二人は、実はねには自由を「侵害」と位置づけられます。

No.1

→豊島公会堂がとれたので、近くに居る武蔵氏(立派な)がいらした。という、安易な発想!

個人的体験と言えば、「山本元すけ」に匹敵するものを思い出しませんでした。コピーしてやりました。原子力安全と長と武蔵三男を講演者に選んで何の異状も感得できなかった。時代および自身の経路もやってくるゆえです。(尤も、当時の武蔵さんは「原則」として推進論者でした)。

松下さん同様、「怒り、決意、情念」は確然としていたのですが、私の場合には空回り、に終始してあり「なんとせ……」ご質問について。

(\*) ① ほぼおっしゃる通りです。ただ、非解形式の大きさ(効果)が、解形式にくらべて十分小さいとき、という条件がつかえます。

② 「分散」に関連する項目のコピーも同封します。分散は、主として波切現象で使われる言葉です。芝田に書きまわったように、解形式の解は「重ね合わせ(加法)」が可能です。幾つかの解があれば、それらを全し加えたものも解であり、解形式も同じ性質をもちます。解が解形式とすると、それは幾つかの、あるいは無数の波切の重ね合わせにならざるを得ず、これを自然現象と社比させると、

No.2

何らかの理由(条件)で重畳合少すれて形成された一つの波切が、それを構成している部分波に分解していく分散性をもっているのは、ごく自然なことを示さなければなりません。従って、あつちやるように「分散項の分散効果は(波切としては)、球形の二つの形態である」と言つておいてはなりません。

(\*) ①「素粒子の大きさ」という場合、電荷のようないな衣をまとつているときの、他粒子との相互作用範囲も、衣を捨象した裸の粒子の大きさかあります。電氣的なクーロン力の範囲は無限大ですから、説明の意味は表示すると、電子の大きさは無限大ということになります。また、実在性には量子力学の適用範囲として10m程度でしょう。また、後者(裸の粒子)の意味は、もし電子自体に構造があるとするれば「大きさは10m以下と相定まっています。電子に限らず、原子核の素粒子と示さるべからぬクオーク(quark)粒子も、クオークで構成された陽子や中性子も、裸の大きさは電子程度と示されています。ただし、電子も含めて、あらゆる素粒子の裸の構造(の有無)に關する実験的な確証はありません。Mmは10mですから完全にマクロのオーダーです。

(裸の粒子とクオークが存在しているか否か、今まさに「デモクリトス」の必死が検証されたようにもいえるでしょう)

No.3

水波や音波のような実在波ではなく、素粒子の関数として抽象的に表わす(まじもの)

② 水波や音波のように、媒質の構成要素との相互作用による現象は、巨視的・古典力学的波動ですから、波切として直接能測されません。これに対して、光子、電子、原子核、原子、分子などの量子力学的粒子は、他粒子や媒質の構成要素との相互作用とは全く無縁に、個々の粒子自体が存在確率波という潜在的波動性を本質的に持つています。従って、量子力学的粒子は「粒子として波として存在する」と言えませんが、厳密には「存在」概念をつきつめる必要があり、それが能測問題です。例によって、二つのスリットへ一個の量子力学の粒子を放ったとすると、二つのスリットを通過した存在確率波の分波同志が相互作用し、(即ち一個の量子力学の粒子が自らと相互作用し)、存在確率波として拡がった後、急激に収縮して単一粒子板のブラウン管に一点(粒上)に写る。これらの粒子流を多数重ねると、水波や音波と同様の干渉様が得られるといふことができます。即ち、起(粒上)・素粒(波印性)、結(粒上性)と表現できます。従って、能測方法は粒上としての把握に重点が置かれています。のびはなく、また「波切として」能測方法がある「のび」もなく、量子力学的粒子固有の潜在的波動性を矮小

No.4

して、量子力学的粒子個々の存在位置(および運動量など)を確率的に知り得ると同時に、統計的には「全体像と量子力学的粒子個々の潜在的波動性」が顕在化される。この「全体像」が「能測性」となり得ます。我々が「ヤヤニ」といふ言外に立ちます。能測条件によつて(たとえは一方のスリットを用いる)、干渉像が得られなかつたとしても、写真乾板に達する過程では存在確率波である。事情は同じです。ゴ依頼ク一三九六ページのコピーを同封します。

。「進記」ウ件につき。

No. 5

「進記」ウ件につき。二つまで「ゲルニクビーム」に無断転載したいくつかの資料(たとえは「物理学会誌」の引用など)について、編集者の方々に再三にわたつて「長たらしい手紙で」ご迷惑をうけて来る原書(「物理学者」)がいろいろと、神経を疑つてあります。それに対するイヤミを書いたわけです。著作権法とはなんの関係もありません。「まあかま」は政府がつけてもよい、原書氏もクレームのつけようがない、というふうな人かいるものさす。では又、ご報告します。

「進記」ウ件につき。

九三・五・六

山浦 元

「ヤンニクたん」 32号 (93.5)

戦中世代のささやかな体験的護憲論

NHK受信契約問題を媒介として

原告 山浦 元

政界再編の動きに便乗して改憲論が急浮上している。六年前、戦争責任をテーマにした質問状をNHK当局に呈したことがあった。憲法に対する私たちが戦中世代のこだわりの一端を若い方々に知ってもらえたらと思いい、以下に掲載させていただきます。

読み返してみても、虚構の公共性概念を振りかざして受信契約を強制するNHKの論理が、原発核燃訴訟における国側の原告不適格論法そのものであることに（うかつにも今ごろ）気付いた。粉砕された筈なのに国は性懲りもなく低レベル訴訟でまた持ち出している。某政党の政治家諸氏は「創意」や「原発容認」や「核融合積極推進」を容易に口にする前に、（国家）と（個）の凄絶な相剋の歴史を総点検すべきではないか。

\*\*\*\*\*

NHK会長殿 一九八七年一月二十九日

（序）私は海老名市在住の一市民であるが、後述の理由によりNHKとの受信契約を保留している。こ

れまで事前の連絡もなく不定期に、NHKからと称する人達から一方的な契約強制の訪問を受け、生活を妨害されてきた。姓名を問うても決して明らかにせず対応する義務はないのだが、時折り残されるパンフレットからNHK職員と判断した。保留の理由を述べ、契約を迫るなら質問に答えてほしいと、NHKの在り方について疑問を提起し、私なりに誠実に対応してきたつもりである。然しながら問答無用と一切無視され、「法を守れ」の言葉しか得られなかった。あまつさえ去る一月十一日、NHK職員

の怒声と共に十数分間にわたって玄関ドアが乱打殴打される事態が生じた。近所のある方は恐怖に怯えてしまったと証言された。十年程前、保釈になったロッキード事件被告田中元首相の豪邸を当時のNHK会長が見舞ったことがあったが、歴代NHK会長で、音が響きやすく互いに気遣い合っで生活している中高層集合住宅を訪れた人はいらぬのか。お年寄りや病人の方、そして子供たちに取り返

（経緯およびNHK批判）

世帯に対して、白昼かかる有形無形の暴力が日常的に振るわれていく状況を思うと、告発する義務があると考えるようになった。私の家族は（NHKは殆ど見ないのだから廃棄してよい。これ以上近所に迷惑をかけるくらいなら転居したい）と考えており私も同意していたのだが、NHKが歴史的な存在であることを述べて暫く保留してもら

うことにした。

以下に明らかにするが、責任のすべては、NHK職員に対して直接

または間接に指示し彼らを理不尽

な行為に駆り立てているNHK当局、即ちNHK会長にあると私は考

えている。NHK当局は自らの暴力

を呈され、確認後どういわけか

嘲笑された。些細なことだが、こ

れが後の契約保留の契機となり

NHKに関心を持ち始めた。契約を

めぐるトラブルや議論に注意する





発告の制限

ようになり、また田中が「君が代・日の丸」を毎日放映している事実を知った。さらに、本多勝一著「田中受領料拒否の論理（未来社）」で、毎朝田中放送センターに日の丸を掲揚している写真を見て愕然とした。日の丸・君が代は私の生き方の根底に関わるので注釈を要する。

私は旧満州生れで、戦前教育やNHKラジオ放送の洗礼を受け、戦後辛うじて引揚げてきて小学留年生として価値観が一八〇度転換した再教育を受けた世代に属する。戦火の中で最愛の弟を失った。叔父も沖縄で戦死し、遺族の辛酸を眼前に見ている。旧安東市から引揚げの際、野宿しながら徒歩で朝鮮半島を横断し、二ヶ月近くかかって日本に辿りついた。途中多数が死亡したが、朝鮮の民間人は

信じ難いほど親切で、なげなしのサツマイモを餓死寸前の日本人に分け与えてくれた。命を救ってくれたのが、日本に侵略され創氏改名まで強制されて、ありとあらゆる人権を根こそぎ奪われた筈の人たちであったことは、今でも私の生き方・考え方のいしずえとなっている。身の証しを求め続け

る、いわゆる中国残留孤児の方々と自分がだぶって見える。叔父は今際のきわに天皇陛下方歳とつぶやき君が代を口ずさんだろうか。国籍不明の人々を生み出し、他国民を支配して傷つけ、自国民をも死へ追いつめていったのは、戦前唯一の放送機関として田中がその鼓吹につとめた差別思想八紘一字であり、君が代・日の丸はその象徴であり代名詞ではなかったか。差別思想であることは、特定の階層の人間に対して最大限の敬語を用いることにより田中自らが証明している。それを教育放送と称する第三チャンネルでも連日放映し続けている田中の意図を問いたくなるのは、私にとってごく自

然なことなのである。私的体験が田中によって普遍性を付与されてゆく思いがする。

先頃、京都市教育委員会を相手に、小・中学校における君が代強制の違憲性を提訴した市民・教師達に「バカモノ、非国民」の電話が相次いだそうだが、私を訪れた田中職員の中でただ一人私の疑問に答えた言葉は、「単なる旗と単なる歌じゃないか、本多勝一？あれは売名だ」そして「法を守れ！」と叫びつつ逃げ出したのである。この人たちと議論すること

の空しさと同時に、ドアをこじあけ、あたり構わず怒鳴り散らす態度に家族の身の危険さえ感じた。終始くり返される唯一の常套語「法を守れ」が田中当局の指示を忠実に発言しているに過ぎないことは、手元に残されている一枚のパンフを見ると分る。「NHK」としか記載されていない点に、意見も異見も許さない姿勢がはつきり出ている。「なぜ契約が必要なのか」と題する一文を引用してみ

「放送法で定められています。個人にとって契約は自由ではないかという議論も一部にあります

が、契約自由の原則も国民全体の利益のためには制限されることあります。放送法は、公共放送としての田中の運営財源としてテレビをお持ちの方は田中と契約し受信料を支払うことを義務づけています。つまり契約してもしなくてもよいとか、田中を見ていないから払わなくてもよいといったあいまいなものでなく、法律で明記されているものです。」

戦前と変らない、なんとも強権高圧的なもの言いである。国民全体の利益が強調されているが、その内実はパンフのどこにも説明されていない。否、むしろ田中を見ていても払えと言うのだから、私たちが個人個人が受信によって得る利益など実はどうでもよいと告白しているに等しい。個人の利益を無視して全体の利益などあるわけがない。この一点だけでもパンフ全体は無意味であり、引用文から窺えるのは田中の利益だけであ

る。田中営業所を名乗り田中の商品が市場に氾濫しているのを見ると、田中は一つの企業であろう。

それが法の支えを受けて誤った特権的な公共性を自認すると、金体のためには個人の自由は云々と、例の「お国のためには」の言いまわしが出てくるのである。公共性は、本来共同体構成員である私たちが個々人の自由意思を前提として成り立ち得る概念である。各個の自由意思の制限を当然とするような「公共放送」はあり得ないし、断じてあってはならない。国営放送かと思わせる文章で

あり、近く予定されているらしい国家機密法案は酷似した表現に満ちているであろう。ところで「契約」を辞書で引くと、二人以上の当事者の意思表示が合致して成立する法律上の行為・効果」とある。憲法第九条の規定と同様、歪曲しようのない明瞭な内容である。契約行為は当事者相互の了解がない限り本来成り立ち得ないのである。即ち、契約概念

それ自体に契約に当る個々人の内面的な意思の自由が不可分なものとして内包されているのである。私たちがとつて最も貴重なこの自由の原則が「国民全体の利益」などという実体の全く不明な言葉で制限されることなど、いささかもあつてはならないのである。事前の連絡も了解もなしに突然訪れるN国職員（軍事實と解す）の無理解に由来する。

私は受信料を払い続けていた十四、五年の間、N国がこんな滅茶苦茶なものを配布しているとは知らなかったし、殆どの人々も同様と思われる。私のような見解は引用文によれば「一部」に属するらしいが、その根拠は何か。公けに視聴者に問うたことがあるのか。視聴者が全く参加出来ない場で、視聴者全体から見ればそれぞれ「一部」に過ぎない政治家たちが作ったものを居丈高に押しつけるN国の意図は何か。戦前のあの世論操作の再現か。

フアンシズムを許さず二度と戦争を引き起こさないためには、天皇



「よ」と発言していた一件にもつながる。私は今まで、どの職員に対しても警察に連絡するなど一言も言ったことはないし、考えたこともない。N国職員がこの言葉は、自分が市民に対して暴力を振るっていること、自己告白であり、にも拘らず警察は自分を正当化してくれ、即ち法の名の下ではこの程度の暴力は当然だとするN国の体質を象徴していると判断するしかないではないか。

今回の件は私だけの問題ではなくなっており、しかもN国が公共放送を謳っている以上、他の視聴者とも共有すべきテーマであると考えている。前項に述べた経緯・批判・疑問に加え、後記の補足質問への確答も含めて

代・日の丸を毎日放映し始めた時期はいつか。それはなぜか。また現在も放映し続けている理由を子供たちにも分るように説明して欲しい。

⑧君が代・日の丸放映について視聴者全体の意見を聞いたことがあるか。あれば、いつ、どんな方法で聞いたか。

⑨全国のN国の放送局または建物で日の丸を毎日掲揚している所があるか。あればその理由は何か。

⑩本多勝一氏がN国を利用して売名行為をしているとN国当局はほんとに考えているのか。そうであれば、その根拠を説明して欲しい。(以上)

後日、N国藤沢営業所副所長氏が訪れ、へ暴力行為については陳謝する。質問は多岐にわたっているが、直ちに回答するのは困難であると語った。以後契約訪問は途絶え、当局からの音沙汰もない。憲法問題の基底、核心を改めて考えてみたいと思ふ。



③ 今回の質問の答えは、確かに「はい」です。且つ、その理由として、  
 「我々が、 $\psi$  の波動関数の形を、 $\psi = A e^{-\alpha r}$  とおいて、 $r=0$  のとき  $\psi$  は有限  
 値をとり、 $r \rightarrow \infty$  のとき  $\psi \rightarrow 0$  となるように、 $\alpha$  を決定し、 $A$  を規格化定数と  
 して、 $\psi$  の形を求めた。このとき、 $\psi$  が波動関数であることは、何冊かの書  
 の教本で、 $\psi$  が波動関数であることを示している。

今回は、 $\psi$  の形を、 $\psi = A e^{-\alpha r}$  とおいて、 $\psi$  が波動関数であることを示す。  
 今回の問題は、物理学者の G. O. S. の「量子力学」の  
 問題に、 $\psi$  が波動関数であることを示す。核半径  $r_0$  と

$$\frac{e^{-\alpha r}}{r} \quad \left( \alpha = \frac{m_p c}{\hbar} \right)$$

に比例する。と記述されている。核半径  $r_0$  と  $\alpha$  の関係は、  
 $\alpha = \frac{m_p c}{\hbar}$  である。これは、 $\psi$  が波動関数であることを示す。  
 $\psi$  が波動関数であることを示す。核半径  $r_0$  と  $\alpha$  の関係は、  
 $\alpha = \frac{m_p c}{\hbar}$  である。これは、 $\psi$  が波動関数であることを示す。

この問題を解くには、 $\psi = A e^{-\alpha r}$  とおいて、 $\psi$  が波動関数であることを示す。  
 $\psi$  が波動関数であることを示す。核半径  $r_0$  と  $\alpha$  の関係は、  
 $\alpha = \frac{m_p c}{\hbar}$  である。これは、 $\psi$  が波動関数であることを示す。

この問題を解くには、 $\psi = A e^{-\alpha r}$  とおいて、 $\psi$  が波動関数であることを示す。  
 $\psi$  が波動関数であることを示す。核半径  $r_0$  と  $\alpha$  の関係は、  
 $\alpha = \frac{m_p c}{\hbar}$  である。これは、 $\psi$  が波動関数であることを示す。

(この問題を解くには、 $\psi = A e^{-\alpha r}$  とおいて、 $\psi$  が波動関数であることを示す。核半径  $r_0$  と  $\alpha$  の関係は、  
 $\alpha = \frac{m_p c}{\hbar}$  である。これは、 $\psi$  が波動関数であることを示す。)

この問題を解くには、 $\psi = A e^{-\alpha r}$  とおいて、 $\psi$  が波動関数であることを示す。核半径  $r_0$  と  $\alpha$  の関係は、  
 $\alpha = \frac{m_p c}{\hbar}$  である。これは、 $\psi$  が波動関数であることを示す。

様式第10号

# 最終警告 督促状

平成 5 年 5 月 19 日

〒650 神戸市中央区橋通1丁目4番1号

神戸地方 検察庁 (電話341-7421)

検察事務官 三宅 洋文

次のとおり検察官の命により督促します。

下記金額が未納ですから、平成 5 年 5 月

21日までに納付してください。

納付すべき 徴収金の種別 及び金額	訴訟費等	百	十	万	千	百	十	円
					9	5	6	19

上記期限内に納付しないときは、強制執行の手続  
をとります。

## 期限厳守

徴収金原票	第 63 年 第 5 号	担当者	
-------	--------------	-----	--

- (注意) 1 出頭して納付するときは、この書面を当庁徴収係に提出してください。
- 2 郵送するときは、この書面を同封し書留郵便にしてください。

訴訟費用の細付に關連する問題について

本年五月一四日付の督促状をうけとりました。

法律上の問題あるへますと、本件の訴訟費用は、昭和

六の年一一月一五日の東京地裁判決の事件に關連して

へますか、その後の上告審判決に重大な誤記があり、

それは訴訟費用に深く關連するものであるために、被告人

として何回も向々合せて申立をなされてきました。

(最も新しい昨年六月段階のコピーを添付します。)

しかし東京地裁も最高裁は、誤記の訂正をすると、判決の

内容も変更せざるをえず、責任を向われることにもなる

ので決定を出さなすまま現在に至つています。(従つて、

被告人としては、訂正された判決が出た場合には訴訟費用

を私的なくともいし、訂正しなうという決定が出た場合には  
訴訟費用免除の申立てを可とするから、いすれにしても私的必母  
条件は法的にもよるからです。(

一方、法的メカニズムの連動により、東京高検と神戸地検は  
差別の又土過や問題点と関係なく、この自体も重大な  
被告人の権利侵害ですが、督促をくり返してきました。

知としては原則的に入拒否を繰り返してきまうので、昨  
六月段階に神戸拘置所内の収容者の図書室を定置し

ようとした時に拘置所当局から拒否と返送された図書室を  
強制執行していったたいてもよ、と考えて、そのことを昨

の入院にも意思表示してききました。入院後、神戸  
拘置所も又土過の思わしくなく、収入は減少してゐるので、

(\*) ↓  
その後の運用をいくという条件で)

上記記の方法以外には支払は不可能です。

直接に未訪されればお判りの通り、私の住居には強制

執行しても該金額を満たさざるようを私の名義、所有

の物には他にありません。

私としては上記記の方法であれば(裁判所の責任を初め

への批判は緩ゆるとしても)、個別の現場で職務を果されば

さうな一検査等徴収係の方々のご苦勞を減らす解決する

ことになるので、むしろ歓迎します。(均量外、被収容者も)

未訪の日時を事前に連絡していただくければ、カンボ

10個を玄園前に出しておきますので、お持ち帰り下さい。

( 訪訪費用への六六、一九五円のうち一万円は昨年入院

中に私と<sup>地検</sup>との連絡が宙をうけた状態にて、強制執行

位相で輸入されてあり、本来は還付していただくため



すが、手紙を福雑にしなされたに、このままにしておきます。  
 一回お便をたてゝるへんに訂正するが、おしるは物は10個で、  
 一万円を減らしてでもおしるはです。これも本を整理する所向  
 円体かかると、そのまま提出します。借指については昨年  
 六月飯階の物置外におよび古書の移し商業組合長の各文書  
 か示すように、庶務課長 正確かつ信用できるものであり、  
 和も運送強、肉封で、保存していただきますから内容に裏化  
 けありません。むしろへち本✓として価格を上昇してゐる  
 はずです。  
 へ、け、どうかお別れの趣旨に沿つて善処して下さるよう  
 お願ひ致します。  
 一九九三年五月一九日  
 松下 昇  
 神々地方検査局 Tel. 078-821-4984

検査事務官 三宅祥文 殿

5、25  
 に来訪した検査局職員は、本は高くうねをいかに別のものと  
 こころの判断をもち帰る。とお話し、

松 下 昇 様

例年よりはるかに仕事量が増えて、日曜も研究まで思  
 すべきが多くなりまりました。今日(三)日は、斜字史学会と  
 代々木ゼミ主催の公開模試があるとのこと、橋内は相変わらず  
 本気で取り組んでいます。何はともあれ、五、二十六日のお手紙へへ返  
 事を書かないと落着きませんので、仕事始めとす……。

「既刊表紙の総体と今後の作業方向」を拝見して、松下さんは  
 あと何十年生きるとせりなんだと苦笑しながらも、身が  
 びくびくする感じがします。松下さんが目指していることに完全  
 はあり得ると思います。五、六日さんや林家三平氏の口ぐせ  
 にはありませんが、健康にはくれぐれもご留意下さいませように。  
 構想所に書物を寄贈するということ考えと芝に、それを訴訟書に  
 逆用する発想に感嘆いたしました。まほ五、六に南沢岩井宗所か  
 ら六ヶ丘に某会訪問があり、家内が「NHK」とはトラブツといま

No.1

→家内もツケのものです。

す。くまのことは所長さんに聞いて下さいと進んで返したそむす。  
 あつちの通り、自らは決して傷つがたい位置に身を置くと平然と  
 いるまを注するの態度には、ほんとに感服果てします。もし、  
 「出版費を」増徴されたら、強さ音がなくなると下り、ま  
 肉にバリエーションを添えていきます。尤も、松下さんの書物と関係が  
 我が家の下には使用価値が感じにくくなるので、代りに受取書の  
 スーパーを挿入してのけると弱りますか。

→小錦なすの重さがある、三三入では重くはないのでまあ安心してはいます。

→橋内はラビ、(た= $\frac{R}{2R}$ )  
 たは、フロッピーの定数を五五割した数値を打ち記す。『エイトパー』と発表したいが、  
 だいたい、フロッピーの定数と……す。

$$f(x) = \frac{e^x}{x} \quad \text{ならば } f'(x) = -\frac{e^x}{x^2} + \frac{e^x}{x^2} = -\frac{e^x(x-1)}{x^2}$$

→この増減表は、

$x$	$-\infty$		$-1$		$0$		$\infty$
$f(x)$	$\times$	$+$	$0$	$-$	$\times$	$+$	$\times$
$f(x)$	$-\infty$		$-e$		$-e + e$		$0$

No.2

従って、概形は右の如く列す。

極大点の座標は  $(x_0, y_0) = (-1, -e)$  であり、同様のグラフでは、 $x$  軸の目盛が大きいので、 $x$  軸の

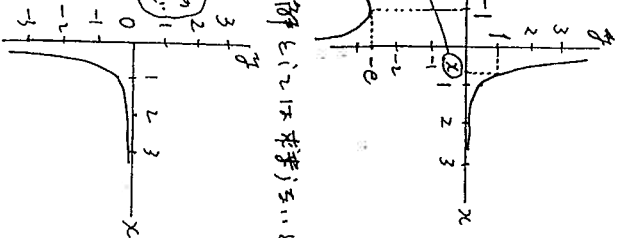
また、 $f(x) = \frac{e^x}{x} = 1$  とする  $x$  の値は、

$e^x = x$  の解が、これは解析的に正確な解は求まりません。

すなわち、概形は(1)から、 $x = \frac{y - \frac{y}{m+1}}{y - \frac{y}{m+1}}$   $> 0$  中、

$f(x) = \frac{e^x}{x}$  の形のグラフ(右図)をかく

のかわりに、 $x$  軸の傾き(勾配)が、概形の大きさに比例していると考えられます。湯川さんは、電流(クワット)の形が、右の関数形を越えたのです。



六二一に針板が、高レベル廃棄物と再処理工場の閉鎖による異議申し

立口証を提出するといふ通知が来ました。また陳述人に指名された、

何とニースにすまかを承之始めります。東海村の核兵器製造が、始まった

ようです。微力を尽します。

九三・五三〇 山浦 元

No.3

原子核物理学 [英 nuclear physics, 独 Kernphysik, 仏 physique nucléaire, 露 ядерная физика] 原子核の性質や反応, さらにその応用の物理学的研究を行う学問を原子核物理学という。また単に, 核物理学ともいう。広義には高エネルギー反応を用いて素粒子を研究することも含む。ここでは狭義の原子核物理学について述べる。なお, 原子核の理論を核理論という。

19世紀の終りから20世紀の初めにかけて, 原子核の研究が始まったが, それは放射能の研究に密着していた。すなわちフランスのA. H. Becquerelは蛍光の研究によって, ウラン原子が放射能を出すことを発見した。P. CurieとM. Curieはこの研究を進展させ, 放射性元素ポロニウムとラジウムを発見した。一方, E. Rutherfordは1906年から1908年にかけて,  $\alpha$ 粒子を金の薄膜へ衝突させて, ほとんどの $\alpha$ 粒子はほぼまっすぐに進んだが, いくつかの $\alpha$ 粒子は後方に散乱されることを見つけた。このことから原子の中心には, 半径が $10^{-14}$ m程度の小さな原子核が存在することがわかった。

次に原子核を構成する粒子が何かが問題になった。1816年に, すでにイギリスのW. Proutは, すべての原子は水素原子からできていると予想した。しかしながら多くの元素の原子量が, たとえばバリウムは137.34というように, 整数値からずれているため, Proutの考えは捨てられてしまった。

1930年ドイツのW. BotheとH. Beckerはベリリウムの原子核に $\alpha$ 粒子を衝突させると, 予想外に透過力のある新しい放射線が発生することを発見した。1932年Joliot-Curie夫妻はこの放射線をパラフィンに衝突させると, 陽子が出てくることを発見した。J. Chadwickは, この放射線が陽子とほぼ同じ質量をもつ中性の粒子であることを確かめ, この粒子を中性子と名づけた。

この中性子の発見後 直ちにW. K. Heisenbergは, 原子核は陽子と電子からではなく, 陽子と中性子からできているという考えを発表した。

次の問題は, 陽子や中性子どうしを結合させる力(核力)は何か, ということである。クーロン力は質量0の光子が媒介し, 到達距離が無限大である。原子核は極めて小さく, 核力はせいぜい原子核の大きさ程度の距離で強く, 核外で0にならねばならない。このためクーロン力は核力にはなれない。湯川秀樹は1935年, 核力は有限の質量をもつ粒子が媒介すると考えれば説明できることを示した。そしてこの粒子の質量は, 電子の質量の200ないし300倍であることを予言した。1947年にC. F. Powellは, 電子の273倍の質量をもつ粒子を発見し, その粒子を $\pi$ 中間子と名づけた。この粒子は核子(中性子および陽子の総称)と強く相互作用し, 湯川が予言した粒子にはかならないことを

確認した。このような粒子によって生じる核力は, 核子間距離 $r$ のとき

$$\frac{e^{-x}}{x} \quad \left( x = \frac{r}{\hbar/(m_{\pi}c)} \right)$$

に比例する。ここで $m_{\pi}$ は $\pi$ 中間子の質量である。この関数形をもつ力を湯川型という。

実際に観測される核子・核子散乱や重陽子の性質を理解するには, 1つの $\pi$ 中間子を交換することによって生じる力,  $1\pi$ 中間子交換力だけでは不十分である。種々の核力の模型が提案されている(⇒核力)。

核力の特徴は短距離で強いこと, 中心力以外にテンソル力やスピン・軌道相互作用を含み複雑であることである。テンソル力は $1\pi$ 中間子交換力にも含まれていて, 重陽子の四極子モーメントが0でないことを説明するため必要である。現象論的に得た核力は, 近距離( $r < 0.7 \times 10^{-15}$ m)で強い斥力になることがわかっている。このような斥力の芯が何に起因するかまだわかっていないが, 核子のクォーク構造の反映かもしれない。また核内で働く核力には, 二体力だけではなく, 弱いが三体力も存在し, ある程度の効果をもっていると考えられる。

原子核は核子から構成されると述べたが, それ以外に $\pi$ 中間子の自由度も考えに入れる必要がある場合がある。また, 核子の励起状態である(3,3)共鳴( $\Delta$ 共鳴)状態も, 確率はわずかであるが, 原子核の構成要素となっている。

原子核の性質を調べたり反応を起させたりするのに, 加速器は不可欠である。サイクロトロンとかバン・デ・グラーフ, 線形加速器など, さまざまな加速器が考案されている。新しい種類の加速器の建設に伴って, 原子核研究が一步一步進められた。またゲルマニウム測定器の発明など, 測定器の進歩も原子核研究を大いに促進した。

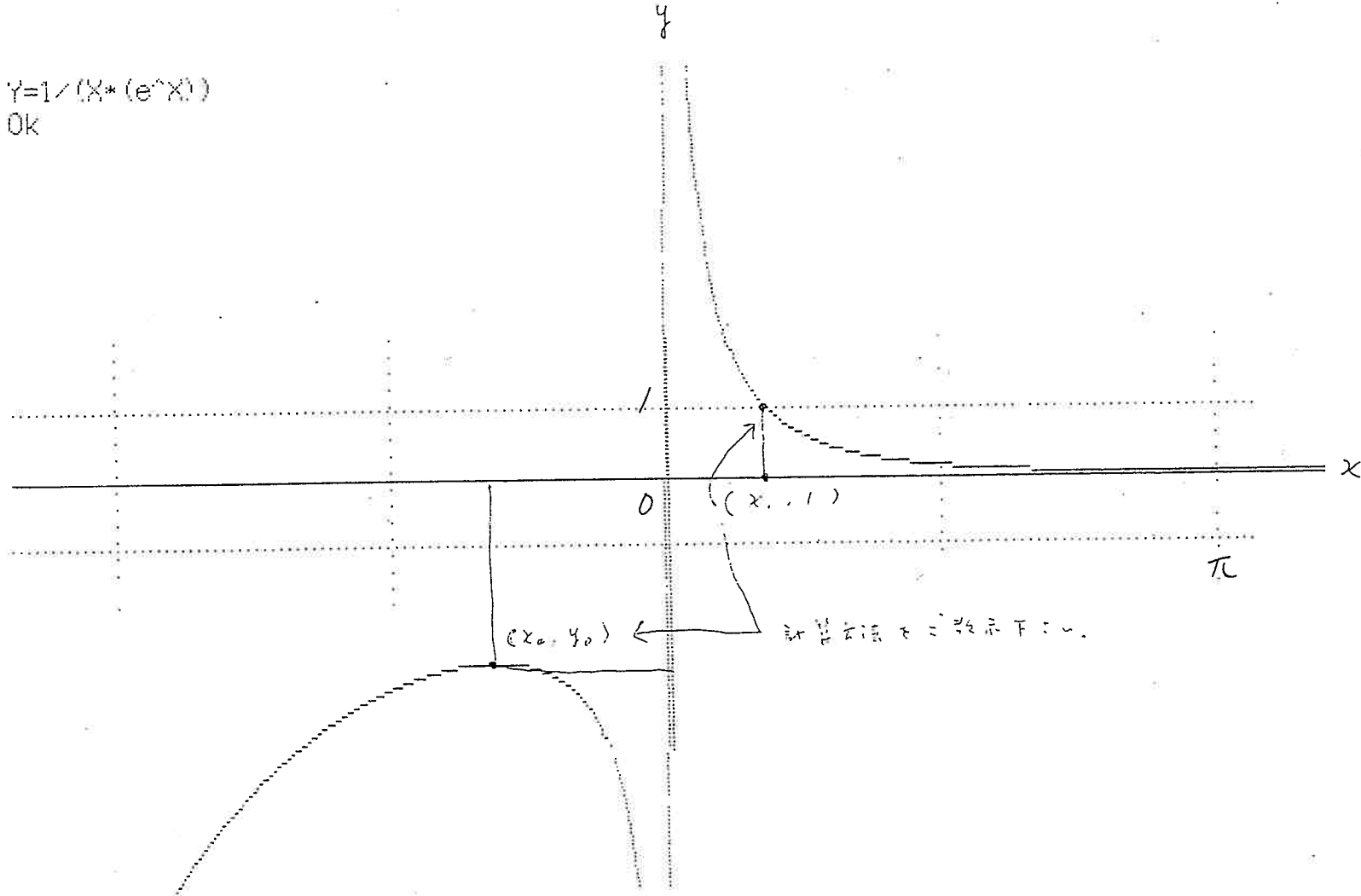
構成粒子が何であるかがわかり, 核力の性質がほぼ明らかになると, 次に原子核がどのようにできているかが問題になる。原子核の主な性質については, 原子核の項を見よ。今日の原子核物理学は, 次のような分野に大別することができる。

(1) 低エネルギー核物理学: エネルギーの領域として, 140 MeV すなわち $\pi$ 中間子が発生するエネルギー以下を扱う。最近まで原子核物理学の中心は, この分野にあった。原子核の基底状態や低い励起状態の性質, 低いエネルギーの軽い核子(陽子, 中性子, 重陽子,  $^3\text{He}$ 核,  $\alpha$ 粒子など)と原子核の反応の研究が主な目的である。これにエネルギーの低いLiより重い原子核と他の原子核の相互作用が重要な問題となった。これを重イオン物理という。このような低エネルギーでの原子核相互作用は元素合成過程を通して, 天体物理や宇宙物理と関係している。

この種の研究によって, 原子核内では核子は気体状であり, 独立に運動している模型が, かなりよく成り立つことがわかった。原子核の殻模型や, 光学模型はこの事実を反映している。また低い励起状態は極めて特徴的な構造を示すことがあるが, これは核子が集団運動を行うことによる。たとえばある種の原子核は変形したり, 回転したりする。

(2) 中間エネルギー核物理など: 140 MeV 以上のエネルギー領域を扱う(中間エネルギー物理学)。1970年代から1980年代にかけて, いわゆる中間子工場における実験が行われ, 大きく発展した。この結果,  $\pi$ 中間子と原子核の相互作用の性質が明らかになってきた。

$Y=1/(X*(e^X))$   
Ok



60

WINDOW (-100, -200)-( 500, 400)

暑中お見舞申上げます。お変わりありませんでしょうか。

梅雨空がいつまで経くのかと、いささかうんざりしながら、あくせく遊んでいると二人、突然北海道の地震情報が飛び込んできて衝撃を与えました。津波は多量の非特形波が押し寄せて、発生地点からそのまま陸地まで襲ってくるという伝わりです。ふとスリッパが頭に当たりました。

そして、社会主義の惨敗……護憲、脱序、人権等について、原典に返って再筆を目標とすると、近く消滅する気がします。生延忠さん曰く「社会主義の字旧派」の中には、マヤンといた人よりもたが……。彼は社会主義者です。

↳土井さん一紙

六・二一に伊政府で高橋ベルと再処理工場に肉する異議申し立て記者会見がありました。関連資料を同封しておきます。(内閣)信任決議の直後だったせりか、伊政府の役人たちの表情が、いつよりも二重に暗いのが印象的でした。被告が竹下、宇野、海部、吉沢と、三年間に四人を代り、さて今度は社会党の党首かなと、皆やめにしつたのに、その意味でも今回の選挙結果は残念です。梅雨が明けると盛夏に入り、一そろそろお盆に近づきます。ちんぷ。

華りニえ下さい。

九三・七二〇 山浦 元

の目的の一つである情報公開が一つ実現しました。九月中には高レベルの訴状を出します。年内には再処理の提訴を行います。施工認の裁判も一緒に出します。

### 「科技庁の過剰ブル防止について」

弘前原告団 平野 良一  
六月二二日の再処理施設等の異議申立口頭審理手続き終了後、私も1万人訴訟原告団は事前に質問事項を提示して科技庁との懇談会にのぞんだ。

「ブル利用については、一昨年八月に原子力委員会核燃料リサイクル専門部会が、ブル需給見通しや利用計画を示したばかりだが、その後米ソ冷戦の終焉や中東湾岸戦争の勃発など国際情勢の激変に伴い、ブルトニウムを取り巻く国内外の環境も大きく変化、改めて柔軟性のあるブル利用の再検討が求められていた。」

「一方、同調査では、我が国のブル利用体系が国際的なコンセンサスを得られるようにするため、P.A活動も含めた透明性を向上するための方策についても検討する予定。」とあった。

方策の一層の明確化が審議の中核に据えられている。なのに、六、二一懇談会における科技庁担当職員の見解は、現行「六二長計」と九一八「核燃料リサイクル」計画を鵜飼返しに読み上げるだけという不誠実さであった。

原告団ニュース  
事務所 東京都千代田区千代田 2-9-8  
〒100 電話 03-5554-4444  
第17号

六月十一日ウラン濃縮第十六回・低レベル第七回  
今回から片野哲好裁判長に交代したため、冒頭、大下代表が主旨説明を行ない、被告は、安全確保についての希望の観測や感情論ではなく、事実を明らかにする正確な資料を迅速に出して欲しい。余りいい加減なことをするな。とこれまでの国の対応を厳しく批判しました。

「物質加工施設」を「廃棄物埋設施設」と書きかえただけの低レベル同(三)を提出しています。言行一致というべきか、ことほど左様にいい加減なのです。

設計審査も行われた、と場当たり的に主張するなら関連資料を提出して立証せよ」と迫りました。準備書面(二)。

閉廷後、別室で十月一日に行われるウラン濃縮工場実地検証の打ち合わせがありました。国は「核不拡散上の機微情報」を盾に、カスケード室への立ち入りを頑として認め

## 裁判報告

### 告

関東原告団 山浦 元

場は人里を遥かに離れた海岸の沖合い三キロの海底岩盤をくり抜いて作る、徹底した地下水対策を施して七千年〜一万年の安全確保をと模索している等々。スウェーデン国内にも疑問や批判の声があるとは言え、法廷参加者全員が何らかの衝撃を受けた筈です。

ず押し問答。写真も日本原燃に任せて欲しいと言いつつしたので(撮影は裁判所がやる)と、さすがに裁判長も憤然としていました。「ローマの休日」の隠し撮りシーンをもふと思いついて苦笑してしまったのですが、核の独占を自明の権利と錯覚している国側の妄想を掃くには、核を廃絶するしかありません。「核不拡散」とは本来軍事上の概念ですから、ウラン濃縮工場と再処理工場が、核兵器製造に転用されるのは必至と云ってよいでしょう。

その後蓮心寺で恒例の記者会見と報告集会。

水野彰子弁護士が、再処理工場の設計・工事方法の認可施工認可取り消しを求める異議申立(六月十四日、科技庁)について説明されました。そして六月二一日の高レベル・再処理異議申立口頭審理の打ち合わせ。

私たちに機微情報は微塵もありませんが、実は、こういう熱心な弁護団を支え、活動を保持し拡大していくお金の余裕もないのです。九月に高

レベル、年内には再処理と施工の訴訟提起が予定されており、全部で五件という質、量共に前代未聞の困難で大規模な裁判を抱えることになりそうです。

富岡事務局長さんが、会費値上げを切々と訴えていました。全国の原告団と支援者の皆様、会費納入とカンパをよろしくお願いいたします。

【新装の裁判所 初めての原告席】

八戸原告団 小笠原 茂 久し振りの裁判、低レベル放射性廃棄物測定原稿をどうにか書き上げ傍聴だけのつもりで新装の裁判所に向いたが、その場の雰囲気原告席に座る事になってしまった。結果的には初めての原告席で、冷や汗をかきながら陳述をする羽目に……

被告席の不断は横顔もよく見えない顔触れ、被告側の弁護士を盾にして法律や制令の鑑で「自らの安全」のみを謀っている顔も見える。 当方の弁護士との応酬や閉廷

で意見陳述、質疑応答(科技庁のいう懇談会)が行われまた。 日本山妙法寺の釘宮さんが打ち鳴らす太鼓の音を窓外に聴き、途中集中豪雨が降ったことにも気付かず、約五時間にわたる口頭審理でした。核燃を、再処理を止めたいという原告団のエネルギーが、敵陣で一気に「臨界」に達したという感じでした。

受けたのか、それが全て修復されたのかを知ることは出来ません。私の細胞の修復能力や癌誘発の感受性は平均より上なのか下なのか、いつ発症するのか、死因の主原因となるのか、発癌しても死亡に至らないのか、子孫に遺伝障害は現れないのか、を知ることができません。でも確かなことは「放射線の被害を受けていない、影響は現れない」と誰にも断言できない」という事と「放射線を浴びる以前にもどせない」ということです。

【口頭審理を終えて】

弁護団長 浅石 絃爾 今秋高レベル、再処理 提訴へ!

再処理工場着工阻止の一連の行動を終えて息つく暇もなく、今度は高レベル、再処理施設に対する異議申立の「口頭審理」の準備にとりかかりました。

五〇名の原告団、弁護士団そして支援の人々の参加を得て、六月二一日科技技術庁内



後のウラン濃縮立ち入り検証の打ち合わせでは、裁判所に對して書類提出や写真撮影を拒否したりと、秘密主義・官僚主義の顔も覗けるし(法廷のビデオ撮影禁止は早期撤廃すべき)。陳述は苦手だが、被告を睨み付けるには格好の場所ですね、ここは……

開発話で難民に、そして核燃で棄民政策と、差別をして

いるのは国や科技庁だけじゃない。田舎だ地方だと蔑み、自分達が生み出した死の灰を押し付けて、あまつさえ六ヶ所村は危険な所とほざく輩もいる都会の人々(八戸も例外ではないが)。

少しでも楽をしたいし、危険な物はよそへ回りたいと物質文明に溺れた多くの日本人がもたれ掛る犠牲者と踏み台にする地域を求めて蠢いている訳です。

そして現実に、劣化ウランのシリンドラーが置き去りにさ

意見陳述者は、次のとおりです。

- ・PU利用計画の破綻 大下由富子
- ・再処理技術の未確立 沢井 正子
- ・平常時被爆の危険性 水野 彰子
- ・事故対策の欠如と排出廃棄物の押しつけ 山下 一二
- ・今何故再処理なのか・核物質輸送の危険性 齊藤美智子
- ・地震・活断層の定義についての疑問 生越 忠
- ・青森県民の主張 外崎 能子
- ・六ヶ所村民の主張 高梨 西蔵
- ・なぜ情報を隠すのか 伊東 良徳
- ・高レベル廃棄物管理事業の欺瞞性 平野 良一
- ・廃棄物処理・処分に伴う悪影響 山浦 元
- ・原子力安全委員会の在り方 浅石 絃爾
- ・現地六ヶ所村民は今何を考えているか・坂井 留吉

詳細なものでしたが、科

れ、低レベルのドラム缶が埋められてゆくを見る時、村に、青森県にとどまりたくないという若い世代の人達が増えてきています。事故が起きれば都会は受け入れてくれない可能性も有るし、「被爆民」とか「死の灰の番人」とレッテルを張られたら堪らない。今のうちに逃げ出そう、と。残念ながら、彼らを引き止める言葉も方策も私には無く、また、現地にもこれを跳ね返す力が無いのも現実です。廃棄物のドラム缶には私自身も含めて多くの人々のエゴと欲望のカスが詰まっています。これを止める事ができなければ、私自身も被告席に。原告席に座る資格があるのは傷付いた未来の子供たちだけとなるかも知れません。

意見陳述の一部

私は将来の大きなリスクを覚悟しながら低レベル放射性廃棄物の放射線を測定してきました。放射線測定器により正確ではないにしろ自らが受けた放射線量を知る事は可能です。しかし、被爆を受けた私の組織細胞がどんな損害を

技庁側は申請書や「安全」審査書のひき写しの回答という時間稼ぎに終始し、再三原告団から「答えだけ簡潔に!」の注意を受ける有様でした。いつもながらのことですが、許認可した官庁とは思えない不誠実、無責任な対応でした。再処理技術、事故防止対策、臨界等専門的分野についての回答は訴訟の段階で役立つと思いません。

クリプトン、トリチウムの除去装置を約束に違反して取付けなかった点に関する回答は、「申請書にないから」、「法令の限度内である」という全く住民不在、県民無視のもので一同唖然、慄然とした次第です。

この日の最大の収穫は、高レベル、再処理の施工認可異議(原子力施設では日本ではじめてのもの)を出したことで、科技庁がこれまで一切公表を拒んできた申請書と審査資料を原告団に提供し、公開するという言質を引き出したことです。これによって、施設の具体的な安全性がある程度検証できることでしょう。原告団



# 反原発新聞

題字 赤瀬川原平

反原発運動全国連絡会  
東京都中野区東中野1-59-14  
第二武ビル302 164  
☎03(5330)9789 FAX03(5330)9530  
郵便振替 東京9-12484

第184号 93.7.20  
女川裁判が結審  
反核アジア・フォーラム……2面  
柏崎・刈羽ではいま  
松岡信夫さんを追悼する……3面  
本紙紙面刷新へ「読者の意見」  
講座「自然エネルギーの未来」……4面

# このままではイヤダ!

## 六ヶ所再処理・高レベル施設 異議申し立てて意見陳述

### 核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団 大下由宮子



意見を陳述する大下さんら原告・弁護団

六月二十一日、核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団は、青森県六ヶ所村で建設が進行されている再処理施設と高レベル廃棄物貯蔵施設の事業許可および設計、工事方法認可の異議申し立てにつづく意見陳述のため、科学技術庁に出向いた。朝の列車で東京した青森県のメンバーが正門前の木陰でオニギリを食べたりしや原子力資料情報室などの仲間たちがかけつけてきてくれた。関係院議員(三上泰隆議員や弁護士も)もよく見て総勢五十名が、いままで慣れた感じの科技庁に入った。

六月二十一日、核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団は、青森県六ヶ所村で建設が進行されている再処理施設と高レベル廃棄物貯蔵施設の事業許可および設計、工事方法認可の異議申し立てにつづく意見陳述のため、科学技術庁に出向いた。朝の列車で東京した青森県のメンバーが正門前の木陰でオニギリを食べたりしや原子力資料情報室などの仲間たちがかけつけてきてくれた。関係院議員(三上泰隆議員や弁護士も)もよく見て総勢五十名が、いままで慣れた感じの科技庁に入った。

判決のときのゲンマリよりも打って変わって驚くほどよくしゃべる。これだけの頭脳がそろって「環境によくない仕事」をムリやり推進しようとするなんて、科技庁は人材のムダ使いをしているなアと

判のとまのゲンマリよりも打って変わって驚くほどよくしゃべる。これだけの頭脳がそろって「環境によくない仕事」をムリやり推進しようとするなんて、科技庁は人材のムダ使いをしているなアと

## 珠州市選管、選挙無効の異議を却下

### 市長選の不正いつそう明らかに

石川県珠州市の四月市長選は無効とする異議申し立てに対し、珠州市選管の決定が五月二十八日に出された。結果は予想通りの却下であるが、その内容はズサンで、私たちが指摘した個々の違法行為が不正行為に対する具体的な調査・検討もせず、それどころか開票場での混乱の原因は選管随営の支持者にありと開き直っている。選挙管の不正不正選挙であったことを自ら証明するようなものであった。

政府の仕事ははずだ。と交渉の終了後に「それは、通産省のほうで少したし……」、若い役人はちよつぱり残念そうだった。外国在住の原告もいる訴訟団ではあるが、「生命を守るために」は県知事を取りかえてしまわなければ、と、青森県民としての決意を新たにする。夜行で帰る、八戸駅で朝刊を買った。二十一日、六ヶ所村に低レベルのドラム罐がまた千三百四本搬入された記事と、東通原発の建設に向けて周辺漁協が漁業権を受け入れた記事とが目についた。

## 龍門原発の予算再凍結を!

### 台湾で激しい攻防につづく

台湾ではいま、第四原発の建設をめぐる激しい闘争が起きている。六月二十二日、国会の委員会で同原発の予算の再凍結案の投票が行なわれた。これは、議場内での争いで三人が入院する事態となった。その後国会前には連日のように反原発グループが集結し、一部が警官隊と衝突したり、右翼が襲撃してきたり、流血がこぼれている。

再開の可能性も否定できない。調査を中断し追いつ込んで四年目となる六月三十日には、珠州市高層で、事前調査の再開阻止を掲げたデモと集会を行なった。

おぼえていますか、伊方、福島第一原発裁判で住民側の訴えを片けた最高裁判官、小野幹雄、三好達、大堀誠一、橋元四郎平、味村、

六月十八日、衆議院が解散した。そうつき解散と呼ぶのだという。そうをつづいていこう。そうをつづいていこう。そうをつづいていこう。

### 重ねて夏季カンパのお願い

前号でもお願いいたしました。反原発新聞の発行を支える紙面を充実させるための夏季カンパをお寄せいただけます。何とお願ひいたします。何とお願ひいたします。少しでも大勢の人に読んでいただけるような、少しでも役に立つ新聞づくりを、と努力いたします。

カンパ送り先 ↓ 郵便振替 東京 9-12484  
反原発運動全国連絡会



### 風車

六月十八日、衆議院が解散した。そうつき解散と呼ぶのだという。そうをつづいていこう。そうをつづいていこう。そうをつづいていこう。



山浦 元 録

5月末にお手紙をへた。〜て以来、おとすおたして  
へました。  $f(x) = -\frac{e^{-x}}{x}$  のグラフや意味にわたる。指示

は大変参考にまじりました。天気がよく、おたす。すくはははの  
お説にふりかえり。うらやま。おたす。お説にふりかえり。  
へました。

6〜7月は、お説のていど。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
5月末。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。

7月13日に、お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。

お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。

お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。

お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。

お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。  
お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。お説。

山浦

お説

法律上の執行人の職務は、認可されるべきものである。経済的  
 利益を追求する、その旨を達成し、及びその旨を達成し、  
 これにより、その旨を達成し、その旨を達成し、その旨を達成し、  
 入れを認めた、その旨を達成し、その旨を達成し、その旨を達成し、  
 目下、その旨を達成し、その旨を達成し、その旨を達成し、  
 資本制社会の権力を奪うべき、と思ふ所。

と云うて、今日の問題に連絡して、次の問題を生じて  
 ます。私の住居は、（約1920年頃）また  
 東京の市街に、かつて（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、  
 学校へ、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、  
 この頃、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、  
 兩の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、  
 のです。（神戸大学南多摩、別荘上の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、

陸軍方面、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、  
 この頃、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、  
 危険、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、  
 これと、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、  
 東京に、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、  
 通告すれば、6ヵ月以内、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、

この頃、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、

私の住居を、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、及び（陸軍）の、

今年も昨年の入校に続いて、早くも入学式が行われ、と、単に  
 他人としての生活に、むしろむしろして、そして、そして、  
 この生活のなかで、生活の中心となる場所には、むしろ  
 転じて、左のようである。生活の中心となる場所には、むしろ  
 と、生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ

生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ  
 生活の中心となる場所には、むしろ



管内工友の労働条件改善のため、この甲子園組合の組合員  
 同志の同志高橋さん（大工さん）から、組合員に代わって、組合の  
 代表として、労働条件改善の要求書を、この月末日に提出して  
 送って頂くことになりました。高橋さんの「補給」と、高橋さん  
 下工の「組合員」を削除した文には、高橋さんの自  
 己の提案として、この文に「補給」を削除して、  
 高橋さんの「補給」を削除して、  
 高橋さんの「補給」を削除して、

以上、高橋さんの「補給」を削除して、  
 高橋さんの「補給」を削除して、  
 高橋さんの「補給」を削除して、  
 高橋さんの「補給」を削除して、  
 高橋さんの「補給」を削除して、  
 高橋さんの「補給」を削除して、

93. 7. 20 松平 昌

追記 — 高橋さんにも、この手紙の内容を機会がある  
 ときは下の。とくに高橋さんに、この手紙の内容を  
 高橋さんに、高橋さんに、高橋さんに、

本書の編纂にあたっては、当初、松下昇氏の「バリケード」、「法廷」、「監獄」、堀川勉氏の「空間のヨニコラスト」、「建築モラトリウム」の各項目を掲載する予定でした。それらの項目は外部者の眼ではなく、建築の内部の現実<sup>リアル</sup>に生きた人の眼を通して語られた内容だけに、研究会としてはせむ掲載したかったが、<sup>本館</sup>ゆえの考<sup>かん</sup>え<sup>か</sup>方<sup>か</sup>や<sup>や</sup>生<sup>せい</sup>き<sup>き</sup>方<sup>か</sup>の相違<sup>さ</sup>が<sup>が</sup>原<sup>げん</sup>因<sup>いん</sup>と<sup>と</sup>は<sup>は</sup>、掲載を<sup>を</sup>実<sup>じつ</sup>現<sup>げん</sup>する<sup>こと</sup>が<sup>が</sup>で<sup>さ</sup>な<sup>な</sup>か<sup>か</sup>った。その経<sup>きやう</sup>違<sup>い</sup>については<sup>は</sup>こ<sup>こ</sup>こ<sup>こ</sup>では<sup>は</sup>詳<sup>しょう</sup>しく<sup>く</sup>述<sup>じゆつ</sup>べ<sup>べ</sup>る<sup>こ</sup>とは<sup>は</sup>で<sup>さ</sup>な<sup>な</sup>い<sup>が</sup>、<sup>曲</sup>成<sup>せい</sup>の<sup>の</sup>原<sup>げん</sup>稿<sup>こう</sup>内<sup>ない</sup>容<sup>よう</sup>及<sup>及び</sup>び<sup>その</sup>経<sup>きやう</sup>違<sup>い</sup>に<sup>に</sup>関<sup>かん</sup>する<sup>の</sup>資<sup>し</sup>料<sup>りょう</sup>は<sup>は</sup>提<sup>てい</sup>供<sup>きょう</sup>の<sup>の</sup>用<sup>よう</sup>意<sup>い</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>の</sup>で<sup>で</sup>こ<sup>こ</sup>希<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>の<sup>の</sup>方<sup>かた</sup>は<sup>は</sup>会<sup>かい</sup>ま<sup>まで</sup>御<sup>ご</sup>一<sup>いつ</sup>報<sup>ほう</sup>下<sup>くだ</sup>さい。

本書は、同時代建築研究会の編集になる二冊目の著書である。一冊目の『悲喜劇 1930年代の建築と文化』（現代企画室）は、一九八一年の上梓だから、およそ十年後の刊行となる。一九七六年暮れに、近代建築史研究会として発足した同時代建築研究会は、その後、歴史研究にとどまらず、現代建築に関する様々な問題をシンポジウム等を重ねながら考えてきた。その成果が本書といっている。

ここで、この間の主なシンポジウムのテーマをあげて、研究会の活動の一端を紹介したい。

- 一九八二年 生闘学舎の建設をめぐる
- 一九八三年 東南アジアのセルフ・ヘルプ・ハウジング
- 〃 一九四〇年代論「戦争と建築」
- 一九八四年 一九五〇年代論
- 一九八五年 一九六〇年代論「空間の変貌」
- 〃 宇宙船地球号に未来はあるか
- 一九八六年 反原発の現在
- 一九八七年 天皇制とイエ社会
- 一九九〇年 地球環境時代の建築のゆくえ

ここで見られるように、八〇年代後半は、近代建築史研究よりも環境問題に、会の関心が移っていることがわかる。本書の記述にもそれが色濃く反映されているように。

本書で取り上げられている項目は、会の現代建築についての関心にもとじて選択されたものである。したがって、ワードマップのシリーズ全体がそうであるように、本書は必ずしも現代建築についての百科事典ではない。一般的な用語については、注、もしくは囲みによって解説に努めたのであるが、用語の選定に、また記述には、会の問題意識が投影されていると考えていた方がいい。本書全体が現代建築のはらむ問題を的確に捉えているかどうかは読者の判断を待たない。

企画から刊行まで三年以上の月日がかかった。メンバーも若返り、設立当時のメンバーはそれぞれの仕事で忙しく、なかなか集まれなくなったことが大きいのだが、編集の渦岡謙一氏には大変な迷惑をかけ、負担を強いた。この場合を借りて、陳謝したい。

(宮内・布野)

補記

本書の編集にあたっては、当初、松下昇氏の「リキート」「注経」「監歌」の各項目を掲載する予定であった。それらの項目は外部者の眼ではなく、建築の内部の現実を生きた人の眼を通して語られた内容だけに研究会としてはぜひ掲載したかったが、本企画に関わる考え方の違いから、掲載を実現することができなかった。その経過については、ここでは詳しく述べることができないが、氏の原稿内容およびその経緯に関する資料は提供の用意があるので、ご希望の方は会まで御一顧下さい。

追記

同時代建築研究会の主権者であり、本書の執筆・編集の中心であった宮内康氏は、本書の上梓を待たずして他界された（一九九二年十月三日、享年五五歳）。実に残念である。氏の『怨恨のニートピア』以降のラディカルな批評精神は本書の随所にうかがうことができる。そのしたたかな継承を読者の皆様とともに課題としたい。（布野）



ワードマップ  
現代建築 ポスト・モダニズムを越えて

版第1刷発行 1993年5月28日©

編者 宮内康・布野修司  
著者 同時代建築研究会  
発行者 堀江 洪  
発行所 株式会社 新曜社

〒101 東京都千代田区神田神保町2-10多田ビル  
電話 (03) 3284-4973 (代) ・ 振替東京 2-108464

印刷 長野印刷商工 Printed in Japan  
製本 イマキ製本  
ISBN4-7885-0445-6 C1052



領 収 証 書

平成 25 年度 第 509 号  
 法務省 主管  
 井償及返納金  
 井償及違約金

松 下 昇 殿

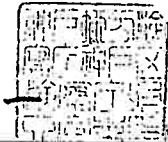
納付金額 66,195,000 円  
 万 千 百 十 円  
 7 1 0 0 0 0

原票番号 13 年第 4 号

上記の金額領収しました。  
 平成 25 年 6 月 30 日

神戸地方検察庁 神戸区検察庁  
 収入官吏 検察事務官

石川 義一



② 1万円 //

(中に 至理に於ける所持金から <強制執行>  
 ( 田舎禁止期間後に病院職員から入手 )

( 拘置所からの 寄贈 印子 回答 )  
 <古本>

5. 7. 13

松下昇様

神戸市灘区宮山町2丁目6番8号  
株式会社さくら銀行六甲支店



前略. 下記内容の債権差押命令が神戸地方  
裁判所より送達されてまいりましたので、ご連絡申し  
上げます。

記

1. 平成5年7月7日付 平成5年(ル)ホ511号
1. 債権者 国 代表者 法務大臣後藤田正晴
1. 債務者 松下昇 (神戸市灘区赤松町1丁目1-11)
1. 債権額 ￥61,453-

以上

前記は正本である。

平成 5 年 7 月 7 日

神戸地方裁判所

裁判所書記官 魚谷繁行

## 当事者目録

債権者 国

代表者 法務大臣 後藤田 正晴

上記指定代理人

〒 650 神戸市中央区波止場町1番1号  
神戸第二地方合同庁舎  
神戸地方法務局

法務事務官 松本 裕樹

〒 650 神戸市中央区橘通1丁目4番1号  
神戸地方検察庁総務部検務第2課

検察事務官 三宅 祥文

同 山口 一博

債務者

〒 657 神戸市灘区赤松町1丁目1番11号  
松 下 昇

第三債務者

〒 102 東京都千代田区九段南1丁目3番1号  
株式会社 さくら銀行

代表者代表取締役 松下 康雄

(送達場所)

〒 657 神戸市灘区宮山町2丁目6番8号  
株式会社 さくら銀行六甲支店

7.14送達

平成 5 年 (ル) 第 511 号

## 債 権 差 押 命 令

当 事 者 別紙目録のとおり

請 求 債 権 別紙目録のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた債権について取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について債務者に対し弁済をしてはならない。

平成 5 年 7 月 7 日

神戸地方裁判所

裁 判 官 木 山 暢 郎

## 差押債権目録

### 1 債権の目的及び限度

債務者が第三債務者（取扱店六甲支店）に対して有する預金債権（利息債権を含む）のうちその合計が金61,453円に充つるまでの債権

### 2 差押の順序

(1) 数種又は数口の預金のうち、先行の差押・仮差押のある預金があるときは、次の順序による。

- (イ) 先行の差押・仮差押えのないもの
- (ロ) 先行の差押・仮差押えのあるもの

(2) 数種の預金があるときは、次の順序による。

- (イ) 普通預金
- (ロ) 定期預金
- (ハ) 通知預金
- (ニ) 当座預金
- (ホ) 定期積金
- (ヘ) 別段預金

(3) 同種の預金があるときは、口座番号の若い順序による。

## 請求債権目録

1 金56,195円

上記金員は、神戸地方検察庁検察官検事小池洋司発付の平成5年6月8日付け徴収命令書（原票昭和63年第4号）に基づき、債務者が債権者に納付すべき公務執行妨害事件にかかる訴訟費用の残額である。

2 執行費用金5,258円

内訳 本申立手数料 金3,000円

送達費用 金2,258円

送達費用明細

債務者への特別送達 882円

第三債務者への特別送達 892円

債務者への送達通知 62円

陳述催告の返信分 422円

3 合計 金61,453円

山 浦 元 稔

前 後 の 読 書 研 究 行 方 取 組 の 文 書 化 等 の 取 組

が 行 っ て 居 る と し て、 二 年 前 の 反 響 表 現 の 二 次 性

が 示 せ ば 可 い と し て、 ( 上 記 の 二 次 性 の 取 組 は 一 年 前 の 取 組 に 対 し て、 )

↑  
読 書 研 究 行 方 取 組 の 文 書 化 等 の 取 組 ( 二 次 性 の 取 組 に 対 し て、 )

手 取 組 行 方 取 組 昨 年 の 入 学 試 験 に 関 連 合 合 行

向 け て 行 っ て 居 る と し て、 二 次 性 の 取 組 に 関 連 合 合 行

が 行 っ て 居 る と し て、 ( 現 在 の 取 組 A の 取 組 B に 対 し て、 )

↓  
二 次 性 の 取 組 行 方 取 組 ( 二 次 性 の 取 組 に 対 し て、 )

取 組 行 方 取 組

二 次 性 の 取 組

9 3 7 . 2 2 研 究 行 方 取 組



執行抗生口申立書

債権者 国  
債務者 松下昇

本年七月七日に神戸地裁・裁判官・木山暢郎が出し、七月十四日に債務者に送達された債権差押命令を取り消し、七月十二日に第三債務者(さくら銀行)の債務者の預金口座から強制的に差し押さえた金六一、四三三円を債務者に返還する、との裁判を求める。

申し立ての理由

①本件の訴訟費用は一九八四年十二月十七日に発生した刑事事件に関するものである。最終的な判断をおこなう位置にある最高裁第三小法廷は一九八七年七月十四日付で被告人松下の上告を棄却する決定(疎明資料1)を出しているが、訴訟費用を負担させる場合には刑法一八一条一項本文を引用しなければならぬにもかかわらず、免除に関する同条同項の但し書きを誤って引用し、被告人の異議申し立て(疎明資料2)に応じていない。これは通常の人と人との対等な関係においては考えられない事態であり、訴訟費用の納入不要性と決定総体の解体を認めたと等しい。また、前記決定が破棄ないし訂正される可能性のあることを申し立て人から通告され、裁判所の無責任さを知っている東京高検や、その指示を受けた神戸地検が訴訟費用納入の督促や強制執行をおこなう根拠はない。裁判所と検察庁の機能は別であり、不合理な指示であっても上部の指示であるから止むを得ず執行するという発想は戦争政策に歯車の一つとして参加してしまう態度に通底するものであり、歴史的にも論理的にも認められない。

②申し立て人は、本来は刑事・民事を含む全ての裁判の費用は無料であるのが当然であると考えているが、現在の状況における力関係を考慮し、過渡的に次のような方法で納入することを検察庁に通告していた。(疎明資料3)すなわち、申し立て人は、以前から自らの体験を通じて、各拘禁施設内の被収容者用の貸し出し図書の貧困さを痛感してきたので、同様の関心をもつ人々から古本のカンパを募り、古書籍商業組合長の価格査定により、総体の価格が本件の訴訟費用額に達したことを確認した(疎明資料4)後に、これを国の機関としての神戸拘留所が買い取る過程に国の機関としての神戸地検が参加し、これによって訴訟費用問題をあらゆる人にとって成果のある形態で解決することを提起した。また、この提起の前例の無さから検察庁職員ないし執行官が差し押えの強制執行を余儀なくおこなうとしても、申し立て人の住居にある前記の古本を検察庁が拘留所に納入すればよいとも示唆した。事実、申し立て人の住居を来訪して交渉した神戸地検の職員らは、個人的には申し立て人の発想に感嘆し、意義深いものであると語ってい

たのである。しかし、報告を受けた地検ないし、より上層の幹部は、この発想が全国的に知れ渡り、様々に応用されることを怖れ、かつ住居へ踏み込む困難さから逃亡して銀行預金の差押えを企てたのである。これは前述の経過から見て、だれも認めることのできない錯誤であり、申し立て人の発想の獨創性・正当性を逆に浮き彫りしている。

③申し立て人は一九七〇年に神戸大学が懲戒免職処分を発表して以降、また数々の刑事事件の被告人になることを強いられて以降、あらゆる職業から追放され、その時々々の仮装的なフリー・アルバイトによって生活してきており、この数年の現実的な年間所得がずっと七〇万円に過ぎないことは区役所作成の書類（疎明資料5）からも示されている通りである。本件の第三債務者である銀行と契約した普通預金口座にも水光熱費などの自動振替に辛うじて達する額を苦心して月々払い込んでいる状態である。この金額が強制執行段階の直前にアルバイト収入の振込により差押額をやっと越えていることから、銀行は検察庁の指示により預金額の変動を通報していたと推測でき、このおとし前もつけていくことになる。なお、申し立て人は、さくら銀行に普通預金口座をもつだけで、他の銀行などにも定期預金等は全くない。本件の債権差押命令の差押債権目録によれば「数種の預金があるときは、普通・定期・通知・当座…の各預金の順序による」としているが、この順序の指定の仕方および預金額への配慮の欠如は、困窮している生活者の実態を知らない極めて安易かつ権力的な発想を開示しており、公平な大衆の視点からは決して認めえない措置である。そもそも、申し立て人が本件以外の（神戸大学闘争に関連する）刑事事件においては訴訟費用の免除を当然のこととして認められてきているのに反し、東京高裁の法廷で発生した刑事事件について（少なくとも一・二審判決が）訴訟費用の免除を認めていないのは、一三五日に及ぶ長期拘束と共に、裁判の「権威」を粉砕されたことに対する報復としか考えられない。勿論この「報復」の意図は、申し立て人により逆用され、権力構造を含む様々のテーマの追求に生かされているとはいえず、そのことにより裁判所の「報復」の意図が正当化されるわけではない。また、七月七日付の差押命令を差押の終了後の七月十四日に届くように送達するという小細工も許し難いこととして心ある人々の怒りを引き寄せつつある。このような措置が、かりに裁判の実務として慣例であるとしても、裁判所は文書作成の日付（に象徴される時間や関係）に対して厳密に責任を負わない限り、擬制として崩壊するであろう。本件を契機として問われているテーマ群の総体の位置や意味を再考し、本件の表記の申し立てに關して良心に基いて判断し直すことを要請する。

一九九三年七月十四日

仮装原告・被告団 松下 昇

神戸地方裁判所へ御中

松下昇様

波長が念ひ通りにあるというが、またも行きどおりに  
なしてしまつたと苦言をいひあります。

セニの付のお手紙と資料、あつたところにおつた。

うかつにも、銀行の差し押さへ」といふ手紙がある

とは気がつきませんでした。我が家も資料取りと

め芝は(元)三井銀行です。ふぶんは庶民の味方の

ような言葉をいひいるくまに、藤は陰湿な根柢に

加担して平然と〜へも、銀行への切りをそと、差

し印さる方の一部をかたります。

佐居の件も知らず、私があつたに、松下さんより

うな人なう、礼金を私にせよ佐居でもううううに。

じんな苦境にあつても、平然として冷静な情状

を見ておられる松下さんの姿は、何に由り〜いま

のなると、いつまで打つ人と話合つています。

ワードマン、現代建築にもあつた。佐川さん

に関連する部分を全面的に削除した理由は何な

のかいしうか。また、「生きた」を捨てる〜「未だ」を

捨てる等がな〜いしうに...。せめて「概念集」

を参考文献として付記しておけば、最低限の心  
心の証にはなつたとおもいますが、室内さんの造  
り業として購入してその心と考へた気持が消  
失しました。

逆に健康も気がついたら思ひます。畑が歌事場

に一歩〜、巻紙をいそぎました。腰痛の発

症が少なくて、悲喜交々とはこのこととす。但し

疲れやすさは年々加速してゐることは身にいつ

感じます。

歯の療養が甚だしく、ところどころに神経がは

たため、長年、痔にも苦しんでゐる。横濱の(佐川)

六(代初期)に通つたところ、五月末に突然心臓

病で倒れ、大手術の結果、なんと一命は取りとめた

そう、ほんとにす。奥さんと娘さんを助手と〜、三入

ごやつてゐる名匠中の名匠で、早く回復してゐるにかま

と、痛む歯をささるがうの二つとす。松下さんの入院

後、後記を必しはかへるがう書つた。お見舞の午後コー

と、最近、後景を担当してゐる物理科一年生に配布した

プリントを同封します。以上、近況報告の補充のみです。

九三・七二三山浦 元

## 廃棄物施設における気体発生の研究と対策は未解決である

第34号 (93.9)

「高レベル廃棄物管理施設・再処理工場」異議申立口頭審理  
一九九三年六月二十一日（於）科学技術庁〈意見陳述書〉 原告 山浦 元

世界の原子力先進諸国にとつて、これまでに累積した膨大な放射性廃棄物の処分は緊急のテーマになっていますが、私たちの日常性の感覚とは隔絶した、何百年、何千年もの長期間にわたる管理と監視を必要とする貯蔵・埋設の難事業であり、人知の及ばぬ天地異変や、予見しえない政治的・社会的変動という不確定要素への配慮を含めて、未解明の課題が山積しており、良心的な国ほど苦慮しているのが実態であります。

(一) 科学技術的な難題の一つに、近年浮上し、特に注目され始めた放射性廃棄物貯蔵・埋設施設における気体発生と対策の問題があります。

昨年、十三の原発先進国が参加した、OECD・NEA（ヨーロッパ経済協力開発機構・原子力機関）主催による国際会議がフランスで開かれ、四百数十ページに及ぶプロシーディングが刊行されました（註）。

掲載されている三十二編の研究論文は、このテーマがまだ暗中模索の実地調査と模擬実験・模擬解析の段階にあることを示唆していますが、（我が国以外）どの国も極めて深刻に受け止めており、具体的な対策を講ずる必要性を強調しています。

発生する気体の種類とその原因は、連成現象もあり多種多様ですが、各国の研究対象を、夫々の貯蔵施設・処分場・処分予定（候補）地における調査報告と解析をもとにまとめてみると、概略次のように分類できます。

(一) 廃棄物・収納容器（ドラム缶、キャニスター）・貯蔵・埋設施設構造物の金属腐食による気体の生成（米、英、カナダ、フィンランド他）。

(二) 繊維性廃棄物の熱的・化学的变化によるCO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>等の生成（英、米他）。

(三) 施設構造物、充填剤、土壌、岩層等の周辺物質の放射化と、それに伴う熱的・化学的作用によるH<sub>2</sub>、CO<sub>2</sub>、CO、SO<sub>2</sub>

N<sub>2</sub>、N<sub>2</sub>O、H<sub>2</sub>S、O<sub>2</sub>、H<sub>2</sub>O、CH<sub>4</sub>、Cl<sub>2</sub>、HCl、He、Ar等の生成が進んで施設構造物を破壊させ

成（米、英、独、仏、伊、カナダ、スペイン、スイス、ベルギー、EC他）。

(四) 土壌や岩層内の微生物分（フィンランド、EC他）。

(二) 低レベル、中レベル、高レベルを問わず、宿命的に高温かつ高圧の発熱体である放射性廃棄物自体に起因して発生し放出されるこれらの気体は、施設や環境に

様々な悪影響を及ぼし、取り返しのつかない被害と災害をもたらす危険性があります。

(一) 腐食性、毒性、放射性を持つ気体は、収納容器と周辺物質をさらに腐食・劣化させると同時に、気体の自己増殖過程が進行する。

(二) 可燃性の気体が燃焼・爆発し、施設の火災を引き起こす。

(三) 気体の累積と共に増加する圧力が、コンクリートの耐圧限

界を越えようと、亀裂が生じ、損傷が進行して施設構造物を破壊させ

(四) 気体の圧力は土壌と岩層にも亀裂を発生させ、施設内に侵入する地下水と気体との相乗効果によって、収納容器の腐敗・分解が一層促進される。

これらは、廃棄物収納容器を含む人工バリア及び天然バリア総体の崩壊を意味します。その結果、いかなる事態に到るかは明らかではありません。即ち

(五) 廃棄物体内の放射性核種は、気体と共に外界へ放出される。

(六) 土壌と岩層の地下水に溶解した放射性核種と気体は、地下水と共に移行・拡散するが、移流速度は気体の圧力によって著しく加速される。

(七) かくして、地上に放出された放射性物質と汚染された地下水は、半永久的に生物圏を循環し、呼吸と食物連鎖を通じて全生命体を蝕み続けることになる。

以上に述べたことは、勿論単なる

以上述べたことは、勿論単なる

る机上のシナリオではなく、欧米諸国の測定と評価によると、ドラム缶一本当り、年間数モル程度の気体が発生して、施設内の気体圧力は百万バスカルのオーダーに達し、コンクリートや地層に亀裂が生ずる危険性を具体的に指摘しています。沉んや高レベル廃棄物においてをや、ということになるわけです。[R]廃棄物のドラム缶一本から一五〇モルの気体が発生する、という米 WIPP (Waste Isolation Pilot Plant) に関するテスト結果も報告されています。

故意か偶然か、今日と明日、日本原電・敦賀原電から低・中レベルドラム缶千三百四本が、そして二十九日には、関西電力・大飯原電から一千本が六ヶ所村へ搬入されると伝えられていますが、原電地元の貯蔵施設で、発生する気体の量と圧力を測定したことが一度でもあるのか、この場で答えて戴きたい。

(三) フランスでは原子力庁・原子力安全委員会が主導し、アメリカはスイスと、イギリスは伊・ベルギーと、ドイツは仏・スペイン・スイスと、夫々共同研究体制を組むなどとして、欧米のどの国も、低・中・高レベル廃棄物すべてを対象に、実サイトを中心としたデータ収集と解析に着手し、真剣に対策を模索し始めています。たとえば

(一) 耐放射性、耐食性、耐熱性の観点から、収納容器の材質を強化する。

(二) さらに耐圧性も考慮して、コンクリートなど施設構造物の材質・強度を再検討する。

(三) バリアを強化して、地層・岩層への気体の移行、拡散を抑制する。

(四) 砂層、空間層を設けるなど、充填材の有無を含めて、施設構造を見直す。

(五) ガス抜きベントなど、一定の圧力に達した気体の放出路を設置する。

要するに既成の貯蔵法および処

分法の全面的な再検討が迫られていると言えます。尤も、構造体をどんなに頑強にしても、増加する廃棄物量と時間の関数として累増する一方の気体に耐え得ない以上、決め手は気体放出しがありません。然し、放出すれば、その放射性、腐食性、有毒性、可燃性による環境の汚染はやはり免れない。

放射性廃棄物が生態系と全く相容れない疎外体であることが良く分かります。何よりも、放射性廃棄物発生の根源を即刻断ち切るべきであります。

(四) 他国との共同研究論文を含めて、ドイツは八編、イギリスは六編、アメリカは五編、フランス・カナダ・スイスは夫々三編等を国際会議で発表していますが、我国は炭素鋼を水に入れて、発生する水素の量を報告しただけであります。その低水準さは、この問題に取り組む我國のいい加減な姿勢を如実に示しています。

日本原子力学会誌・九三年五月

号に、「高レベル放射性廃棄物地層処分システムの初期過渡状態の解析」と題する、電力中研、東大、日本原研他による共同論文が掲載されました。予期していた通り、対象を炭素鋼と水素に限定し、処分システムや環境条件に関する全く恣意的な仮定を次々と積み重ねた上で、文字通り机上の模倣計算のみを行ない、(放射線と水蒸気によって発生する水素の量は無視しうる程度であり、地下水による腐食速度も小さく、解析結果は十分安全側にある)と結論づけていました。

このように、結論を必ず安全側に先行させて、解析の前提条件をそれに合わせて選択する常套法は、国の安全審査のやり方と同一であり、科学技術とは一切無縁であります。自国の実サイトで、可能な限り現実的なデータを蓄積しつつある諸国とは雲泥の差があると言っはかありません。

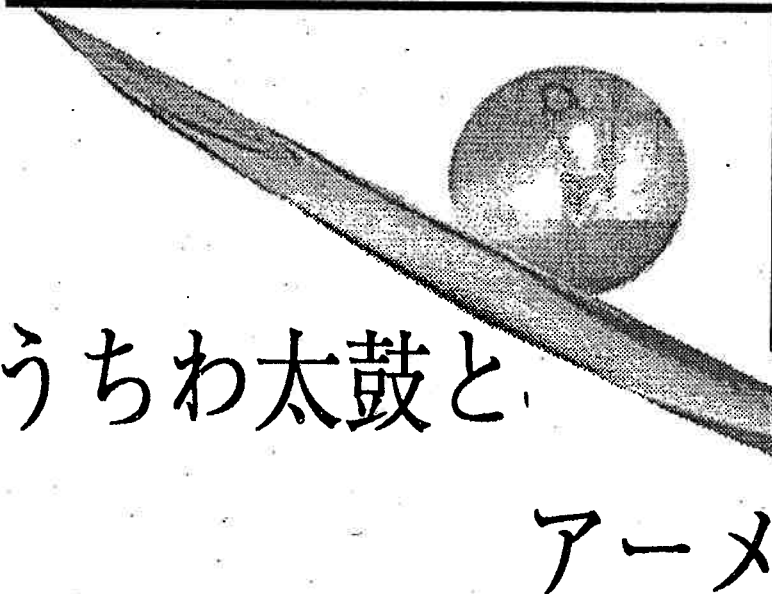
(五) 科学技術庁における低レベル異議申立口頭審理で、我が国が放

放射性廃棄物の海洋投棄に最後まで  
固執していた事実を明らかにしま  
したが、それが不可能となるや、  
今度は低レベル廃棄物の掘切りを  
画策し、産業廃棄物と同一化し  
て、陸地投棄、海洋投棄を開始し  
たことは周知の通りであります。  
そして、軟弱で複雑な地質に加  
えて、地震および軍用機という恐  
るべき時限爆弾をかかえ、核施設  
には最も不適切な六ヶ所村で、実  
証的な安全確認を一切行うことな  
く、前述の如き空理空論に基づい  
て、残りの低・中および高レベル  
廃棄物の陸地投棄を謀り、強行し  
つつあるのが我国の無慚な実態で  
あります。

このような、国と原子力産業  
界、そして双方に依拠し、かつ支  
えている似非科学者・技術者らに  
よる、地域住民に対する差別、人  
権無視、生命蔑視の蛮行を、私た  
ちは断じて認めるわけにはいかな  
い。

原子力最先進国でありながら、  
国際会議にも参加せず、依然とし  
て無謀きわまる海洋投棄を続けて

(註) Proceeding of Gas Generation  
and release from Radioactive Waste  
Repository: OECD/NEA (1997).



# うちわ太鼓と

# アーメン

原告 岡本宗雄

\*ご来光を拝んだ  
天は、どこまでも大きかった。  
地は、どこまでも広がった。  
太鼓をたたき、一步一步大地を  
踏みしめながら、天と地の大きさを  
に打たれていた。そして、天と地  
の中に、自分が溶け込んでいるの  
を感じていた。

野宿をする機会にも恵まれた。  
わたしにとって、これが初めての  
体験だった。

野宿は、夜というものを改めて  
教えてくれる。夜は、天も地も、  
い、人の幸せを祈る旅である。原  
発は、天と地への畏敬の念を人が  
失ったところに、できたものでは  
ないか。しみじみと、そう思っ  
た。

ご来光を拝むことが、二回でき  
た。海辺と丘の上とで。とても幸  
せだった。日の出の有り難さを、  
深く味わった。荘厳さに打たれな  
がら、お題目を唱えた。

太陽を、原子の魂としてしか考  
えなくなつたところに、人々の不  
幸が始まつたのにちがいない。頭  
でっかちになって、心を失ってい  
た自分を感じる生活と、どちらが  
真実に近いだろうか。  
釘宮上人らとお別れする最後の



晩が、野宿だった。寝る前のひととき、月の光を浴び、虫の音を聞

きながら、いろいろ話し合った。心安らぐひとときだった。

珠洲から、能登の内海つたいに六水まで、やくごキロの行程を三日間御一緒に歩かせてもらった。上人らは、さらに大阪まで、ふた月を歩き通す。これからも野宿の機会が多いだろう。

\*キリストにならって わたしは、中学時代に洗礼を受けたカトリックである。上人はじめ、日本山妙法寺の方々には、教えられるところが多く、機会があればできるだけ、御一緒にさせていただくことにしている。

どうしてクリスチャンが太鼓をたたき、お題目を唱えて、お坊さんがたと歩くのか。そんなことが許されるのか。変節ではないか。

正直言って、初めは、わたしも抵抗があった。しかし、いま、自分がかトリックだからこそ、上人と太鼓をたたいて、歩かなければならないと思っている。キリストに出会い、キリスト者になった

からこそ、自分に忠実に生きようと思つた。自分には忠実に生きようと思つた。自分には忠実に生きようと思つた。

たといえば、太鼓である。日本山の輝いているのみだ。そのかすかな、しかし、すばらしい輝きを、能登の片田舎に見ることができ

お坊さんは、うちわ太鼓ひとつ持つて、世界中を歩脚してまわる。太鼓の音は、人のいのちのリズムであり、天地にこだまする響きである。単調ともいえる響きのなかで、心は深まっていく。このリズムの中で、人は天地と一体になる。テレビの音は、これと違う。先へ先へと急ぐ音である。おもしろいかも知れないが、人の心を浅くする。

仏教者との出会いのなかで、自然の有り難さが、さらに良く分かる。人を拝み、日の出を拝み、お世話になった場所を拝む。見えるものを通して、見えないものを拝むのである。宇宙の神秘の中で謙虚になり、真の有り難さを拝むのである。ここには、キリスト者も仏教者もない。

\*おにぎりとスイカ 思いもよらない出会いもあった。お布施をする人々である。お布施は、古来からの優れた宗教伝承にちがいない。ただ、現代では、かすかな残り火のように、

輝いているのみだ。そのかすかな、しかし、すばらしい輝きを、能登の片田舎に見ることができ、お坊さん一行に、人々は、心からなるもてなしをしてくれるのである。とある雑貨屋に、釘宮上人が、何か朝食用のものを買い求めようとしたところ、その老夫婦は大変喜び、私たち四人におにぎり

とスイカを早速御馳走してくれた。自分たちがこれから食べようとしていた、炊きたてのごはん全部を、にぎってくれたのである。巡礼者をもてなすことが、なによりうれしそうであった。

ある時は、すれ違う車をとめて、中年の男性が無造作に千円札を数枚、私たちに手渡してくれるのだった。またある時は、犬の散歩の途中の夫婦や、農作業の帰りの老婆らが、うやうやしく私たちに

お金を差し出してくれるのだった。 一晩の仮の宿を求め、たまたま訪ねた寺で、住職が不在だったにもかかわらず、老婦人と若奥さん



山浦元様

入山の手紙にお送りした知の手紙は早速返信をいただきました。  
(7-20-15と同じように)

下取りしお返すまで同封していただくようお願いしてあります。  
この手紙は早く返信が返ってきたらぜひ読んでいただきたいと思います。

本当にありがとうございます。 (佐居のついでに、このお返事は必死で、かつたたく試行して、入陸と同様に、何となく受けたいです。)

知を山浦区にあって、新島を個々フリーランスでまわす  
お金のとりかえを承けています。この経験から山浦区  
と話し合ってみよう。佐藤先生の立派な口はよく知ります。

また山浦区への信頼と謝辞を。きっとこれに尽きています。  
ありがとうございます。

6/11 公刊の報告、6/21 意見陳述等、これら山  
浦区への力と精進、橋渡しの最高度を生かして

表現として上げました。これを選挙や政指の行方に関心

をもつ人々へ、その何れか一が実現し、関心と向きを

与え、社会の数字前進するのだからと喜ぶことができます。

知をできる限り、テラスを要する人々に伝えていくつもりです。



この情状を  
山田工士の清書の  
傍に記す

< 微分方程式の解法 > にこの工士が人々を説明し、しかも資料  
の請書録、重要個所と表裏一体で、学生諸君に取付けた  
方法に感心して居ました。山田工士の工事は、先生は解法的で  
かつ、まことにマツコロの如く、その内容は「教録」を以てした  
ので、と云ふ事は、その工事は、文章にして、学生諸君  
に提起する態度を立派だと思つて居ます。より此後には、  
(今の中、前、後、と合せて) 30%以上になり、TVAの普通  
の町向単位( )の、緊張や沈黙の耐性、と云ふ、  
人間の親性の根拠、好悪、と、真実な問題に、  
人間の、好む、好まぬ、  
愛し入る、  
この工士の、  
方法を、  
8月末から9月のはじめまで、山下昇(にのりせの)批評集  
の、  
甲向に、  
(  
お送りした後に、  
< 山田工士が、  
ココヨ ケ-35, 20x20

社会全体

この句は、

山崎 元 様

此評集の6月号に刊行したのでもお送りします。

銀行録金差印に因りて銀行致意を即下すに決意と強

即時致意の事は之を同致しす。 「ラット」が現れ建案の上で  
向い合せて各人の表現の

この山崎の「復」の致意の一端を承りまかす

下す山崎の事です。

1933年9月1日 松平 昇

平成5年(ソラ)第14号

基本事件 平成5年(ル)第511号

## 決 定

住 所 神戸市灘区赤松町1丁目1番11号

抗 告 人 松 下 昇

### 主 文

本件執行抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

### 理 由

本件執行抗告は、抗告状の提出期限（裁判の告知を受けた日から1週間）を徒過により不適法であって、その不備を補正することができないことが明らかであるから、民事執行法10条5項、20条、民事訴訟法89条を適用して、主文のとおり決定する。

平成5年8月24日

神戸地方裁判所第三民事部

裁 判 官 木 山 暢 良

即時抗告申立書

執行抗告に対する本年8月24日付の決定を取り消す、この裁判を求める。

申立ての理由

一 執行抗告を却下する理由として、提出期限を過ぎていることのみを挙げているが、執行抗告は記載した日付に提出されており、裁判所内部での作為により、提出期限を過ぎて到着したという仮装をとらされている可能性があり、証拠調べが必要である。申立人が執行抗告を期限内に作成し提出したことを立証しうる証人の口頭弁論における証言を要請する。この口頭弁論までは、前記決定は無効である。

二 執行抗告を却下する理由として、民事執行法10条5項を適用しているが、この項は

執行抗告人が理由書の提出をしなかったとき(a)、  
理由の記載が規定に違反しているとき(b)、

抗告が不適法で不備を補正できないとき(c)には却下すべきことを規定している。

ところで、申立人は理由書は出しているから(a)はクリアしている。また、前記のように執行抗告を期限内に作成し提出しており、必要な収入印紙や郵便切手も裁判所の8月13日付の補正命令に応じて8月17日に全額を提出している(そもそも、補正命令は執行抗告が期限内に到着したからこそ、抗告の内容を審理するために出されている)のであるから、いかなる視点から(c)に該当しない。では、どうなるか?そうである、「理由の記載が規定に違反しているとき」(b)が民事執行法10条5項を適用する真の意図であったことが証明されているのである。より正確に言えば、抗告内容があまりに過激であり、差押命令の不当性のみならず、前史過程の最高裁の失態、東京および神戸の検察庁の不合理な権力性などが、画期的な「古本」作戦によって全社会に公開されるのを恐怖するあまり、抗告の内容を審理する以前に却下しようとして(b)を含む民事執行法10条5項にすぎたのである。このような抗告は法的レベルを超えているから、とても手に食えない……とおそろくつぶやきつ。

三 さらに指摘すべき重要な事実を示すと、執行抗告を却下したのは、差押命令を出したのと同一の裁判官・木山暢郎である。こんなバカなことがあるか!裁判官の命令や決定の違法性に対する批判を当事者(かつ加害者)が公平に審理しようとはだれも信じないであろう。現在の裁判制度には、通常の人の判断からは専制君主の暴政と同レベルの規定が多く(特に、裁判官が審理なしに直ちに忌避申立を却下したり、拘束・制裁を加えたりすることを認める規定や奨励する判例に象徴される。)、その体質が本件にも露出しており、本件は、これらの制度や実態との関連において審理されるべきである。当面は裁判所で形式的に。しかし本質的には、それらを打倒し解体する状況の中で……。

一九九三年八月二十七日

仮装原告・被告団気付

松下 昇

神戸地方裁判所(大阪高等裁判所)御中

問い△口わせて下さった方々へ

「ワードマップ 現代建築」あとがき・補記をごらんになって、新曜社へ経過や資料について問い合わせ下さったことに、お礼を申し上げます。ただし、応答の遅れに不審の念を抱いておられるのではないかと心配しております。

私は前記の本の刊行に至る最終段階には同時代建築研究会の会合へ、地理的・思想的・経済的等の理由で出席してはず、問い合わせがあったことも8月9日に偶然の機会に同時代建築研究会の現在の出席メンバーである高橋俊和氏・笠原れい子さんから電話で聞きました。その時にも、問い合わせ下さった方々の連絡先を伝えてもらえば私の方から直ちに資料を送るとのべたのですが、他のメンバーとの相談の必要もあったのか、私への連絡先の開示はなままでした。そこで8月22日に私から高橋俊和氏・笠原れい子さんへ督促したところ、8月24日に電話があり、同時代建築研究会としての応答の仕方は決まっています、九月に入ってから集まって相談するということでした。しかし私は、それを待つことは不要であると主張して、送付先の開示を重ねて要請しました。理由は次の諸点です。

①読者の方々の問い合わせに直ちに応答することは、会の活動に関わった者総体（9月に集まりうる者より、ずっと範囲は広い。）がとるべき当然の行為であり、不十分な応答や、応答の遅れは失礼であるのみならず、執筆／刊行の根拠を自ら解体するに等しい。

②93年5月の刊行（これ自体が、すでに刊行の予告から数年も遅れているのであるが）までに、すでに読者からの問い合わせに対する応答の仕方を、資料の準備と共に完了しておくべきであった。本来、私の91年8月以来の提起（特に松下作成の「あとがき」原案の掲載拒否に関連する問題）に対して各メンバーの見解を、会の機関誌である同時代建築通信に、本の刊行前に掲載していれば、それが読者からの問い合わせに対する応答の基本になりえたはずであり、未実現の責任があらためて問い返されている。

③読者に届ける資料には、掲載されなかった松下の文章の他に堀川氏の文章を加えるべきである。なぜなら、読者には知らされていないが、本には松下の文章の他に堀川氏の文章も掲載されなかったからである。（註をつけると、本のあとがき・補記は松下作成の「あとがき」原案を掲載しない代りにという位相で、また松下の提起への過渡的対処として、高橋俊和氏・笠原れい子さんによって作成／提出されたが、92年1月12日の宮内氏を含む編集会議で堀川氏の文章の非掲載に関する部分その他が削除された。）

高橋俊和氏・笠原れい子さんは、私の考えを了承され、他のメンバーの意見も聞かれた上で、8月25日の電話で、方針が決まるのは10月の宮内氏の一周忌の集まりの場になりそうであるし、決まるとしても前記のレベルを包括しえないであろうとの判断から、私へ読者の方々の連絡先のうち判明している一部を開示して下さいだったので、すでに準備しておいた資料を一部の読者の方々へは発送可能になりました。今後、10月の集まりを経て別の形でお送りするということもあるでしょうが、私がお送りするものと総合して判断下さい。

いま私からお送りする資料は次の通りです。

一「一九九一・六・二〇討論の記録」(91年10月に松下氣付で刊行)

「91年6月20日付の同時代建築研究会あての提起」(松下)が42ページ

「その後の経過について」(松下)が48ページ

「『ワードマップ 現代建築』目次とへあとがき」原案」(松下)が44ページ

「9・18〜10・16会議への遠方からの発言」(松下)が47ページ

に掲載されています。

二「概念集・6」(92年1月に松下氣付で刊行)

掲載されなかった原稿ないし校正刷りとして、

「バリケード」(松下)が4ページ

「法廷」(松下)が8ページ

「監獄」(松下)が12ページ

「空間とコンテキスト」(堀川)が18ページ

「建築モラトリアム」(堀川)が22ページに、

堀川氏の文章をここに掲載する根拠(松下・3ページ)と共に

掲載されています。

三「宮内康氏を追悼するためのレジュメ(序)」(松下が92年12月に作成)

これは直接には読者の方々への応答資料ではありませんが、同時代建築研究会の中心であり、それ以上に私たちの同時代者であった宮内氏の位置や意味を未来的に〈追悼〉するために加えさせていただきました。なお、私の文章と、それを読んで堀川氏が書かれた文章の双方を、宮内氏追悼号としての同時代建築通信の最終号に掲載してほしいと要望したのですが、最終号の編集担当者との意見の食い違い(経過は省きますが、本に松下と堀川氏の文章が掲載されなかった理由に連続して対応しています。)のために掲載されなくなっています。ただし、他の人々の追悼文の集まりが悪く、これまでの編集担当者による最終号自体が刊行されない可能性もあり、これは同時代建築研究会の姿の象徴でもあるといえるでしょう。私の文章と共に堀川氏の文章のコピーを同封することはできませんが、時間的に了承を得る余裕がないので、私の文章だけをお送りすることにし、堀川氏の文章をご希望の方が松下へご連絡下さるまでに堀川氏の了承を得ておきます。快諾されるはずです。

以上の資料や、この送り状の記述について、ご質問やご意見があれば、遠慮なくお伝え下さい。できる限りの応答をします。これを契機として、より広汎なテーマについても共に考えていくことができれば幸いです。なお、一方的に資料を送っておいで失礼ですが、送料プラスαのカンパを同封の郵便振替用紙で送っていただければ、活動に役立つので、よろしくお願いたします。

1993年8月25日

松下 昇

松下昇様

相次ぐ台風で、松下さんの家は大丈夫かると  
 気になされたところ、九月五日(日)の朝、予告  
 通り批評集が届けられ、松夏ご挨拶の二通  
 を知りました。  
 休日は郵便物の整理、新聞・雑誌の切り抜  
 きなどでおぼす二通が多いのですが、この日はゆ  
 てもパンフをめぐりました。掲載資料の内  
 容、形式とモトバラエティーに言及、編集方針  
 も画一的でなく、的確な説と相まると印象が  
 り力が深く、読んでいて今更な感があります。  
 吉本、北川氏らの文章を読めながら、松下さん  
 の超人的なエトスの大きさとその郵は、こうして  
 評群に由来してその大きさと感があります。  
 と同時に、一年前の身振のなごも秋を季り越  
 えられた結果として、私にも一冊のパンフを  
 手にする機会が生まれるのだという感慨も。  
 序文に書かれたように、大学闘争への関係の多  
 有無に関わりなく、全この人に問われようテーマ

2023 7-25 2023

を取り出しつつある。あるいは取り出さねばならぬ  
 のに、闘争関係者の多くが沈黙状態にある時点を  
 松下さんに例えられ、はたしてもやりますか。  
 前記しますが、八五折のお手紙も、たいへんありがたく  
 拝見しました。大学闘争どころか、おおよそ闘争と  
 は無縁であった人々が格別と対峙しているゆえに、  
 松下さんの呼びかけが、と連帯の言葉も伝  
 えられます。  
 同時に、下された「即時抗告申立書」の第三項  
 は、私たちが異議申立口頭審理に出席します、  
 事業許可した当事者が、審理を担当すると  
 は、まさに言語道断のきりかたです。法律の専門家  
 が受けつけないというも信じ難いことを述べね。  
 ワードマン、レトリックの原則的な対応も、松下  
 さんならごはです。濃紋の店かきも期待し  
 ています。  
 松下さんへは、お礼の言葉も、二冊も訴訟の  
 手帳も、いただきます。へるの趣意も肝に銘じて  
 秋の陣に備えさせていただきます。ゆえに、お礼の言葉も、

2023 7-25 2023

九三九七 山崎 啓

ご不便をたしてまいります。

概念集第9巻を刊行したのでお送りします。

発刊の頃、近くにある天王寺公園園有料化（野鳥者排除）に反対する会の中に、かつて神戸大で一しよに闘争した人かゝるので、先日集会に参加し、私や私の刊行してきたパンフレットに南心があまりつづあります。新しい読者のための会にはたのしみです。（このころのコピーを同封します。）

住居や身体の問題は、ほか（69）の原則と概念にて取り扱っていますから、あまり心配をさうないで下さい。

193、11、5  
松 F 早

山 浦 元 様



# 天王寺公園有料を撤回させる市民連絡会 発足からのあゆみ

- \* 1989年11月2日大阪市議会開催に先立つ議会運営委員会で市側が天王寺公園有料化（公園条例の一部「改正」）の説明を行う。
- \* 1989年11月6日大阪市議会建設港湾委員会の事前調査会で、委員会付託事項とせずに、市議会開会日に採決することが決められる。
- \* 1989年11月7日釜ヶ崎差別と闘う連絡会議・釜ヶ崎キリスト教協友会・釜ヶ崎医療連絡会議など7団体が、市議会各会派や市長に有料化の撤回を申し入れ。
- \* 1989年11月9日公園条例の一部「改正」案が可決される。
- \* 1990年1月14日市民連絡会結成集会と天王寺公園一周デモ、署名運動開始。近鉄前陸橋でビラ配布。参加者200名
- \* 1990年2月20日大阪市に署名（9,366名）提出。市議会議員を訪ねて有料化撤回への協力を要請。（第2次提出分との合計署名全国から約2万名集まる。）
- \* 1990年2月24日天王寺公園有料で再開園。正面入口付近でビラを配布、無料での入場を実行。また、65歳以上無料の告知がないことを指摘、掲示をおこなわせた。
- \* 1990年4月25日対大阪市第1回交渉。（事前に提出した質問事項①天王寺公園を無料に戻すこと。②今の天王寺公園は緑が少なく、公園としてふさわしいとは思えないこと。③有料に至った経過について④野宿者の排除について）
- \* 1990年～93年の各年、釜ヶ崎夏祭りにパネル展示とトビウオの炭焼きの出店で参加。
- \* 1990年12月2日集会開催。「人と緑のかくらん会、土と大樹をかえさんかい！ー「人権」と「環境」の視点から天王寺公園を考えるー
- \* 1990年12月5日大阪弁護士会人権擁護委員会へ申し立。
- \* 1991年3月天王寺区内の2ヶ所を中心とした大阪市内住民に対して、アンケート調査実施・回答数158名。「公園は無料が当然」が多数。
- \* 1991年4月21日第3日曜日定例行動・ヒマワリの種を配布・紙芝居を行う。無料入場を試み制止される。
- \* 1991年4月25日大阪地方裁判所に提訴。
- \* 1991年11月大阪市長選立候補者4名に対して質問状発送。全員から回答を受け取る。
- \* 1991年11月24日天王寺公園前で定例外行動、日野・小西の「にわか」が人を呼ぶ。市長選立候補者2名が天王寺公園有料に反対の街頭演説。
- \* 1991年11月26日大阪弁護士会より人権擁護委員会への申し立てに対して「不処置」の処分結果届く。
- \* 1992年7月19日イベント「真夏の昼の夢」一歌と踊りと寸劇と一で公園前にぎわう。
- \* 1992年10月13日野性生物協議会主催の動物実験を考える集会「アニマル・サンデー」に共同参加して天王寺公園前でパネル展を開く。
- \* 1993年2月大阪地裁判決「公園有料化の目的に野宿者排除があったことは、十分推認できるが、結局、有料化するかどうかは政策上の選択の問題。違法とはいえない」
- \* 1993年3月地裁判決を受けて大阪市に質問状提出、4月大阪市建設局回答
- \* 1993年7月西尾市長自宅へ質問状発送

8月西尾市長回答「天王寺公園の有料化は、天王寺公園の再整備に係わって判断し、市議会の議決を得て行われたものであり、天王寺公園以外の公園の有料化については、現在のところ考えておりません。」

有料天王寺公園をめぐるって 11～12月の第3土曜日6時からですよ！

## 連続講座

今年「公園制度120周年」にあたります。また、大阪市が公園づくりに着手して70周年でもあります。全国的にもない都市公園（天王寺公園）の有料化という悪例をつくって、さらにもう4年になりまして、ついに人権を踏みにじるようなことを、のぞいてみることも、のぞいてみませんか。

### 第1回講座 都市と公園

10月16日（土）PM6:00～9:30

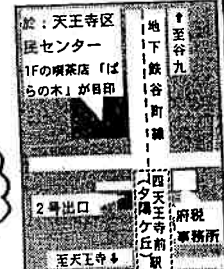
講師 佐々木 英二さん（環境建築設計家） スライドあり  
造る立場から、世界の公園との比較や都市問題としての公園のお話を。  
柴田 昌美さん（大阪の公園を歩く会）  
使う立場から、4年間大阪市内の公園ウォッチングをさせてのお話を。

### 第2回講座 野宿者と公園

11月20日（土）

### 第3回講座 都市と公園

12月18日（土）



於：天王寺区  
民センター  
1Fの喫茶店「ばらの木」が目印


地下鉄谷町線  
至天王寺

2号出口

天王寺公園事務所

参加費 ¥300

主催  
天王寺公園  
有料を撤回させる  
市民連絡会



大阪市西成区萩之茶屋2-8-9 旅路の里気付 問合せ(06)976-3560 小西

松下昇様

例にすぎず河村さんに論文の添削を依頼され、原稿書きの  
 合間を縫ってページをめぐっていると、十一、五頁のお  
 半紙と概念案が届けられました。ロシアの海洋技術  
 や、再処理工場提議の準備など、右佐左佐してしま  
 ううちに、ごさうごさうごぶさたしてしまいました。  
 相変わらず包括的で深いところから論理を展開して  
 おくれる。擬似科学批判の批判しを読んだら、決  
 して本意ではないとしても、どうぼやけるか不明な  
 ままに、原子力産業界の仕事と請けをこ、コンセン  
 ータのプログラムを開発して行く。河村さんたちの  
 仕事は、(似非とは言わないまでも) 擬似の範疇で  
 に入るなあ、やり切れなかりました。<sup>(本来的)</sup> 核産業の  
 処分という視眼に限らずれば、松下さんのおっちゃん  
 へ(真正科学)の分野に入らねばおのれくはないと昇様  
 してあります。目的意識は一つの大きな分岐点で  
 す。最近河村さんがくり返す「もうやめた、早くや  
 めたい」という言葉が、それを象徴してきます。尤も、一〇  
 %の自信と誇りを保つて、ひたすら擬似科学を美談

とそかく、<sup>は</sup> 簡井氏 <sup>の</sup> 批判 <sup>と</sup> 論理 <sup>は</sup> <sup>同様に</sup> 批判 <sup>され</sup> ています。  
 河村氏は、<sup>同様に</sup> 批判 <sup>され</sup> ています。  
 河村氏は、<sup>同様に</sup> 批判 <sup>され</sup> ています。  
 河村氏は、<sup>同様に</sup> 批判 <sup>され</sup> ています。

↑「論理構造を理論...」の...  
 している池内某さんに比べると、まだま...  
 くの示唆も、ごさうごさうごぶさたして...  
 松下さんには、か書けな...  
 初稿」をす...  
 批判として再読...  
 断筆宣言に固まる...  
 最も説得力が...  
 る...  
 かの評論以外...  
 "老いた"のかを...  
 の「朝ま...  
 固める...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...  
 ...

これがくおき上る時に拾へ上げつゝある

獲物の一つです。

十一、十二付のお手紙、カンパ、ビデオテープ それぞれあり  
がたくうけとりました。  
(ビデオをもつてくる人のところまでみる予定です)  
知の表現を山浦さんのように的確にまげとつていた  
けると次の作業への力が出てきます。

住居の件の連続性というだけでもなつておりますが、  
の近くにある天王寺公園の問題に關して集會があり、  
知の表現を配布して、且にけえらへ領域を言ひ、次第に  
反忘が出てきています。コピーを同封します。

(とつともこの形態を配布したのであります)

なお、集會には多方面からの参加があり、  
のどうも配布されました。ここにも同封します。  
今後、山浦さん  
たちのつげんこくたんのバウナバーを応用しつゝ、  
かわらうく  
かのせうとも話をしていくつもりです。  
以上、とりあえずお礼と

93、11、25、27  
山下 昇  
この報告まで

山 浦 元 様

入  
れ  
ま  
し  
た。  
の  
心  
を  
つ  
て  
市  
民  
必  
読  
文  
献  
に

職員(元) 山本 千代子

文  
陽  
丘  
図  
書  
館  
(市立)

カ  
ッ  
コ  
の  
表  
現  
集

記号		誌名	発行所		備考		
P30	122	カッコ表現集	批評集刊行委員会				
購(寄)永		不定期刊					
発行日	巻号	通号	受入日	発行日	巻号	通号	受入日
88:10	2 篇	1	" 6	91:1		18	4.4.15 概念集 4
89:6	2 篇	2	" 4.4.15	" 7		19	" 5
87:9	3 篇 (223編)	3	" 2.16.6	92:1		20	" 6
88:9	" <続>	4	"	" 3	114.6	21	" 7
87:11	1 篇 (219編)	5	"				
88:1	" (220)	6	"				
88:2	" (221)	7	"				
88:3	" (222)	8	"				
88:11	" <続>	9	"				
88:8		10	"				
88:12		11	"				
88:9		12	"				
88:12		13	"				
89:5		14	"				
89:1		15	"				
89:9		16	"				
90:5		17	"				

191.4

所蔵初号:

## 公園は何の喩か

松下昇

最も身近な体験から考えると、街を歩いていて、少し休みたくなった時に、静かな樹の下にベンチがあればホッと近づくていくだろう。水飲み場やトイレがあれば、なおおりがたい。ごく狭い範囲の体験ではあるが、街の中の公園（というより空き地）には、ベンチはたいていあるが、水飲み場やトイレのない場合もかなりあり、やむを得ず喫茶店を探して立ち去るような時には、その公園（というより空き地）の周辺の人や風景への親愛感が急速に減少していく。私の親愛感を減少させないために、ぜひベンチの他に水飲み場やトイレを併置してほしい。

私の場合は今のところ、せいぜい前記のような不満の体験がある位だが、かりに私が持続的とはいかなくても一晩を街の中の公園（というより空き地）で過ごすとしたら、水飲み場やトイレの欠如は大きい怒りの要因になるだろう。まして、天王寺公園の中で野宿する生活をしいられてきた人々にとっては、公園が有料化され、広い静かな公園中のベンチや水飲み場やトイレが自由に使用できなくなるのは死活問題である。

天王寺公園の有料化を撤回させる市民の会の活動の経過は、10月16日の集会をよびかけるビラに簡潔にまとめられている。神戸大学闘争の過程で自主講座運動をしていた人が、この活動を中心的にすすめてきており、その人の呼び掛けで私も93年10月16日の連続講座に参加した。その日には「聴衆」を仮装していたので会場では全く発言してはず、その後の交流会で少しだけ発言したが、他の人々の発言を聞いて考えていたこと、その後考えてきていることを、まず討論の契機としてまとめてみると、次のようになる。

①外国を含む公園一般の歴史と現状、問題点については、自分の体験にもとづく報告から多くを教えられた。発想を拡げていくのに役立つであろう。

②前項と同時に印象的であるのは、(a)「公園」に関心をもつ各参加者の関心の角度の広さと、(b)「公園」問題が引き寄せる他の問題群の多彩さであった。

(a)は、各参加者がこれ以外に取り組んできている問題については十分に展開される時間が不足していたとはいえ、短い言葉のやりとりの向こうにある気配として感じられた。問題をきれいな面だけで把握しない自由な発想をもつ人が多いように思う。

(b)は、公園周辺や釜ヶ崎での現場における集会、デモ、署名、展示、歌や寸劇による活動の他に、市当局や選挙や裁判への関わりを通じて別の場での活動も必然化してきていることが示されている。

③前項の特性は貴重であり、さらに持続させていくべきであるのは勿論であるが、それを前提として、あえて指摘したいのは(a)の広さ、(b)の多彩さが内包している一種の空白であり、この空白を公園の具体的問題と対等に追求していく必要性である。この空白を私たちが現在の状況において強いられている「公園」の原初形態として把握することから何かが新しく始まるのではないか。この「公園」が具体的な天王寺公園問題のみならず、様々の位置で共通の空白や、その向こうの思いがけない光景を予感している人々を引き寄せ、共に考え、共に変革していく方法を発見していきたい。

ここまでを10月16日の集会参加者のうち連絡先の判る人々へ他の表現群(註1)と共に  
仮装切手(註2)で次回の11月20日までに郵送しましたが、続きを記します。

註1—自己紹介、既刊パンフのリスト、概念集テーマのリストを含み、今後の表現の  
共同作成作業に深く関わる。入手希望者にはお渡しします。

註2—切手の上にノリをつけてあるので、切手を切り取って水につけておくと、消印  
が消えて何度でも使用できます。

(註3—このページと次のページはビラにして11日18日の会場で配布した。註1と2は  
ビラに記し、3はパンフ刊行段階で記している。)

共通し、かつ対比的な位置と感性からの公園問題の把握、それによる視点の拡大。

支配・管理者、被支配・被管理者から—

都市の住民、非都市の住民から—

大人、子どもから—

男性、女性から—

寄場の労働者、河川敷の居住者から—

原住民(例・アイヌ、インディアン)、故郷をもたない流浪の民から—

バリエード占拠者、監獄の被拘束者から—

宇宙船の乗組員、病院の患者から—

動物、植物から— (その他さまざまな視点を提起して下さい。)

〈空白〉としての〈公園〉とは、どのようなヴィジョンか、という、予想できる質問への  
応答の序として…たんなる欠如というよりは無意識の不確定の可能性として把握したい。

〈空白〉としての〈公園〉は、どこから生じているか。世界革命や世界変革の思想・現実  
的基盤の崩壊、複雑化・潜行。大情況的テーマの背景への後退により生じている空白とし  
ての〈公園〉。直線的な状況への関わり方(例えば、かつてのベ平連的な運動、又は憲法  
を守る運動)が困難になっているにもかかわらず、依然として増してくる閉塞感と、まず  
自分のまわりの問題に自分のなしうる方法で関わりはじめねば…という切迫感が突き当た  
っている壁・柵の向こうにある空白としての〈公園〉。任意の〈〉問題に関わっても前  
記の空白に不可避的に出会うが、〈公園〉問題において、この不可避性と無意識の不確定  
の可能性は最大になるという発見—ここに全ての問題を引き寄せてみる事ができる。

〈公園〉問題は、各人にとって直ちに生活の根本に関わる重要性をもっていないとしても  
それゆえ逆に、どのような問題よりも広い、自由な把握と関わり方を可能にしている。

(例のいく一部—立法・司法・行政。労働・娯楽。自然・人工。環境・文明。心・身体。

討論・芸術など)

今後の討論・実践活動において踏まえておくべき原則として…

自分が自明であると考えている発想を、いったん全て疑いなおしてみる。全社会・全文明  
の現状を最も抑圧された位置から、最大限に自由な視点で把握しなおしてみる。各人と  
って、この作業がどのような差異と共通性をもっているかの確認と、活動への応用。

# 動物園全廃論

戴文士

(翻訳家)

この視点から提起するが、天王寺公園有料化を撤廃させる運動は、そのヴィジョンの中に天王寺動物園(全ての動物園)廃止の方向を(動物実験、家畜制度、肉食文明の廃止の方向で)含むべきではないか。

また、廃止された天王寺動物園の跡に何をやるかの構想も大衆的に討論したい。一例として、24時間開いている無料の大浴場つきの討論・演劇・音楽などを自由におこなえる場としていく。釜ヶ崎の労働者、住居・職業のない人の無期限滞在歓迎!

この提起の契機は、雨の日に釜ヶ崎の路上で仕事にアブレたまま、ひたすら濡れている人々を目撃した瞬間に、自分の監獄体験や河川敷での光景と複合される次元で、次に転載する文章を想起したことである。

1993年11月18日

松下昇

初めの動物園は、いつどこで誰によって創設されたか知らないし、調べたこともないが、ここで大事なのは、動物園を廃止すべき時が来ているということである。「生命」を優先させる者、総ての生命が平等なことを認める者、こういう数少ない人を除いては、動物園なるものはただ現代文明の一要素に過ぎず、子どもを連れて映画館へ行くと同じく、子どもを連れて動物園へゆき、我々の生物同士へ、乞食に自分の要らない物をやるように、菓子類などを投げてやる。その哀れな動物たちは、人間を楽しませるためにコンクリート、鉄、硝子などでできた牢獄の中で、無意味で空しき日々を送っているのである。

ある人は言う、しかし、子ども、特に都市の子どもにとっては、動物を観るのが大切な経験だ。まさにそのとおりである。しかし、動物園で観るのは動物ではなく、美しき牢獄の「囚人」なのである。動物はもともと檻の中の標本ではないはずである。彼らも人間と同じく、自分の生息地で自由に生きているべきであらう。動物の牢獄を設ける代わりに、彼らの正当な生息地を「開発」から守り、彼らを釈放してその生息地へ返そうではないか。そして都市の子どもたち(彼らは「都市」という酷い人工的環境の中に囚われた、哀れな囚人だが)を連れて、映画館や動物園へではなく、人間の住んでいない秘境へ行き、本物の動物を観るのはなく、本物の動物に出遇ってもらうのである。

動物園全廃! それは動物の権利の真の意味ではないだろうか。「人権」という都合のよい概念を捨てて、「総生権(総ての生物の権利)」の概念を採用すべき時が到来している。筆者は何年か前に動物園へ行くのをやめ、現在その全廃を主張している。動物園反対運動は、秘境(人間以外の生き物の生息地)の保全・拡大運動の一環である。「総生権」や、あらゆる生き物の平等を信じる者は、当然、動物園の囚人の釈放を要求するであろう。人間のことしか考えない美しき牢獄を廃止して、囚人たちを正当な棲み処に返そう。子どもたちはきっと理解してくれる。

「生命宇宙」第3号(85年8月)



註一 廃止すべきものは自衛隊や原発や大学を始めとして多岐にわたり、現在の社会で秩序から公認されている殆ど全てに及びそうである。これら総体を廃止していく主張は大きい妨害に直面してきたし、これから一層大きくなりうるであろうが、主張し続けるための根拠と方法を、共鳴する少数者の智慧と体験を生かしつつ共同で鍛練していきたい。

動物園廃止を一例として強調したいのは、廃止後の空白を止揚していくヴィジョンを、廃止の主張と同時に提起していくこと、全ての人々生命に共通する楽しさや解放感を基軸として展開していく必要である。



河川敷・身体・空間

松下 昇

河川敷に居住する人々のテーマが、急速に私たちの前面に出現してきたのは、契機としては、今年の一月段階に、兵庫県土木事務所が市民の要望にこたえられない形で、河川敷に立てられた小屋等の撤去を強行しはじめ、私たちが居住者との接触を開始してからであるが、具体的な居住地と撤去の強行予定が判明したのは、それを執行させられる側の一人に、京大A三六七での自主ゼミに参加してきた人がいたからである。

従って、河川敷のテーマは、その独自の場所的、建築的、人間的な特性と同時に、それにかかわる公約権力および執行者側の下部職員のかかえる困難さが示すものを、包括してとらえざるをえない位置にあった。このことをふまえて、まず、私たちの一人が、西宮、尼崎の河川敷の生活に持続的にかかわり、印像づけられた事項から記すことにする。

居住地点からいうと、武庫川(一級河川)のように密集市街地と、ある程度の距離をもち、すすき等の広範囲に生える地域には、建築用テント、板、資材等を原則的に組み合せた小屋が、(不法耕作)の畑をはきんで一定の間隔をおいて散在する。庄下川(二級河川)のように、市の中心部を流れる地域には、小屋をつくらず、商工会議所や文化センターのすぐ近くの橋の下に、橋の構造上のくぼみ等を利用し、廃品回収など

をして生活している例がある。一沖縄出身の初老の人たちが四人集まっていたり、墨田を占めて、阿重にも象徴的な場所である。

より都市部へ行くと、地下道公園等に、ゴミと紙袋だけをかかえた浮浪者がいたり、彼らが全体として、釜崎などに入ったり、出たりする層の下限を形成している。

彼らは圧倒的に中年以上の男性であり、社会ないし家庭の重任を受けてはみ出した大々であるが、自己史については、あまり語らない。それでも、二月はじめに、私たちが兵庫東西宮土木事務所知事などへの小屋の撤去・焼却に関する抗議・承知の文章を提起し、そのコピーを居住者に配布して討論の素材にした後は、次第に、いろいろな意見を述べるようになった。

二月九日から十日にかけて立ち退きを命じられた人の中から凍死者が出たことや、その後の再入居の状況が悪化した人を救急車で病院へ送ったこと、執行する側にいる私たちの共北の現場内での「非」合法活動の果した役割も大きい。そして、京大A三六七号室に関する仮処分異議公判(国)が私たちを排除しようとし、裁判所が認める決定を出したことへの異議(一へ、河川敷の居住者たちを証人として申請し、問題の共通性を広く開示していく、という私たちの予告も効を奏

して、二月下旬以降は、強制排除の動きは停止している。

しかし、問題は解決したわけではなく、やつと見えはじめたにすぎない。政治活動家のようにではなく、あえて(無)力な河川敷の居住者に仮装して列挙すると、一、一枚の新聞紙や一個のダンボールでも、ある場合には不可欠の建築材料になる。それは十分に、屋根や倉庫に匹敵すると想定すべきである。同時に、そのような想定(想像)をしだしている関係性の落差をつねに測定しつつ。

二、社会や家庭の圧力を最もよく受けて、疲れ切ったまま、かくれるように住んでいるという感性を転倒すべきである。汚いものを見るような市民、権力に付して、つねに対等に語り合う準備をしたい。

三、自己史や生活の知恵は、できるだけ記録(口頭で述べる時は筆記)し、集約し、応用しうる場を仲間たちで作作り出し、遠いように見えるが、同質のテーマをもつ場(例えば、大学構内の占拠空間と往還する。四、廃墟からの出立、をたえず方法化して生きる。過去・未来形の戦争体験の総括を。

五、女、子どもを(河川敷)一(乞食巡礼)にひきこめるような内的条件(魅力?)を創り出せたら……

六、現代社会の、さまざまな場所に(河川敷)を完見し、創出していく試み。

今のところ、河川敷に居住する人々は、バラバラに孤立したまま、排除されたり、襲撃されたり、捨てら

れた大やネコに近い生活をせられて、二、三方、これと異った形態の生活者の例を紹介しておく。私の隣人は、昨年暮に、故々所のサラ金から金をかりて借家に入ったが、その後一回も家賃を払わず、水光熱費も、商店や衛生協のつけも払わない。どんなにとくそくされても、中年女性と中学生の男の子はガンとして「すみません、今ありません」をくり返すばかりである。二、三ヶ月目にはガス、電気は止められたが、水は、その後も出ていた。借金とりに対する強じんな心理的抵抗力がないとできない芸当であるが、昨年暮に、どこからか舞いこみ、今年の七月末に、ひとへもなく去ったかれらの生き方のすさまじさ、孤立性は河川敷の人々のそれと共に想像力による連帯(拡大)のなかれらに最も欠損しているものの必要性を私に痛感させる。

河川敷に住む人々や、前述の不思議な隣人は特異な存在に愛せるとしても、本質的には私たちそれぞれ内部の必然性の拡大、かつ現代社会の(無)意識領域の具体化としてとらえるべきではないか。私自身のいくつかの体験的ヴィジョンを提示してみよう。

東京地裁一高裁の公判の前夜から、私はいつもAUR設計事務所を宿泊させていたのだが、公判当日の朝いつも上野公園を散歩する。その時、これまで数回、特に夏に(手配師らしい男から「仕事をさがしているのか?」と尋ねられたり、「浮浪者」から「どうして、ここにきたのか?」ときかれたことがある。秩序や文明から追放されている異本当は逆かもしれないが



「私のにおいのようなものを、おれらが自分の感覚でそれなりに鋭敏にかぎとっているのだらう。今年の三月二十六日の朝も、判決を強行しかねない法廷で拘束―監置処分をくらつてもいいような服装で、考えこみながら歩いていけると、同じように声をかけられた。その時は、はつきり自分でも、ああ、今、(河川敷)を歩いているのだ、持ち物も衣服も、自分このままになる。そして私の(獨立小屋)は、裁判所―拘置所なのだ。と感じていた。そして、この感じは、一九六九年の大学斗争のバリケード以降、何回かの(獨立小屋)―休養を統一し、飛躍させるもののようにして現われた。

警察の留置場や、拘置所―利務所の独房―雑居房はその社会の秩序的、文明的段階の下限を示している。その構造や生理的、心理的條件を、超高層ビル、河川敷の小屋などにおけるそれと、統一的に考察し、体教することは、建築に限らず、現代を把握しようとするものにとつて不可欠の前提であると思われる。

その際、いうまでもないことだが、視線は、つくり管理する立場からでなく、入らざるをえない、管理されている立場から差せられていなければならぬ。このようにいうだけでは、いくらか倫理的に響くかも知れないので、面白い例を上げておこう。

a. 私が、何回目かに入れられた留置場は、それまでの地下のものとは異なり、新たに、二階につくられた登壇ご自慢のものであった。たしかに、夕暮の数十分は、日もさしこみ、鉄格子の外も見えるが、まるで計

算したように、ホールディング場とトルコ風呂のネオンだけしか見えないように窓が位置しているのである。同様の青年は、地下にいた時には感じなかった苦しみを解決するために、いくつかの自供をしてしまった、と嘆いていた。

b. 東京地裁の新庁舎ビルは十八階であるが、裁判官室は別として、一般人が行き来する法廷のある階には窓が一つもなく、わずかに廊下のつき当りに、採光用の窓があるが、外壁を、ずつと突き出させる形で、皇居への展望を阻止している。

c. 河川敷の小屋は、住宅の窓のないシヨギング・コースの市民の視線にふれやすいものから順に、警察、市役所への通報、善処要求が始まる。

a, b, c. 全てに共通する視線の根底にある制約を、いかにとり出し変革するか、という課題が、この例からも明らかになる。

また、視線のテーマを拡大していえば、建築や空間を把握する場合には、身体性のテーマを媒介する必要がある。

一九七〇年五月十八日に、私は建築請負状が出ていることを承知で、かう逆用するために、もう一人の流

6. ベンデ指かいた巨大な

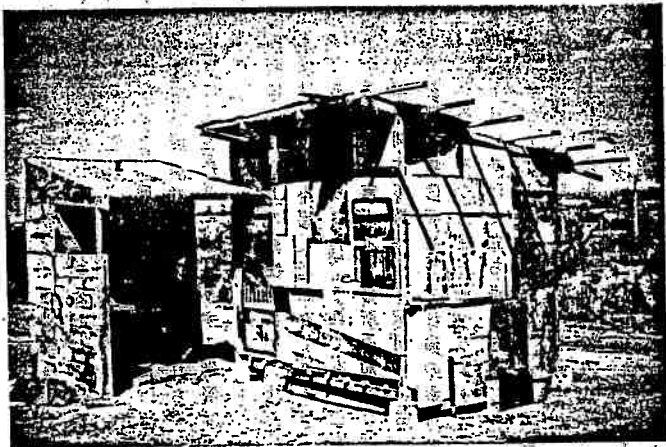
へVの上(ア)のよこに

その下に

わせて、日ざしや雨をさけつつ座っていた。私たちが合流してまもなく、大学当局の通報によつてかけつけた機動隊が、狂暴な軍靴で、私たちの原始的な(空間をバリバリと踏み割りつつ、私たちを逮捕したのだが、不思議にも私は、その音や、破れた板のスキマや、一瞬見つめた青い空の一片の雲などに、限りない親しきを感じていた。私の身体を、たとえ数十分にせよ入れてくれた(―)小屋が、私の(河川敷)―体験の原点であるかも知れない。三里塚の団結小屋とか、ヨーロッパの空ビル占拠運動にも共通することであろうが、可視的な建築形態以上に、身体の動きが、その段階の文明的欠損をどのようににえぐり出しつつ遺物との関係を対象化するか、という追求を今後とも続けたい。現在まで持続している、いくつかの場所の占拠については、すでに同時代建築通信第四号の「生斗舎論」にもその一端を記しているが、繰り返さないが、今突然、河川敷の原・持務林間員という住人の言葉を思い出した。

元 持務林間員

「どんなに道い出しても、鉄条網を張つても、ここへ来る者は、きますよ、百年たつても。」「これは中島みゆきの歌「百年たつても、あたしは死なない」(「異国」)と響き合つてもいるが、私は、あえてい



# 原発の増設は止められる！

福井県に敦賀3・4号炉反対の署名をつきつけましょう

## 敦賀3・4号炉増設計画を止めよう

私たち若狭ネットが今年5月に行った敦賀市民アンケート調査では、90%以上の人々が「もうこれ以上の原発はいらない」と増設反対の意見を表明しました。

10月25日、敦賀市に提出された「原発増設についての住民投票条例を求める直接請求署名」には、1万2千人の人々、有権者の4人に1人の思いが込められています。

福井県民の多くが増設反対です。嶺南地方では住民の9割が反対（福井新聞調査）、福井県民の56%が「はっきり反対」で、賛成はわずか15%（朝日新聞調査）です。誰が調べても圧倒的多数が増設に反対なのです。

私たちは、この声を具体的に結集するため、福井県議会に向けた敦賀3・4号炉増設反対署名を始めました。この署名を始めることで、敦賀市や福井県議会に圧力をかけ、敦賀3・4号炉増設を阻止したいと考えます。福井県下はもちろん、関西でも署名を進めます。ぜひ署名にご協力をお願いします。

## 若狭の原発増設計画を止める第一歩に

日本原電の敦賀3・4号炉の増設を突破口に、関電は美浜・大飯・高浜で合計5基もの原発増設を計画しています。

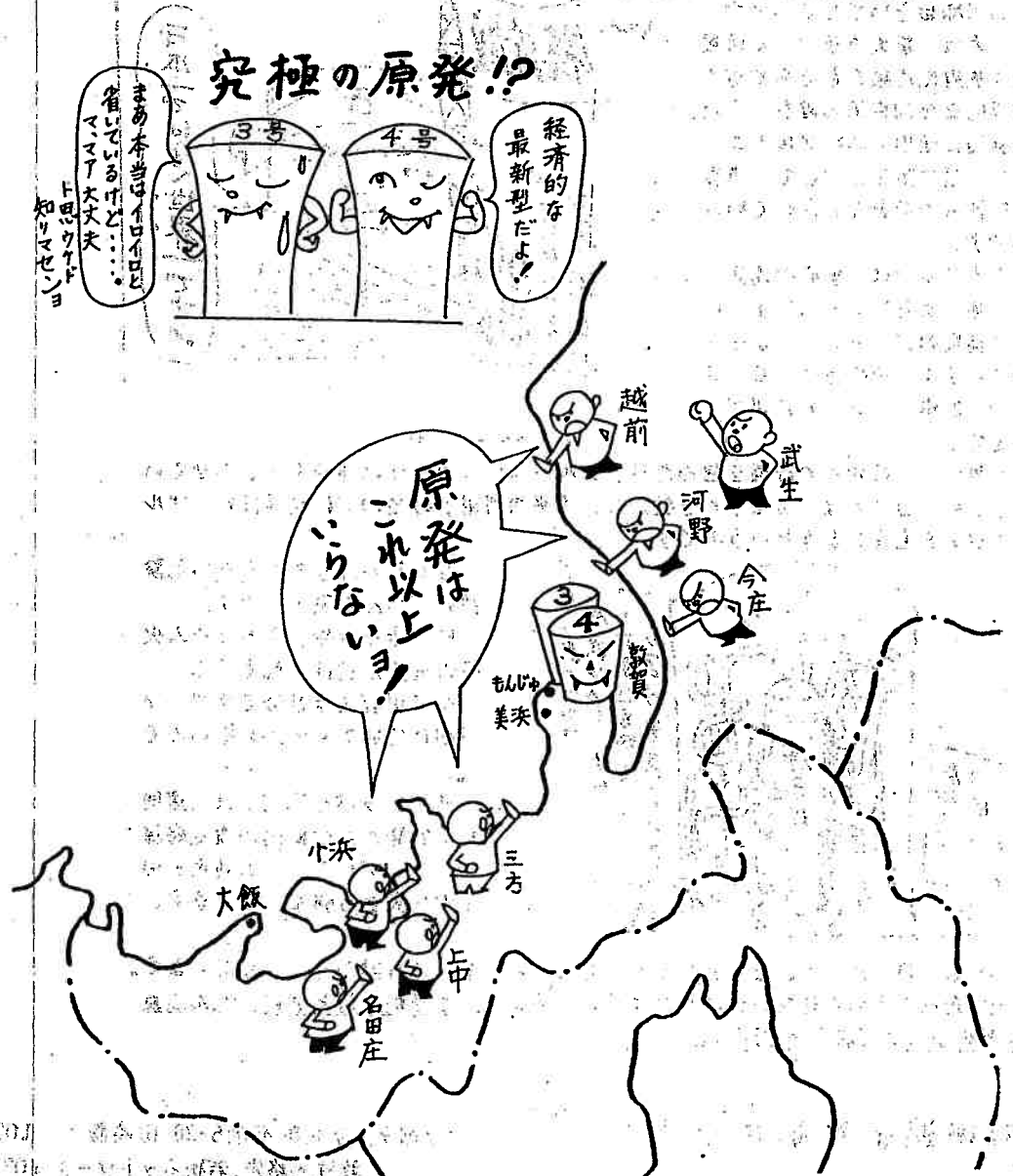
たび重なる原発事故はもうごめんです。労働者ヒバクにおびえ、放射能汚染の不安に包まれた生活はもうゴメンです。若狭でチェルノブイリが起こる前に何とかしたい・・・みなさんの気持ちは私たちも同じです。

原発にたよらない若狭をめざし、一緒に立ち上がって下さい。

## 敦賀3・4号炉の危険性

日本原電は、敦賀を世界初の最大級（142万キロを2基）の新型加圧水型原発の「実験場」にしようとしています。世界中で、建設計画のない、未経験の原発が敦賀に建設されようとしているのです。敦賀3・4号炉は、原子炉内にプルトニウムができやすく工夫されており、核暴走事故が起こりやすくなっているのです。

敦賀3・4号炉は、つまり「原発の経済性をトコトン追求し、安全性をきり縮めた究極の原発」なのです。若狭を新たな「原発実験場」にさせてはなりません。



# 来春臨界予定のもんじゅを止めよう

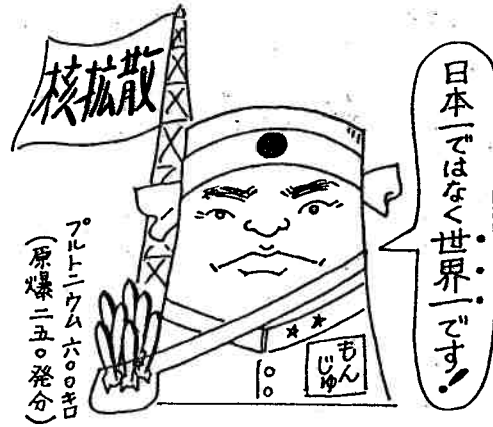
## プルトニウムを利用するためのもんじゅ

動燃は、世界が高速増殖炉開発から撤退時期の今、もんじゅの運転開始をめざしています。

日本は、重大事故による壊滅的な放射能汚染をもたらす点で、世界的な核加害国の道を、また、核兵器に転用可能なプルトニウムを大量に生み出す点で、世界の核拡散の道を押し進めているのです。

もんじゅでは、炉心の周辺、縦・横・高さに98%以上という高純度のプルトニウムが生み出されます。その量は、600キロで原爆250発分に相当する量です。

世界中が、核問題で監視を強めたり、プルトニウムの貯蔵に神経をとがらせているときに、日本では、もんじゅを動かし、「平和利用」の名の下に核兵器級のプルトニウムを生産しようというのです。



しかし、日本政府は、なんとしても、もんじゅを来春にも動かそうとしています。危険な運転を止めさせなければなりません。敦賀3・4号炉反対と共に、もんじゅ反対の署名にご協力をお願いします。

もんじゅはとてつもない危険性をはらんだ原子炉です。

核暴走事故や、ナトリウム火災の危険が避けられません。

原子炉容器は検査できず、ひび割れていてもわからないのです。

ヨーロッパや米国では高速増殖炉開発からの撤退が既定路線となり、プルトニウム利用を中止する動きも強まっています。

## もんじゅの本格的運転までの予定

10月13日～11月3日 内側炉心燃料装荷(108体)  
 11月～来年2月 ナトリウム冷却材の流量分布評価チェック  
 1994年2月 外側炉心燃料を装荷  
 (第9回輸送が2月頃と推定される)

## 来年4月

5月～6月  
 6月  
 6～11月  
 11～1995年2月  
 1995年2～4月

## さ来年4月

## さ来年12月

## 初臨界 (炉心燃料180体)

制御棒のきき具合などをチェック  
 残りの外側炉心燃料装荷(18体)  
 炉心燃料198体のフル装荷完了  
 炉の物理試験  
 設備点検  
 核加熱試験

## 発電開始

## 本格運転

## 美浜2号炉 コンクリート廃材を埋め捨てるのは、法律違反である。

今まで、原発内の管理区域から出た廃棄物は、すべて放射性廃棄物として扱ってきました。今回は、特例として、10月27日から格納容器の外側コンクリート廃材を一般の産業廃棄物として埋め捨てし始めました。これ以下なら放射能汚染はないとの基準もないまま、埋め捨てることは許されません。

関電、国、福井県は、法律違反をしています。

今回の処分は、放射性廃棄物を一般の廃棄物にする「スソ切り」処分の先取りです。到底許すことは出来ません。その被害は周辺住民がこうむるのです。

## ロシアの海洋投棄に抗議 日本海を汚すな!

私たちは、ロシアが日本海で、放射性廃棄物を投棄したことに抗議します。今後一切の投棄を無条件に即刻取りやめるように求めます。

ロシア政府と日本政府に核廃棄物の厳重な管理、貯蔵を要求します。また、核廃棄物の発生そのものを無くしていくことを求めます。

日本海投棄場所のすぐ近海の汚染実態、魚介類などへの徹底した影響調査を日本政府に求めます。

松下昇様

十二五付のお手紙を頂いたので、早くも一月近くが過ぎました。やり残した仕事に進めようと思います。

三つの公判と再処理提訴、そして六ヶ所村長選の応援も兼ねて、青森へ行く予定です。

冷害と不況の影響を最も強く受けたために、状況の厳しさは想像以上のものを感じました。補助金目当てに再処理工場も立ち上がる筈だと高をくくっていた国の思惑に、六ヶ所村民が一定の歯止めをかけた。それは一つの救いです。六ヶ所村も人権実況場にもようとかえへりる国を叩きつづけるにはどうしたらいいかを、公園に囲む松下山の文章を手がかりに考えようと思います（原子力産業新聞より）。

佐居の件はどうなるのでしょうか。二の午紙が届くかどうか心配です。先日、河村さんと会い、時間がかかるといって、年内に神戸を訪ねようかと誘って下さいますか……。何か力になれることがありましたら、電話で結構です。ご連絡下さい。夜八時過ぎまでいらして、夕方帰宅しています。お身体に気を付けて。

# 高レベル提訴・東海原発控訴審報告 -----東海裁判長に司法者の資格はない

原告 山浦 元

九月一七日朝、青森地裁に接した安全審査資料のうち、(保存された)〇〇さんが、一七日に元氣な顔を見せていたことを付記しておきます。

九月二〇日、午後一時三〇分、東京高裁八二三号法廷で、東海第二原発控訴審の第三〇回が開かれました。

「貯蔵」とは言い、その実態は「六ヶ所村投棄」であることが、先の異議申立口頭審理をふまえて、訴状に遡り明らかになっていくわけです。

閉廷後、検証に関する最終的な打ち合わせがありました。仕事の都合で検証に参加出来なくなり残念でしたが、別掲の報告をごらん下さい。

\*\*\* \*\*

九月二〇日、午後一時三〇分、東京高裁八二三号法廷で、東海第二原発控訴審の第三〇回が開かれました。

も、原子炉の設計・原発現場の監督に携わった田中三彦氏・平井憲夫氏らの証人申請に応ぜよ。被告は苦しまぎれに「基本設計の範囲は、実際に申請書に記載された事項によって決まる」などと、さらに滅茶苦茶を言い出したが、全く理解不能。申請者の方が大きい権限を持っているのかと質したのに対して、国の代理人は、「特段に説明することは無い」と述べて沈黙しました。

現代コミ文明、それを根底から支えてきた科学技術、そしてこれらに安易に依拠してきた人間と社会総体の在り方を問いただす世紀末最大の課題を、地域住民にすべての残滓と犠牲を押しつける形で終息させるわけには行きません。

引き続き、ウラン濃縮第一七回と低・中レベル第八回の裁判が開かれ、浅石弁護士団長が、前者に関する三三三の書証を提出して趣旨説明を加えました。

濃縮施設自体の欠陥と危険性を実証するにとどまらず、いずれ遠心分離機の台数や回転数などの詳細な性能を白日の下にさらし、核兵器用の高濃縮ウランの生産を阻止するための突破口が合法的に開かれたと言えます。

新たに登場した桜井文夫裁判長に対する控訴側の更新弁論が五月三二日に行なわれ、これを受けて今回は本格的に審理を再開し、継続する予定でした。ところが、なんと権力的かつ欺瞞に満ちた驚くべき訴訟指揮がなされたのです。

かくて誰が見ても、最大かつ最も本質的な論点にとどめが刺され、結着がついたのは明々白々であるにも拘らず、ここで裁判長が突如介入し、控訴側に対して指揮権発動に等しい恫喝を行なったのです。

伊東弁護士を始め東海弁護団は判決文に書いてあるのと同じだ。控訴人が最高裁判決に反対と言うなら先に進まない。最後は我々が判断して我々が決める。これは何だ？

伊東弁護士を始め東海弁護団は判決文に書いてあるのと同じだ。控訴人が最高裁判決に反対と言うなら先に進まない。最後は我々が判断して我々が決める。これは何だ？

伊東弁護士を始め東海弁護団は判決文に書いてあるのと同じだ。控訴人が最高裁判決に反対と言うなら先に進まない。最後は我々が判断して我々が決める。これは何だ？

伊東弁護士を始め東海弁護団は判決文に書いてあるのと同じだ。控訴人が最高裁判決に反対と言うなら先に進まない。最後は我々が判断して我々が決める。これは何だ？

伊東弁護士を始め東海弁護団は判決文に書いてあるのと同じだ。控訴人が最高裁判決に反対と言うなら先に進まない。最後は我々が判断して我々が決める。これは何だ？

伊東弁護士を始め東海弁護団は判決文に書いてあるのと同じだ。控訴人が最高裁判決に反対と言うなら先に進まない。最後は我々が判断して我々が決める。これは何だ？

伊東弁護士を始め東海弁護団は判決文に書いてあるのと同じだ。控訴人が最高裁判決に反対と言うなら先に進まない。最後は我々が判断して我々が決める。これは何だ？

伊東弁護士を始め東海弁護団は判決文に書いてあるのと同じだ。控訴人が最高裁判決に反対と言うなら先に進まない。最後は我々が判断して我々が決める。これは何だ？



## 擬制の告発 XXXI

建て前上であるにせよ、司法の責任者に最低限要請されている善の公正さも中立性も、さらには三審制の基底にある自立した審理の原則をつらぬこうとする一片の姿勢も何もあつたものではない(前任者にはそれは確かにあつた)。この男は最低だと敢えて言つておきます。

伊方・福島最高裁判決は、技術論のイロハである基本設計の概念と範囲を抽象的にも具体的に把握し確定しえぬままに、国の専門技術的裁量特権論法に屈服して下級審がでつち上げた虚構の判決文を殆どまる写しにしたに過ぎませ

ん。詭弁に詭弁を重ねて成つた起承転結は、当然のことながら直ちに起承され、今度は転落の道をとどりました。

擬制の最高裁判決は、東海弁護団が本控訴審を通じて緻密な論理展開をもとに営々と積み上げてきた準備書面と弁論によって見事に転倒し解体され、あえなく反古と化したのです。

然るに、交代した途端に被告と

共に自らも窮地に陥っている危機的状況を察知した裁判長は、それでも依拠するしかない最高裁判決という唯一の規範に反古を振りかざして、死に体の被告を蘇生させよ、起死回生の詐術を試みたわけです。この手の詐術師が審理の終段に必ず登場してくる事実が、現司法の末期的体質と症状を象徴していると言えます。

もちろん、東海弁護団は一步も退かずに強権発動に抗議し、被告への釈明勧告を要求して閉廷になったのですが、いつも通り沈黙と無表情をきめ込んでいた(核燃訴訟の主任弁護士を含む)国の代理人らは、控訴側と裁判長の激しい応酬後、一斉に薄ら笑いを浮かべました。こんな裁判長にへ判断させてはならない。

まさに司法ファッショと呼ぶほかない裁判長の予断と居直りと権謀術策を許さず、「証人中請却下、控訴棄却」の筋書きを粉碎するために、多くの方々の傍聴を呼びかけます。

閉廷後の総括集会で、「もんじゅ」の使用済燃料を再処理する東海第二再処理工場計画について、根本がさんが報告されました。

私たちは新政権に何らの幻想も抱いてはならないと思います。

### 核燃訴訟

ウラン濃縮第一八回・低レベル第九回・高レベル第一回

<日時>一二月三日 午前十時開廷

<場所>青森地裁

<集合>青い森公園 午前九時(前段集会)、同九時四十分

再処理提訴

### 東海原発控訴審第三一回

<日時>一二月一三日 午後一時三十分～

<場所>東京高裁第八一三号法廷